

種別	教員俸給手当		計	其ノ他ノ諸費	合	計	臨時費	通	計
	専任教員	兼任教員							
町村立(市立)									
私立									
合計									

備考

一、町村組合立、町村學校組合立ハ町村ノ部ニ計上スルコト

第二號樣式

種別	専任教員俸給手当支出額		兼任教員俸給手当支出額		合計
	校長	教諭助教諭ノ其ノ他教員	校長	教諭助教諭ノ其ノ他教員	
町村立(市立)					
私立					
合計					

備考

一、町村組合立、町村學校組合立ハ町村ノ部ニ計上スルコト

一、圓未満ハ四捨五入法ニ依リ圓位ニ止ムルコト

〔靜岡會〕

第三號樣式

〔靜岡會〕

種別	實業補習教育ニ關スル本年度經費豫算調		計
	町村立(市立)	私立	
實業補習學校費			
實業補習學校教員養成費			
實業補習學校教員講習費			
其ノ他ノ實業補習教育費			
合計			
實業補習教育補助費			

備考

- 一、町村組合、町村學校組合ノ分ハ町村ノ部ニ計上スルコト
- 一、私立學校ノ欄ニハ私立ニ係ル實業補習教育費全部ヲ夫夫計上スルコト
- 一、實業補習學校費ニハ學校ノ經常費及臨時費ヲ計上スルコト
- 一、其ノ他ノ實業補習教育費ニハ實業補習教育補助費ヲ含マシメサルコト
- 一、實業補習教育補助費ニハ教員給及其ノ他ノ學校費ニ對スル補助費ヲ計上スルコト但シ縣費交付金ヲ控除スヘキコト

第四號樣式

實業補習學校數調		(五月一日現在)															
種別	工業	農業	商業	商	船	水	産	工業	農業	商工	農業	商農	農業	水産	産業	其他	計

第十一章 學校衛生

● 學校清潔方法

昭和二年一月八日
靜岡縣訓令甲第一號

市役所 町村役場 公立學校
私立幼稚園

學校清潔方法ニ關シ左ノ通文部省訓令ニ就テハ該訓令ニ準據シテ夫々實施シ以テ學校、幼稚園清潔ノ實績ヲ舉グルニ力メラルヘシ
文部省訓令第二十六號

北海道廳 府縣

學校ハ多數ノ兒童生徒長時間ニ互リテ勉學運動スル場所ナルヲ以テ常ニ清潔ヲ保持シテ衛生上遺憾ナカラシムルヲ要ス而シテ學校ノ清潔ヲ保ツニハ先ツ校地ノ選定校舍ノ構造等ニ意ヲ用ヒ又日常塵埃汚物ノ發生ヲ防キ又其ノ除去ニ努メサルヘカラス現今校地ノ選定校舍ノ建築等ニ關シテハ漸次改善ヲ見ツ、アリト雖モ校地校舍ノ清潔方法ニ至リテモ動モスレハ從來ノ慣行タル洒掃ニノミ重キヲ置キ塵埃ノ發生校舍ノ汚染ヲ防止スル施設等未ダ十分ナラサルモノアリ又掃除ノ方法宜シキヲ得スシテ甚シク塵埃ヲ飛散セシメ爲ニ生徒兒童ノ健康ヲ害フカ如キコトナシトセス凡ソ斯ノ如キ弊ハ速ニ改善ヲ圖ラサルヘカラス

地方長官ハ地方ノ實情ニ鑑ミ學校當局者ヲシテ左記方法ニ準據シテ夫々實施セシメ以テ學校清潔ノ實績ヲ舉グルニ力メラルヘシ
大正十五年十二月七日
文部 大臣

學校清潔方法
學校ニ於ケル清潔方法ヲ分チテ日常清潔方法、定期清潔方法及臨時清潔方

〔訓令〕

法ノ三種トス

甲 日常清潔方法

- 一 學校ノ建築ニ際シテハ其ノ構造ニ注意シ就中教室、廊下昇降口等ノ廣サヲ適當ニシ且光線ノ射入空氣ノ流通ニ便ナラシムヘシ
- 二 校舍、寄宿舎等ハ毎日人ナキ時ニ於テ窓戸ヲ開放シ適宜左ノ方法ニ依リ掃除ヲ行フヘシ
 - 塵埃ノ飛散ヲ防ク爲先ツ如露ヲ用ヒテ少シク床ヲ潤シ靜ニ掃出シタル後濕布ヲ以テ清拭シ又ハ濕リタル鋸屑、茶殻、粗穀等ヲ床上ニ撒布シテ之ヲ掃出シ或ハ狀況ニ依リテハ單ニ濕布ヲ以テ清拭スヘシ
 - 除塵油ヲ塗布シタル床ニ在リテハ單ニ箒ニテ掃出スカ又ハ除塵油ニテ濕シタル布片ヲ以テ拭フヘシ
 - アスファルト、タイル、コンクリート、石、煉瓦等ノ廊下昇降口運動場等ハ時々水ヲ以テ洗滌スヘシ
 - 疊敷又ハ塵埃ノ飛散スル虞ナキ場所ニ於テハ乾燥ノ儘掃出スモ支障ナシ建具、校具等ハ濕布ヲ以テ清拭スヘシ
 - 木床、リノリウム敷等ハナルヘク除塵油ヲ塗布スヘシ
 - 木床ニ塗油スルニハ先ツ曹達水ヲ以テ床面ヲ洗拭シ其ノ乾燥シタル後之ヲ爲スヘシ
 - 塗油ハ春季、夏季、冬季ノ休業等ノ時期ニ於テ行フ可トス其ノ回数ハ兒童、生徒ノ員數及校舍ノ構造等ニ依リ適宜斟酌スヘシ
 - 教室、廊下、寄宿舎等ニ於テハ適當ナル箇數ノ屑箱及液體ヲ容レタル唾壺ヲ配置シ紙片其ノ他ノ廢棄物ノ散亂ヲ防キ且唾痰ヲ唾壺以外ニ略出スルヲ禁スヘシ唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後之ヲ便池ニ投棄スヘシ黑板黑板拭ハ常ニ清潔ヲ保タシメ黑板ヲ拭ヒ又ハ其ノ掃除ヲ爲ス際ニハチヨリク粉ノ飛散セサルヤウ注意シ又黑板拭ハナルヘク室外ニ於テ
- 三
- 四
- 五

- 六 清掃スヘシ
靴ノ儘昇降スル校舍、寄宿舎等ノ昇降口ニハ塵掃、靴拭、靴洗器等ヲ備ヘ室内ニ砂塵ノ侵入スルヲ防クヘシ尙狀況ニ依リテハ上靴、カバリー等ヲ使用セシムヘシ
- 七 便所ノ尿溝注壁、便池及其ノ周圍ハ不透過性ノ物質ヲ以テ固メ尿溝、注壁等ハ時々水ヲ以テ洗滌シ便池内ノ汚物ハ期ニ後レス汲取り常ニ清潔ヲ保チ惡臭ノ鬱滞ヲ防クヘシ
- 八 便所ノ手洗水ハ流出裝置ト爲スヘシ又共同手拭ヲ使用セシムヘカラス宿直室、寢室等ハ特ニ探光、換氣ニ留意シ寢具ハ適宜日光ニ曝シ被布、寝衣等ハ時々洗濯シ清潔ヲ保タシムヘシ
- 九 食堂、炊事場、浴室、洗面所、洗濯所等ハ探光換氣ニ注意シ且常ニ清潔ヲ保タシメ殊ニ食堂、炊事場等ニ於テハ惡臭ノ鬱滞ナキヤウ注意スヘシ
- 十 塵芥ノ類ハ芥箱又ハ一定ノ場所ニ集メ置キ期ヲ誤ラス燒却又ハ搬送セシムヘシ
- 十一 常ニ校地ノ排水ニ注意シ下水溝ハ適當ノ勾配ヲ保タシメ其ノ溝壁ニハ不透過性物質ヲ用ヒ又時々浚渫ヲ行ヒ汚泥ハ適當ノ方法ヲ以テ他ニ搬送シ或ハ狀況ニ依リ一定ノ場所ニ集積シ散亂ヲ防クヘシ
- 十二 下水溝ハ成ルヘク暗渠ト爲スヘシ
- 十三 運動場ハ其ノ廣サヲ適當ナラシメ其ノ手入並清潔保持ニ注意シ塵埃ノ飛散ヲ防ク爲時々撒水ヲ爲シ狀況ニ依リ樹木ヲ植エ又ハ芝生ヲ造ルヘシ
- 十四 廊下、運動場其ノ他適當ナル場所ニ手洗場ヲ設ケ狀況ニ依リ運動場、昇降口等ニ足洗場ヲ設ケルヘシ
- 十五 器械室、標本室、戸棚、押入、下駄箱、物置、庭園等ニ關シテハ前

〔靜岡令〕

- 一 定期清潔方法ハ毎年少クトモ一回之ヲ行フヘシ
- 二 教室、寄宿舎内等ニ在ル机、腰掛、寢臺、戸棚等ハ之ヲ室外ニ出シ戸、障子、窓掛等ハ之ヲ外シテ掃除シ尙天井、壁面、床等ヲ掃ヒ其ノ他日常清潔方法ニ準據シテ十分清潔ナラシムヘシ
- 三 室外ニ持出シタル器具、寢具等ハ之ヲ清潔ニシ十分空氣ヲ通シ日光ニ曝シ室内ノ乾燥シタル後持込ムヘシ
- 四 校地、建物、校具、井戸、下水其ノ他ノ設備ヲ査閲シ其ノ改善修理ヲ要スルモノハ適當ニ處理スヘシ
- 丙 臨時清潔方法
- 一 浸水ノ害ヲ被リタル學校ニ在リテハ速ニ左ノ清潔方法ヲ行フヘシ
- イ 水ニ浸サレタル校舍、寄宿舎ハ成ルヘク其ノ建具、床板等ヲ取り外シ日光ノ射入空氣ノ流通ヲ圖リ床下ノ汚物泥土ヲ除去シ十分乾燥セシムヘシ
- ロ 建具、床板、校具、腰羽目等ノ浸水シタルモノハ清水又ハ熱湯ヲ以テ清拭シタル後成ルヘク之ヲ日光ニ曝シ十分乾燥セシムヘシ
- ハ 浸水ノ害ヲ被リタル井戸ハ之ヲ浚渫シテ汚物ヲ除キ井戸側ハ清水ヲ以テ洗ヒ學校傳染病豫防規程第十八條ニ準シ消毒方法ヲ行フヘシ炊事場、食堂、洗面所其ノ他必要ト認メラルモノニツキテモ適宜消毒方法ヲ行フヘシ
- ニ 右ノ外日常又ハ定期清潔方法ニ掲ケタル各項ヲ適宜準用スヘシ
- 二 前項以外ノ災害其ノ他公衆ノ集合等ニ依リ不潔トナリタル校舍等ニツキテハ夫々適當ナル清潔方法ヲ行フヘシ

附則

〔靜岡令〕

明治三十年文部省訓令第一號ハ之ヲ廢止ス
附則
明治三十年三月靜岡縣訓令甲第九號ハ之ヲ廢止ス

●學校清潔法ニ關スル件

昭和二年四月十四日
教第一三七八號學務部長通牒

市長 町村長 公立學校長 公立幼稚園長

學校清潔法ニ關シテハ從來屢々之ガ改善ニ就キ通牒ノ次第モ有之候處未ダ一般ニ掃除ノ方法宜シキヲ得ザルモノ不尠斯クテハ塵埃ノ飛散甚ダシク爲ニ生徒兒童ノ健康ヲ害フガ如キ虞モ有之ト被認候條本年一月八日靜岡縣訓令甲第一號ニ準據シテ其ノ趣旨ノ勵行ニ努メラレ度其ノ實施ニ當リテハ特ニ左記事項ノ徹底ヲ期セラレ度

- 一、校地ノ選定校舍ノ建築等ニ際シテハ飛塵ノ狀況ニ注意シ特ニ風強キ地方ニアリテハ廊下ハ内廊下ニ建築シ或ハ土間廊下ハ之ヲ「コンクリート」ニ改造スル等相當之ガ改善ニ留意スルコト
- 二、運動場ニハ防風の植樹ヲナシ撒水裝置、洗面場、手足洗場等ノ給水設備ヲ施ス等飛塵防止清潔保持ノ適切ナル施設ヲナスコト
- 三、生徒兒童ニ對シテハ講話其他適當ナル方法ヲ以テ塵埃ノ危害ニ就キ正シキ智識ヲ普及セシムルコト
- 四、生徒兒童ヲシテ掃除ヲ爲サシムル場合ハ特ニ左記事項ニ注意スルコト
- イ、尋常科第一、二學年兒童ニハ掃除ヲ課セザルコト
- ロ、尋常科第三學年兒童ニモ可成掃除ヲ課セザルコト
- ハ、尋常科第四學年以上ノ兒童ト雖可成自己ノ教室ノ掃除ノミニトシ

シメ他ハ使丁其ノ他ヲシテ行ハシムルコト
ニ、身體虛弱者ニ對シテハ掃除ヲ課スルノ可否ニ就キ學校醫ノ意見ヲ徵シ之ヲ尊重スルコト
ホ、教師ハ常ニ生徒兒童ノ身心ノ狀態ニ注意シ掃除ヲ課スルノ不適當ト認ムル疾病ノ者アルトキハ其ノ日ノ當番ヲ免除スルコト
ヘ、掃除ニ際シテハ受持教師必ズ指導監督ノ任ニ當ルベキコト
ト、掃除ノ方法ニ就テハ必ズ訓令第二項ノ濕式法ヲ以テシ地方ノ狀況ニ依リ可成塗油法ヲ行フコト
チ、唾壺、便所等衛生上特ニ考慮ヲ要ス可キ個所器物ノ掃除ハ使丁其他ヲシテ之ヲ行ハシメ生徒兒童ヲシテ爲サシメザルコト
リ、運動場ノ掃除ヲ爲サシムル場合ハ必ズ撒水後之ヲ行ハシムルコト
ヌ、掃除後ハ必ズ顔面手足等ヲ清洗セシムルコト

●學校ニ於ケル「トラホーム」豫防ノ件

大正十五年九月二十一日
靜岡縣訓令甲第六十九號

市役所 町村役場 學校 幼稚園

明治四十年六月靜岡縣訓令甲第二十號學校ニ於ケル「トラホーム」豫防ノ件左ノ通改正ス
「トラホーム」豫防ニ關シテハ大正八年三月法律第二十七號ヲ以テ「トラホーム」豫防法發布セラレ同年八月內務省令第十三號「トラホーム」豫防法施行規則及大正十三年九月文部省令第十八號學校傳染病豫防規程ヲ以テ夫々其ノ豫防及消毒ノ方法ヲ規定セラル本縣亦其ノ趣旨ニ基キ之ガ豫防及消毒方法ノ實施ニ力メ一面學校清潔方法ノ改善ヲ促シ以テ其ノ絶滅ヲ期シタルニ拘ハラヌ未ダ尙病勢ノ減退ヲ見サルハ洵ニ遺憾トスル所ナリ抑モ「トラ

ホーム」ハ其ノ病毒一時ニ劇烈ノ徴候ヲ呈セサルヲ以テ世人動モスレハ之ヲ等閑ニ附スルノ傾キアリト雖モ其ノ傳播ノ甚シキニ至リテハ當ニ學校生徒兒童等ノ健康ニ至大ノ影響ヲ及ボスノミナラス陸海軍壯丁ノ補充ニ支障ヲ招キ延テハ國力ノ消長ニ關スルヤ大ナリトス教育當局者ハ克ク此ノ趣旨ヲ體シ一層豫防及消毒方法勵行ニ力メ特ニ左記各項ニ注意シ以テ速ニ其ノ效果ヲ收メムコトニ努ムヘシ

- 一、生徒兒童ノ身體衣服等ハ常ニ清潔ニ保持セシメ特ニ指爪ハ短剪シ顔面手指ノ清潔ニ注意スヘシ又生徒兒童ノ手拭ハ共用ヲ嚴禁シ常ニ清潔ナルモノヲ使用セシメ特ニ患者ノ手拭ハ時時熱湯ヲ以テ洗淨セシムヘシ
- 二、洗面所、手足洗場等ノ施設ノ改善ヲ圖リ顔面手指ノ清潔保持ニ便ナラシムヘシ洗面器ヲ使用スル場合ハ患者用ト健康者用トヲ區別シ患者用ハ時々煮沸スルカ熱湯ヲ以テ洗淨スルヲ要ス又手洗水ハ流水裝置トナスヘシ
- 三、校舎内ノ掃除ハ濕拭ヲ以テ常例トス即チ毎日本人ナキ時ニ於テ先ツ窓戸ヲ開キ塵埃ノ飛散ヲ防止セムカ爲如露ヲ以テ適宜撒水シ掃出シタル後濕布ヲ以テ拭ハシムルカ又ハ豫メ水ニテ濕シタル綿屑、茶滓、粗穀等ヲ撒布シ之ヲ掃出シタル後濕布ヲ以テ拭ハシムル等清潔方法ノ改善ヲ圖ルヘシ

- 四、學校幼稚園ハ毎年四月乃至五月及十月乃至十一月ノ二期ニ生徒兒童ノ健康診斷ヲ行フヘシ
- 五、前項ニ依リ健康診斷ヲ行ヒタルトキハ市ニ在リテハ市長其ノ他ニ在リテハ學校長又ハ幼稚園長ハ別記甲號様式ニ依リ患者表ヲ調製シ施行後十五日以内ニ縣知事ニ報告スヘシ
- 六、學校長幼稚園長ハ「トラホーム」患者ト決定シタル者ニ對シ別記乙號様式ノ治療票ヲ交附スヘシ
- 七、「トラホーム」患者ノ治療ハ學校醫幼稚園醫又ハ便宜ノ醫師ニ就キテ之ヲ行フコトニ努ムシメ其ノ學校ニ於ケル看護介抱ノ方法ハ學校醫幼稚園醫指導ノ下ニ成ル可ク學校看護婦學校職員保母之ヲ行フヘシ尙治療票ハ時々査閲シ以テ治療ノ實行ヲ監督スヘシ
- 八、「トラホーム」患者特ニ重症患者ノ座席之カ使用シタル校具等ハ時々消毒ヲ行ヒ健康者ヘノ傳播ニ就キ注意ヲ怠ラサルコトヲ要ス

學校長幼稚園長教員保母及學校醫幼稚園醫ハ適當ナル機會ヲ利用シテ「トラホーム」ノ恐ルヘキコト及之カ豫防ノ方法治療ノ必要ニ就キ生徒兒童並父兄ニ講話スヘシ

大正 第 期 「トラホーム」患者報告表

何那何學校(幼稚園)名

在籍 兒童 數	檢 診 人 員	現 在 患 者 數		檢 診 人 員 二 對 ス ル 患 者 數 百 分 比	前 期 檢 診 患 者 數	轉 歸		新 患 者 數
		重 症 輕 症 疑 症 計	治 癒 未 治					

〔靜岡令〕

〔靜岡令〕

考 備

甲號様式說明

- 一、分教場ヲ有スル學校ハ各分教場別ニ欄ヲ增加シテ記入スヘシ
- 一、檢査人員ニ對スル患者數百分比ハ患者總數(計)ニ百ヲ乘シ之ヲ檢査人員ヲ以テ除シ四捨五入法ニヨリ單位以下一位ニ止ムヘシ
- 一、前期檢診患者數ハ第一期報告ニアリテハ前年度第二期、第二期報告ニアリテハ第一期患者總數ヲ記載スヘシ
- 一、轉歸ハ前期檢診ニヨリ「トラホーム」患者ト診斷サレタルモノノ今期檢診ニ於ケル狀況ヲ治療未治ニ分チ其ノ數ヲ記載スヘシ
- 一、新患者數ハ前期檢診ニ於テ「トラホーム」ナラザリシモノノ今期檢診ニヨリ新ニ「トラホーム」ト診斷サレタルモノノ數ヲ記載スヘシ
- 一、備考ノ欄ニハ表中記入ノ事實ニ就キ説明ヲ要スト認メタル事項及「トラホーム」患者數比較的多シト認メラル、學校ニ在リテハ其ノ校ノ執リツ、アル豫防治療ノ方法檢診醫ノ意見ヲ附記シ其ノ他特ニ必要ト認メタル事項ヲ記載スヘシ

乙號様式 (用紙厚紙)

第 號	檢 診 年 月 日	全 治 年 月 日	備 考
何々學校(幼稚園)生徒兒童 氏 名			
檢 診 醫	主 治 醫	注 意 事 項	

- 一、速ニ醫師ノ治療ヲ受ケ全治ニ至ルマテ其ノ治療ヲ繼續セラルヘシ
- 二、治療ヲ受ケタルトキハ其ノ都度裏面ノ月日欄ニ主治醫ノ認印ヲ受ケラルヘシ
- 三、全治シタルトキハ本票ヲ速ニ返戻セラルヘシ

四、本票ヲ紛失シ又ハ餘白ナキニ至リタルトキハ更ニ請求セラルヘシ

何學校(幼稚園)名

裏		面	
月	日	月	日
	一日		一日
	二日		二日
	三日		三日
	四日		四日
	五日		五日
	六日		六日
	七日		七日
	八日		八日
	九日		九日
	十日		十日
	十一日		十一日
	十二日		十二日
	十三日		十三日
	十四日		十四日
	十五日		十五日
	十六日		十六日
	十七日		十七日
	十八日		十八日
	十九日		十九日
	二十日		二十日
	二十一日		二十一日
	二十二日		二十二日
	二十三日		二十三日
	二十四日		二十四日
	二十五日		二十五日
	二十六日		二十六日
	二十七日		二十七日
	二十八日		二十八日
	二十九年		二十九年
	三十日		三十日
	三十一日		三十一日
認印			

●學校ニ於ケル「トラホーム」豫防 二關スル件

昭和三年四月十四日
教第一二〇號學務部長通牒
市町村長 公私立幼稚園長 公私立幼稚園長宛
大正十五年九月二十一日縣訓令甲第六十九號ヲ以テ標記ノ件改正相成候處
右訓令第四項ニ依ル患者報告表ハ爾今男、女、計ニ區分御報告相成度

●學校教員幼稚園保母肺結核豫防 二關スル件

昭和二年七月十四日
靜岡縣訓令甲第二十六號
市役所 學校 (實業補習學校教員養成所) 幼稚園
學校教員幼稚園保母肺結核豫防ニ關スル件左ノ通定ム
一 教員及保母ノ健康ニ關スル件
教員及保母ノ身體ノ健康ハ教育ノ進否ニ至大ノ關係アルヲ以テ職ニ教

育ニ在ル者ハ常ニ身體ノ健康ヲ保持スルコトニ一段ノ注意ヲ加フヘキナリ而シテ傳染性疾患殊ニ肺結核ノ如キ惡性ノ病患ハ對者カ幼弱ナル者ナル丈一層ノ注意ヲ拂フヘキヤ言フ俟タサル所ナリ、サレハ教育者ハ時時學校醫ニ就キ進テ健康診斷ヲ受ケ常ニ自己身體ノ健否ヲ詳ニシ以テ學校衛生上遺憾ナキヲ期セラルヘシ
教員任用並生徒入學ニ關スル件
市長又ハ私立學校ノ設立者ニ於テ教員ヲ採用セントスル場合及師範學校長教員養成所長等ニ於テ生徒ノ入學ヲ許可セントスル場合ハ左記事項ニ該當セサル身體強健ナル者ヲ銓衡シ特ニ呼吸器病ニ關シ注意ヲ拂ヒ以テ學校教員ノ健康狀態ヲ改善シ肺結核患者ノ増加ヲ防遏スルコトニ努メラルヘシ
發育榮養共ニ著シキ障害アル者
著シキ色神異常ヲ有スル者
急治ノ見込ナキ傳染性眼炎ヲ有スル者
眼鏡ヲ以テ適當ニ矯正シ得サル高度ノ屈折異常ヲ有スル者

〔靜岡令一四號〕

(五)(六)(七)(八)(九)(十)(十一)

著シキ聽力障害アル者
肺結核ノ兆候アル者及其ノ他ノ器官ニ於テ結核性疾患ヲ有スル者
著シキ心臟疾患アル者
精神機能ニ異常アル者
著シキ言語障害アル者
體育運動實施上著シキ支障アリト認ムル者
癩其ノ他教職上不適當ト認ムヘキ疾病又ハ異常アル者
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
大正二年六月六日靜岡縣訓令乙第二五三號學校教員肺結核豫防ニ關スル件ハ本令施行ノ日限リ之ヲ廢止ス

●學校身體檢查規程ノ實施ニ關スル件

昭和十二年三月十八日
教第三七五號學務部長依命通牒
公私立中等學校長 公私立小學校長
公私立青年學校長 公私立幼稚園長
今般文部省令第二號ヲ以テ學校身體檢查規程改正公布セラレタル處右ハ現下國民體位ノ情勢ニ鑑ミ學生生徒兒童ノ身體ヲ精密ニ檢查シ其ノ結果ニ基キ養護鍛鍊ノ方法ヲ適切ナラシメ以テ身體強健ニシテ養育優秀ナル國民ヲ育成セントスル趣旨ナルニ就テハ新規程ノ各條ニ就キ十分改正ノ要旨ヲ了得スルハ勿論左記事項ニ留意シ身體檢查ノ實施ヲ一層意義アラシメ以テ體育尊重ノ實ヲ舉ゲ兒童生徒ノ體位向上ニ資セラレ、操致度

- 一、學校當事者ハ身體檢查ノ施行ニ際シ検査場ノ設備、検査用器具ノ整備、適當ナル補助者ノ選定等必要ナル諸準備ニ關シ遺漏ナキヲ期スルコト
- 二、學校醫、學校齒科醫ハ身體檢查規程ノ各條ニ從ヒ出來得ル限り検査ノ精確ヲ期シ且ツ結果ノ綜合考察ニ十分意ヲ用ヒ「要養護者」ノ發見ニ力ムルコト
- 三、身體檢查ノ施行ノ方法ニ關シテハ規程第五條ノ各號ニ記載スルノ外左記各項ニ留意スルコト
 - (イ) 榮養狀態ノ判定ニ際シ必要アル場合ニハ適當ナル榮養指數、其ノ他ノ判定標準ヲ參考トシテ使用スルモ之ヲ妨ケザルコト
 - (ロ) 脊柱ノ「カリエス」ノ診査ニ際シテハ其ノ可動性壓痛點等ニ注意スルコト
 - (ハ) 屈折異常ノ検査ニ際シテハ少クとも檢眼「レンズ」等ヲ使用シ就中近視ニ就テハ裸眼視力一〇ニ達セザルモノニ就キ之ヲ行フコト
 - (ニ) 聽力ハ靜カナル室ニ就テ成ルベク叫語法ヲ用ヒ左右各別ニ検査スルコト
 - (イ) 検査ノ結果ハ之ヲ集計整理シ統計的觀察ヲナスト共ニ本人ニ對シ十分自己ノ健康ノ特徵ヲ自覺セシメ進ンテ健康ニ關スル生活ノ指導ニ依リ自發的ニ體位ノ向上ニ力メシムルコト
 - (ロ) 検査ノ結果ヲ本人又ハ保護者ニ通知スル場合ニハ身長、體重、胸圍、坐高、比體重、比胸圍、比坐高ハ夫々全國又ハ各道府縣等ノ平均數等ト比較對照シテ參考ニ資セシメ又疾病及異常ヲ有スル者ニ就テハ治療矯正ノ要否、榮養ノ改善、運動實施上ノ注

(ハ) 學校ニ於テハ必要ニ應ジ健康相談、豫防處置等ノ施設ヲ實施スルノ外養護學級、養護寮、學校給食其ノ他必要ナル保護ノ施設ヲ行フコト

五、臨時身體検査ハ傳染病、地方病、結核其ノ他諸疾患ノ調査、養護施設、運動競技會、修學旅行等ニ關シ參加者ノ健康調査其ノ他必要ト認ムル場合等ニ際シ適當ナル項目ニ就キ之ヲ行フコト

六、就學、入學ニ關スル身體検査ニ際シテハ左記各項ニ留意スルコト

(イ) 小學校ノ就學ニ關スル身體検査ハ概テ (一) 既往症 (二) 發育並ニ榮養 (三) 疾病及異常特ニ傳染性疾患ノ有無等ニ就キ検査シ其ノ狀態ニ依リ榮養ノ改善、疾病及異常ノ治療矯正、就學猶豫、就學免除等ニ關スル注意ヲ與フルコト

(ロ) 中等學校ノ入學ニ關スル身體検査ハ發育並ニ健康狀態ニ就キ検査スルト共ニ必要ニ依リ運動能力ヲ考查シ當該學校ノ修學ニ不適當ト認ムル者ノ發見ニカマルコト

七、規程附則第三項ノ適用ハ青年學校ニノミ限定スルコト此ノ場合ニ於ケル身長、體重、胸圍及坐高ノ測定ニ限リ九月中ニ施行シ年齢ノ計算ハ九月一日ノ計算ニ依リ滿十二年一日以上滿十三年迄ノ者ヲ十三年トシ其ノ他之ニ準ズルコト

八、學校職員、傭人等ノ身體検査ニ關シテハ學校身體検査規程ヲ準用ス但第一號様式ノ概評欄ニハ衛生上注意ヲ要スル者アルトキハ「要注意」ト記載シ身體検査修了後毎年七月十日迄ニ地方長官宛報告スルコト

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

●學校職員身體検査實施ニ關スル件

昭和十四年五月二十五日 市町村長、學校長、幼稚園長宛 教第七〇二號學務部長依命通牒

今般文部省令第十七號ヲ以テ學校職員身體検査規程制定公布セラレタル處右ハ學校職員ノ健康ヲ保全シ併セテ生徒兒童ノ衛生養護ヲ完ウセントスル趣旨ナルニ就テハ其ノ旨各關係者ヲシテ十分了得セシメラル、ハ勿論左記事項ニ留意シ實施上遺憾ナキヲ期セラレ、ヤウ致度

一、普通身體検査ハ學校ニ勤務スル者全部ニ實施スルモノナルニ就テハ學校又ハ幼稚園ノ職員等ハ勿論炊夫、給仕、小使等雇傭人ニ就テモ之ヲ實施スルコト

二、普通身體検査ノ検査項目中運動機能ノ検査ハ左記ニ據リ實施スルコト

イ、懸垂屈臂ハ鐵棒、横木等ニ懸垂シタル後兩臂ヲ屈ケテ頭ヲ鐵棒又ハ横木ノ高サマテ舉上スル運動ヲ反復セシメテ其ノ回数ヲ測定スルコト

ロ、臂立伏臥屈臂伸ハ水平ナル地上又ハ牀上ニテ臂立伏臥ノ姿勢ヲトリ兩臂ヲ屈伸セシメ其ノ回数ヲ測定スルコト

ハ、立幅跳ハ水平ナル地上又ハ牀上ニ於テ兩足ヲ揃ヘテ跳躍セシメ足跡ノ後端ト踏切線トノ距離ヲ標單位ニテ測定スルコト

三、學校職員普通身體検査報告書ヲ調製シタルトキハ學校長又ハ園長ハ親展書ヲ以テ知事宛報告スルコト

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

●身體検査統計表作成方ニ關スル件

昭和十二年四月二十日 統第一八九號總務、學務部長通牒

公私立中等學校長、公私立小學校長、公私立青年學校長、公私立幼稚園長宛

本年一月文部省令第二號ヲ以テ公布セラレタル學校身體検査規程ニ關シテハ三月十八日教第三七五號學務部長通牒ヲ以テ指示相成候處規程第九條及第十二條ニ依リ學校長幼稚園長ヨリ知事ニ報告スベキ身體検査統計表作成ニ付テハ同表様式注意事項ニ夫々説明セラレタル處ニ基キ慎重調査可相成次第ニ候ヘ共尙左記事項特ニ御留意有之度

一、身長、胸圍、座高ニ係ル總長並體重ニ係ル總重及平均ノ算出ニ當リテハ計算ヲ慎重ニ行フコト

二、弱視トシテ統計表ニ掲上スベキハ、兩眼共ニ其ノ視力〇、三ニ達セザル者ナルコトハ様式記入注意ニ説明スル處ナルモ檢眼レンズ等ヲ用ヒ其ノ視力ヲ〇、三又ハ夫以上ニ矯正シ得ル者ニアリテハ弱視トシテ計入セザルコト

三、屈折異常ニ於テ一眼正視ナルモ他ノ一眼近視(又ハ遠視、亂視)ノ場合ニ於テハ、近視(又ハ遠視、亂視)トシテ其ノ人員ヲ計入スルコト

四、一眼近視(遠視、亂視)ニシテ他ノ一眼遠視(近視、亂視)ナル如キ場合ニ於テハ、近視、遠視、亂視ノ該當ノ項ニ各一人トシテ計入スルコト

五、「齶齒アル者」ノ欄ニハ其ノ總數ヲ括弧ノ左側ニ記入シ、括弧内ニハ齶齒ノ全部ノ處置ヲ完了セルモノノ人員ヲ記入スルコト

六、處置ヲ完了シタル者トハ齶齒全部ノ處置完了シタルモノヲ謂ヒ同一人ニシテ處置齒、未處置齒ノ混在スル者ハ處置完了セル者ニアラズト取

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔靜岡令四二號〕

〔辨問令〕

生徒兒童ノ卒業期身體檢查ニ關スル件

昭和五年一月二十五日
教第二二七號學務部長通牒

生徒兒童教育上其ノ心身ノ發育ニ留意スヘキハ固ヨリ喫緊ノコトニ有之候處近時學校醫ノ活動ト各専門科別分擔ノ普及ニ伴ヒ益々精密ナル定期身體檢查ノ施行ヲ見ルニ至リタルト共ニ既ニ就學前兒童身體檢查ヲモ實施シ一層其ノ效果ヲ收メツツアルハ教育ノ圓滿ナル發達及生徒兒童ノ健康増進上洵ニ同慶ノ至リニ存候然レ共更ニ生徒兒童ノ卒業期ニ於テ可及的精密ナル身體檢查ヲ行ヒ以テ夫々適切ナル注意ヲ與フルハ國民保健上並職業指導上又最モ緊要ノコトト被存候條學校醫トモ相協リ毎年二月乃至三月ニ於テ是カ實施相成候様致度

●身體虛弱ナル生徒兒童ノ養護ニ關スル件

昭和八年一月二十一日
教第九〇號學務部長通牒

市長 小學校長 中等學校長宛
養護ニ關シ下學校衛生大會ニ於テ文部大臣ヨリ諮問相成候標記ノ件ニ關シ各校ヨリ夫々意見提出相成候處左記ノ通り之ヲ總括シ及答申候條貴管下學校教職員ヲ奮勵シ學校醫トノ密接ナル連絡ヲ保タシメ以テ身體虛弱ナル生徒兒童ノ健康増進上一層養護ノ實ヲ舉グルニ遺憾ナキヲ期セラレ度
道テ體育衛生參考資料第九輯二八四頁「虛弱兒童養護上特ニ留意スベキ事項」ヲモ併セテ参照セシメラレナシ
文部大臣諮問事項

現情ニ鑑ミ身體虛弱ナル生徒兒童ノ健康増進上留意スベキ事項如何
右答申

生徒兒童ノ身體ノ發達ニ留意シ、日常ノ健康状態ヲ仔細ニ查察シテ之ニ適應セル具體的方策ヲ樹立シ、學習能率ノ向上ニ力ムルト共ニ健康増進ヲ圖ルハ教育上最モ重大要務タルハ論ヲ俟タス、就中身體虛弱ナル生徒兒童ニ對シテハ一層深キ關心ノ下ニ用意周到ナル計畫ヲ樹テ開放學校、養護學校等特別學級ノ編成、林間臨海學校等休暇聚落、學校給食、學校診療、學校看護婦ノ普及等コレ等特殊ナル養護施設ト相俟ツテ給水裝置、衛生室其他諸衛生設備ノ充實ヲ圖リ、生徒兒童ノ實情ニ即シ之ニ適切ナル指導養護ノ方途ヲ講スルハ最モ緊要ノコトナリ。特ニ現下社會ノ經濟的影響ニ依リ動モスレバ不良ナル健康状態ヲ招來セムトスルモノアルガ如キ今日ニアリテハ虛弱ナル生徒兒童ノ健康増進ノ施設ハ教育上最モ喫緊ノ急務タラズンバアラズ。
而シテ本縣ノ現狀ニ鑑ミ虛弱ナル生徒兒童ノ健康増進上特ニ留意ヲ輸シ且ツ其ノ實現ニ努力シツ、アル具體事項ヲ列舉スレバ左ノ如シ。
一、就學前兒童身體檢查、中等學校入學時身體檢查並毎年定期身體檢查ヲ一層精密ニシ之方成績ヲ日常養護ニ活用スルコト
二、身體虛弱者ノ既往病歴、遺傳關係、生活狀態並生活環境、現在疾病異常其他必要ナル事項ヲ詳細ニ調査シテ其ノ原因ヲ闡明シ之方對策ニ資スルコト
三、學校醫ハ毎月「健康相談日」或ハ臨時身體檢查ニ於テ特ニ虛弱者ノ精密ナル診察ヲ遂ケ適當ナル食物、運動、乾布摩擦、日光浴其他夫々其ノ身體ニ適應セル具體的健康法ヲ指導スルコト
四、教師ハ生徒兒童各自健康法ノ徹底、食事訓練、清潔訓練其他一般衛生

- 五、訓練ノ生活化ヲ期シテ個別の養護ノ實績顯揚ニカムルコト
- 六、日常病氣缺席狀況其他健康狀態ノ觀察ヲ一層緊密ニシ、常ニ繼續的周知ナル配意ヲ怠ラザルコト
- 七、机腰掛ノ改善ヲ圖リ常ニ良姿勢ノ保持ニカムルコト
- 八、毎月體重ヲ測定シ其ノ増減ヲ推察シ反省セシメ、自己ノ體位ヲ辨へ健康増進體質改善ノ自覺ヲ旺盛ナラシムルコト
- 九、時々體温脈搏ヲ測定シ或ハ檢便檢尿ヲ行ヒ異常アル時ハ學校醫ノ診察ヲ受ケシメ、家庭ニ對シ適當ナル衛生勸告ヲナスコト
- 十、虛弱者ノ家庭訪問ハ屢々之ヲ行ヒ特ニ營養睡眠其他衛生諸條件ニツキ家庭トノ連絡協調ニカムルコト
- 十一、「學校給食臨時施設」ノ實施ニ當ツテハ虛弱兒童ヲモ之ニ加ヘ、牛乳、肝油給與ノ如キ營養補助施設ト相俟ツテ營養改善ニカムルコト
- 十二、虛弱者ニ對スル掃除ノ免除等學校清潔方法ニ關スル本縣訓令通牒ノ徹底ヲ期スルコト
- 十三、學科、作業、運動、復習豫習等ノ輕減ヲ圖リ過勞ニ陥ルヲ戒ムルコト
- 十四、疾病異常ノ治療矯正ヲ勤メ、寄生蟲ノ驅除ヲ圖ルコト
- 十五、虛弱者ノミヲ選ビ之ニ營養休息等養護ノ十全ヲ期シタル合理的の休暇聚落ノ實施普及ヲ圖ルコト
- 十六、學級編制ニ際シ比較的の虛弱ナル生徒兒童ヲ以テ一學級ヲ編制シ得ル場合ハ學習ニ支障無キ限リ成ル可ク養護上合理的の編制ヲ實施スルコト
- 十七、衛生室ヲ設置シ救急藥品其他内容ノ充實ヲ圖ルコト

● 虛弱兒童一齊調査ニ關スル件

昭和八年十月七日
數第一九三五號學務部長通牒

〔靜岡令〕

- 一、一般兒童ノ健康ノ保全増進ヲ圖ルハ學校衛生ノ眞髓タリト雖も年結核ノ死亡率相當高位ヲ示セル本縣ノ實情ニ鑑ミ特ニ虛弱兒童養護ノ實ヲ舉グルハ最モ緊要ノコトニ有之曩ニ屢々指示シタル所ニシテ從來トモ夫々御配慮ノコトト存シ候今般縣醫師會事業トシテ學校醫ヲ中心ニ縣下醫師會員總動員ヲ以テ虛弱兒童一齊調査ノ計劃アリ既ニ之ガ事業援助方ニ付依頼有之候コトト存シ候モ右ハ學校衛生上最モ重要且ツ時宜ニ適シタル施設ト同慶ノ至リニ存シ候就テハ特ニ左記事項ニ御留意ノ上當該目的達成ニ關シ充分御援助方可然御配慮相成度
- 一、學校醫ヲ中心ニ醫師會ヨリノ檢査擔當醫ト連絡協調セラレ檢査ニ際シ充分ノ便宜ヲ與ヘラレタシ
- 二、縣醫師會配布「檢査用器具類配給方法」六ニ付特ニ左記御留意相成度
- 三、調査票學校側記入事項ハ檢査實施前豫メ記入セシメ置カレタシ
- 四、體温檢査ハ調査票ノ注意五、六參照ノ上教師、學校看護婦ヲシテ嚴密ニ測定セシメラレ度、體温計ノ取扱ニ就テハ兒童ヲシテ充分注意セシメラレタシ
- 五、檢査器具ノ圓滑ナル運用ニ充分御配慮煩シタシ
- 六、其ノ他檢査事務ノ援助
- 七、「マントウ」氏ツベルクリン皮内反應實施ニ際シテハ學校醫トモ協議ノ上兒童並保護者ニ對シ其ノ意義ヲ諒解セシメラレ後日誤解等ヲ生ゼザル様充分御配慮ノ上御實施相成度

● 口腔診査票ニ關スル件

昭和十二年四月二十二日
數第五一四號學務部長通牒

〔靜岡令一五號〕

市町村長 公立中等學校校長
今同其ノ筋ヨリ日本學校齒科醫會並日本齒科醫師會ノ制定ニ依ル左記口腔診査票學校齒科醫設置學校ニ於テ利用方申越有之候ニ付テハ右口腔診査票ハ齒牙ノ精密診査上利便抄カラズト存セラレ候條右利用方可然御取計相成度

記

- 一、口腔診査票ノ說明
- 一、本診査票ハ尋常小學校ニ於テハ六ヶ年間連續使用シ、高等小學校ニ於テハ第一學年及第二學年ノ欄ヲ使用ス其ノ他ノ學校(幼稚園ヲ含ム)ニ在リテハ本票ヲ標準トスベシ
- 一、學校名、學年、學級、年齢、氏名、男女別、生年月日、保護者ノ職業欄等ハ豫メ記入シ置クモノトス
- 一、齒牙ノ診査
 - 診査ノ順序ハ矢ノ方向ニヨルヲ便宜トス
 - 診査ノ結果ハ速カニ齒牙欄ニ記號ヲ以テ記入スベシ
 - 齒牙ノ健否ニ拘ラズ口腔内ニ存在スル齒牙ノ總テヲ現存齒トス
 - 齲齒ヲ乳齒永久齒ニ區別シテ診査シ更ニ之ヲ處置齒及未處置齒ニ分ツ
 - 永久齒齲齒中未處置ノモノヲ淺在、深在及殘根ニ區別ス
 - 淺在齲齒ハ校內豫防處置ノ範圍ニ屬スルモノトス
 - 處置齒ハ齒牙ノ機能ヲ喪ミ得ルモノト認メタル充填齒(ゴム充填ヲ除ク)及補綴齒トシ加療中ノ齒牙ハ未處置齒中ニ加フ

- 一、要抜去乳齒 抜去ノ要アリト認メタル乳齒
- 一、齒列異常ハ其ノ有無ヲ調査シ尙其ノ狀態ヲ記載セントスルトキハ別記ノ標準ニ依ルベシ
- 一、其ノ他ノ齒疾ハ齒牙沈著物、先天異常齒、粘膜炎患、其ノ他ヲ總稱ス
- 一、矯正中、加療中、其ノ他必要ナル事項ハ備考欄ニ記載ス
- 一、診査終了後其ノ數ヲ計算シ夫々相當欄ニ記入ス
- 一、本票ニ舉ゲタル各項目ハ學校齒科醫職務規程ニ準據シタルモノニシテ特ニゴジツク活字ヲ以テ示セル項目及括弧内ニ表スベキ數字ハ「學校身體檢査規程」ニヨリ記入ノ義務アルモノナリ
- 附 從來ノ家庭通知票ハ地方ノ狀況ニ應ジ適宜定ムルヲ至當ト認メ之ヲ廢止セリ

齒列異常ノ種類

- 1、反對咬合 上顎齒列ノ舌側轉位若クハ下顎齒列ノ唇又ハ頰側轉位等ノ爲メニ所謂反對咬合ヲナセルモノヲイフ
- 2、上顎齒列 上顎齒列前進若クハ下顎齒列ノ後退等ノ爲メニ上顎切齒カ前突觀ヲ呈スルモノヲイフ
- 3、犬齒突出 犬齒カ齒列外ニ逸出シタルモノヲイフ
- 4、過蓋咬合 前齒ノ延長或ハ又臼齒ノ低位等ニヨリ咬合ノ際被蓋ノ深キモノヲイフ
- 5、開 咬 前齒ノ短縮若クハ臼齒ノ延長等ノ爲メニ咬合ノ際上下顎ノ前齒間ニ上下の間隙アルモノヲイフ
- 6、亂排 齒 齒牙ノ位置不正ノ爲メ一定ノ齒列ヲ成サザルモノヲイフ
- 7、捻轉 齒 齒牙カ其ノ長軸ヲ軸トシテ迴轉セルモノヲイフ
- 8、正中離開 左右兩中切齒間ニ間隙アルモノヲイフ
- 9、交叉咬合 上顎齒列ト下顎齒列トノ對向關係ニ於テ右側若クハ左側

口 腔

學 年	齒 牙														現存齒	
	現存齒/(例A6) 處置齒 ○														乳 齒	永 久 齒
	記 號		齒 C (未處置齒)		淺在 深在 殘根		C1 C2 C3		要拔去乳齒		×					
第一學年 組	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	上	
	右		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	←	上	下	
	下 →		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E		左	右	
	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	計	
	上		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	←	上	下	
	下 →		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E		左	右	
第二學年 組	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	上	
	右		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	←	上	下	
	下 →		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E		左	右	
	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	計	
	上		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	←	上	下	
	下 →		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E		左	右	
第三學年 組	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	上	
	右		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	←	上	下	
	下 →		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E		左	右	
	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	計	
	上		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	←	上	下	
	下 →		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E		左	右	
第四學年 組	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	上	
	右		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	←	上	下	
	下 →		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E		左	右	
	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	計	
	上		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	←	上	下	
	下 →		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E		左	右	
第五學年 組	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	上	
	右		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	←	上	下	
	下 →		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E		左	右	
	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	計	
	上		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	←	上	下	
	下 →		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E		左	右	
第六學年 組	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	上	
	右		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	←	上	下	
	下 →		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E		左	右	
	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	計	
	上		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	←	上	下	
	下 →		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E		左	右	

〔静岡令一五號〕

診 查 票

小 學 校

乳 齒	齒					要拔去乳齒	齒列異常	其他ノ齒疾	備 考	學校齒科醫印	診查年月日		
	處置齒	未處置齒	合 計	永 久 齒								合 計	
				處置齒	未 處 置 齒								淺 在
()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	昭和 月 日			
()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	昭和 月 日			
()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	昭和 月 日			
()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	昭和 月 日			
()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	昭和 月 日			
()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	昭和 月 日			

〔静岡令一五號〕

ニ於テ反對咬合ヲナシ前齒部ニ於テ一回ノ交叉ヲナス
モノヲイフ

●學校醫ニ關スル規程

昭和二年八月二日
靜岡縣令第五十三號

改正 昭和三年縣令第四一號、四年四月第四〇號、七年三月第一四號、一二年六月第一六

學校醫ニ關スル規程左ノ通定ム

學校醫ニ關スル規程

- 第一條 公立學校私立學校ニハ學校醫ヲ置クヘシ但シ特別ノ事情ニ依リ學校醫ヲ置クコト能ハサルトキハ其ノ事由並期間ヲ具シ知事ノ許可ヲ受ケヘシ
- 第二條 學校醫ノ數ハ一校一人以上トシ學校醫擔當生徒兒童數ハ一千名ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特別ノ事情アルトキハ知事ノ許可ヲ受ケヘシ
- 第三條 公立學校醫ノ囑託、解囑又ハ手當ノ變更ヲ爲サムトスルトキハ縣立學校ニ在リテハ學校長其ノ他ノ公立學校ニ在リテハ管理者ヨリ別記様式ニ依リ知事ニ具申スヘシ
- 私立學校ニ於テ學校醫ヲ囑託、解囑又ハ手當ノ變更ヲ爲サムトキハ前項ニ準シ設立者ヨリ直ニ知事ニ開申スヘシ
- 第四條 學校醫死亡シタルトキハ縣立學校ニ在リテハ學校長其ノ他ノ公立學校ニ在リテハ管理者、私立學校ニ在リテハ設立者ヨリ遲滞ナク其ノ氏名死亡年月日ヲ知事ニ報告スヘシ
- 第五條 公立學校醫ノ手當ハ年額トシ左ノ標準ニ據リ支給スヘシ

〔靜岡令一五號〕

氏名	男	女	年	月	日	職業	保護者
----	---	---	---	---	---	----	-----

一學校ノ生徒兒童數千名迄	八百名迄	六百名迄	四百名迄	二百名迄
年手當額	八十圓以上	七十圓以上	六十圓以上	五十圓以上
	四十圓以上	三十圓以上	二十圓以上	十圓以上

生徒兒童數一千名ヲ超ユルトキハ二百名ヲ加フル毎二年手當拾圓以上ヲ増額スヘシ

一校ニ二人以上ノ學校醫ヲ置クトキハ第一項ノ手當額ハ適宜斟酌ヲ加フルコトヲ得

特別ノ事情ニ依リ前各項ノ標準ニ據ルコト能ハサル場合ハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受ケヘシ

第六條 公立學校醫ノ手當ハ其ノ年額ヲ二分シ九月及三月ニ支給スヘシ新ニ囑託シタルトキ又ハ手當ヲ増減シタルトキハ發令ノ翌日ヨリ起算シ其ノ當月分ハ日割計算ヲ以テ之ヲ支給シ解囑又ハ死亡シタルトキハ其ノ當月分迄ヲ其ノ際支給スヘシ

第七條 公立學校醫公務ノ爲旅行スルトキハ左表ニ依リ旅費ヲ支給スヘシ但シ特別ノ事情アルトキハ減額シテ支給スルコトヲ得

汽車賃及船賃	車馬賃	二付	日當	宿泊料	一付
一等乃至二等ノ賃金等級ニ區別ナキモノハ其ノ實費	五拾錢	參圓五拾錢	四圓		

前項ノ外旅費支給方ニ付テハ内國旅費規則ヲ準用ス

二校以上ヲ兼務スル學校醫共通ノ用務ニ依リ旅行スルトキ其ノ旅費額ハ關係學校費ヨリ分割支給スルコトヲ得

〔靜岡令一五號〕

- 第八條 學校醫ハ昭和七年文部省令第三號學校醫職務規程第一條各號ノ調査ニ就テハ特ニ左ノ事項ニ注意シ第一號ノ調査ハ毎年一回以上學校管理者者學校長等ト共ニ之ヲ行フヘシ
- 一 校地建物並設備衛生ニ關シテハ特ニ乾濕、採光、換氣、暖房ノ適否等
- 二 校具ノ衛生ニ關シテハ特ニ黑板、机、腰掛ノ適否
- 三 教授衛生ニ關シテハ特ニ生徒兒童ノ姿勢、疲勞其ノ他學業ノ心身ニ及ボス影響等
- 四 運動ニ關シテハ施設ノ適否並生徒兒童ノ個性、體質、身體檢查成績ノ利用狀況等
- 五 職員生徒兒童ノ健康狀態ニ關シテハ特ニ傳染性疾患季節ニヨル疾病、缺席狀況等
- 六 病者虛弱者精神薄弱者ノ監督養護ニ關シテハ其ノ要不要、方法ノ適否並家庭トノ聯絡等
- 七 清潔ニ關シテハ校地、校舍其ノ他ノ清潔狀態、掃除方法ノ適否及生徒兒童ノ身體被服等
- 八 飲料水並飲食物ニ關シテハ之カ給與ノ方法、設備及其ノ質、量等
- 第九條 管理者ハ校地ノ選定校舍ノ新築並改築等ニ關シ學校醫ノ意見ヲ徵スヘシ
- 第十條 學校醫疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ノ爲執務シ難キトキハ管理者ノ同意ヲ得テ他ノ適當ナル醫師ヲシテ一時自己ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得
- 代理者ニ對スル手當ハ學校醫ノ負擔トス
- 第十一條 學校ニ於テハ學校醫ノ執務席ヲ設ケ身體檢查用具救急處置ノ材料、學校醫執務日誌等必要ナル器具書類ヲ備付クヘシ

學校醫囑託(解囑)(手當增(減)額)具申書

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

手當及旅費ノ支給ニ就テハ昭和三年三月末日迄仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

大正十年五月靜岡縣令第五十二號學校醫囑託並給與ニ關スル規程並大正九年七月靜岡縣訓令乙第二九六號縣立學校醫旅費支給規程ハ之ヲ廢止ス

種別	學校名	生徒數	年手當	手當	囑託醫師	備考
		見込額	現在支給額			

(囑託)	何々學校	何百何名	何圓	何	某某
(解囑)	何々學校	何百何名	何圓	何	某某
(手當増額)	何百何名	何圓	何	何々學校	何々
(手當減額)	何百何名	何圓	何	何々學校	何々

備考

- 一、囑託具申書ニハ別ニ族籍氏名年齢、住所、卒業證書、醫師免許狀寫及同人ノ經歷ヲ詳記シタル履歷書ヲ添付スルコト
- 一、本人ノ都合ニヨル解囑具申書ニハ本人ノ解囑願書ヲ添付スルコト
- 一、備考欄ニハ解囑事由ヲ記載スルコト

昭和二年九月六日
 教第三三五四號學務部長通牒

公立中等學校長 公立學校幼稚園管理委員

學校醫ニ關スル件

八月二日縣令第五十三號ヲ以テ學校醫ニ關スル規程改正相成候處規程第三條ニ依リ囑託具申書ヲ爲サントスル場合他校ヲ兼務スル者ニアリテハ當該學校名擔任生徒兒童數ヲ様式備考欄ニ記載相成候様致度

學校看護婦ノ設置並執務規程

昭和四年二月二日
 靜岡縣訓令甲第三號

市役所 町村役場 公立學校
 公私立幼稚園

學校看護婦ノ設置並執務規程左ノ通定ム

學校看護婦ノ設置並執務規程

第九條 學校看護婦ノ執務事項左ノ如シ

- 一 簡單ナル傷疾疾病ノ手當
 - 二 身體検査ノ補助
 - 三 學校傳染病豫防處置
 - 四 校外教授、遠足、修學旅行、休暇聚落、水泳、海水浴等ニ於ケル衛生事項
 - 五 生徒兒童ノ衛生ノ觀察特ニ心身薄弱者ニ對スル注意
 - 六 月經時ノ注意及處置ノ指導
 - 七 身體、被服、携帶品等ノ清潔検査及指導
 - 八 學校給食ノ介補及中食ニ關スル注意
 - 九 衛生訓練及衛生教授ノ補助
 - 一〇 校舎内外ノ衛生ノ觀察
 - 一一 學校衛生上ノ調査事務及講話ノ補助
 - 一二 其ノ他衛生上必要ナル事項
- 第十條 學校看護婦ハ學校長又ハ學校醫、學校齒科醫ノ旨ヲ受ケ家庭訪問ヲナシ生徒兒童ノ發育、健康ノ保全、増進及疾病ノ手當等ニ付家庭トノ連絡ヲ圖ルヘシ
- 第十一條 學校看護婦ハ執務日誌其ノ他必要ナル簿冊ヲ備ヘ執務ノ狀況ヲ明ラカニスヘシ
- 第十二條 學校看護婦ハ毎月執務報告書ヲ調製シ學校醫及學校齒科醫ノ檢閱ヲ受ケ學校長ニ提出スヘシ
- 第十三條 本規程施行ニ關シ必要ナル細則ハ學校長之ヲ定ムルコトヲ得
- 第十四條 本令ハ之ヲ公私立幼稚園ニ準用ス

學校看護婦(囑託)(解囑)(手當増、減額)申請書

〔靜岡令一五號〕

- 第一條 公立學校私立學校ニハ學校看護婦ヲ置クコトヲ得
- 第二條 學校看護婦ハ看護婦規則ニ依ル看護婦タルコトヲ要ス
當分ノ内准看護婦又ハ學校看護方法ヲ修得シタル者ニシテ適當ト認ムル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得
- 第三條 公立學校看護婦ハ縣立學校ニ在リテハ學校長、其ノ他ノ公立學校ニ在リテハ管理者ノ申請ニ依リ知事之ヲ囑託又ハ解囑ス
- 第四條 學校看護婦ニハ手當及旅費ヲ支給スヘシ
- 第五條 公立學校看護婦ノ囑託、解囑又ハ手當ノ變更ヲ爲サントスルトキハ縣立學校ニ在リテハ學校長其ノ他ノ公立學校ニ在リテハ管理者ヨリ別記様式ニ依リ知事ニ申請スヘシ
- 第六條 私立學校ニ於テ學校看護婦ノ囑託、解囑又ハ手當ノ變更ヲ爲サントスルハ前項ニ準シ設立者ヨリ直ニ知事ニ開申スヘシ
- 第七條 公立學校看護婦死亡シタルトキハ縣立學校ニ在リテハ學校長、其ノ他ノ公立學校ニ在リテハ管理者、私立學校ニ在リテハ設立者ヨリ遲滞ナク其ノ氏名、死亡年月日ヲ知事ニ報告スヘシ
- 第八條 縣立學校看護婦ノ手當及旅費ノ支給方法ニ付テハ公立中學校、高等女學校並實業學校准教員ノ俸給及學校長、正教員、舍監、書記並准教員ノ旅費其ノ他諸給與ニ關スル規則ヲ準用シ旅費額ニ付テハ准教員ノ例ニ依リ之ヲ支給ス
- 第九條 公立學校以外ノ公立中等學校看護婦ニ付テハ前項ニ準シ之ヲ支給ス
前項ニ包含セラレザル縣立學校以外ノ公立學校看護婦ノ手當及旅費ノ支給方法ニ付テハ市町村立小學校教員俸給旅費及諸給與規則ヲ準用シ旅費額ニ付テハ准教員ノ例ニ依リ之ヲ支給ス
- 第十條 學校看護婦ハ學校長ノ監督ヲ受ケ學校醫及學校齒科醫ノ指揮ニ從ヒ學校衛生ニ關スル事務ニ從事スヘシ

〔靜岡令一五號〕

種別	學校名	生徒兒童數	手當見込額	手當現在支給額	囑託名氏	備考
(囑託)	何々學校	何百何名	何圓	何	何々	何々
(解囑)	何々學校	何百何名	何圓	何	何々	何々
(手當増額)	何百何名	何圓	何	何々學校	何々	何々
(手當減額)	何百何名	何圓	何	何々學校	何々	何々

備考

- 一 囑託申請書ニハ族籍、本籍住所、氏名、年齢、看護婦免許狀寫、履歷書、身體検査書ヲ添付スルコト
- 一 本人ノ都合ニヨル解囑申請書ニハ本人ノ解囑願書ヲ添付スルコト
- 一 備考欄ニハ解囑又ハ手當減額ノ場合其ノ事由ヲ記載スルコト

學校醫、幼稚園醫及「青年訓練所醫」ノ職務ニ關スル件

昭和四年十一月五日
 教第三六二九號學務部長通牒

市町村長 公立學校長 公立立幼稚園長
 「青年訓練所主事」宛

今般文部省令第四十號ヲ以テ學校醫、幼稚園醫及青年訓練所醫ノ職務規程改正相成タルニ付將來一層其ノ職務ヲ督勵シテ教育衛生ノ效果ヲ擧ケシムル様御配慮相煩度尙幼稚園ニ於ケル幼兒ハ身體纖弱ナル時期ニ在リ之方養護ニハ格段ノ注意ヲ必要トシ又青年訓練所ニ於ケル生徒ハ保健上ノ危期ニ在ルノミナラス職業ニ從事シツ、課程ヲ履修スル者多ク衛生上留意スヘキ事項尠カラサルヲ以テ幼稚園醫及青年訓練所醫ノ人選内申ニハ深甚ノ注意

ヲ拂ハレ其ノ執務ニ關シテハ職員トモ克ク協調ヲ保チ其ノ實ヲ擧ケシムル
操特ニ御留意相成度
追テ幼稚園醫並青年訓練所醫ノ囑託ナキモノハ至急其ノ設置ニ付御配慮
相成度

●學校齒科醫職務規程ノ解釋ニ關スル件

昭和三十九年十月八日

教第一五三九號學務部長通牒

市町村長 學校長宛

今般學校齒科醫職務規程第二條中ノ解釋ニ關シ文部省體育課長ヨリ左記ノ
通牒アリタルニ付爲念

記

- 一、學校齒科醫職務規程第二條ノ豫防上必要ナル處置ノ範圍ハ概テ齒牙ノ
清掃、鍍銀法、乳齒ノ拔去、初期齲蝕ノ處置及充填（材料ハセメント
及アマルガム）等眞ニ豫防上必要ナル程度ノモノタルコト
- 二、學校内ニ於テ齒科衛生ニ關スル施設ヲ爲ス場合診療所届出等ノ手續ヲ
要スルヤ否ヤニ關シテハ實施ノ狀況ニ依リ地方長官ニ於テ適宜ノ措置
ヲ講セラレタキコト

同規程第二條拔萃

學校齒科醫ハ其ノ擔當學校ニ於テ學校生徒兒童ノ齲蝕其ノ他ノ齒牙疾患ノ
豫防上必要ナル診査並處置ヲ行フヘシ

●學校看護婦ニ關スル件

昭和四年十一月十六日

教第三七九號學務部長通牒

市町村長 學校長宛

〔靜岡令一五號〕

〔靜岡令二三號〕

●學校(幼稚園)醫、學校看護婦、學 校衛生主任調査ニ關スル件

昭和十二年十一月十八日

教第一八三六號學務部長通牒

市長 學校長 幼稚園長宛

調査上必要有之候ニ付標記ノ件左記様式ニ依リ十一月十八日現在調査ノ上
同月三十日迄ニ御回報相成度
追テ爾今異動毎ニ必ス御回報相成度申添候

學校(幼稚園)長 名(所在地) (電話)

校 醫	氏 名	任 別	嘱 託 年 月 日	生 徒 (兒 童) 數	當 年 額 手	最 終 學 位	專 門 科 名	經 歷 ノ 大 要
看 護 婦								
衛 生 保 教 員								

記載上ノ注意

- 一、專任兼任ノ別名欄ニハ二校以上兼務ノ場合ハ兼トシテ其ノ學校(幼稚園)名ヲ記載スルコト
- 一、囑託年月日ハ發令年月日ヲ記載スルコト
- 一、專門科名ハ内科、外科、齒科、耳鼻、咽喉科等ト記シ右ノ別ナキ向ニ在リテハ一般ト記載スルコト
- 一、本表記載職員並其ノ他ニシテ學校衛生上特殊ナル研究又ハ顯著ナル寄與等アラバ其ノ大要添附ノコト
- 一、本件未設定ニシテ該當無之向ニアリテモ其ノ旨本文期日迄ニ回報ヲナスト共ニ極力之ガ設定ニ留意シ設定ノ上ハ速ニ報告ノコト
- 一、用紙ハ半紙版トシ二通提出ノコト

第十二章 圖書館

(第十編社會教育ニ轉ム)

〔靜岡令〕

第十三章 雜則

●東亞同文會留學生ニ關スル規程

明治三十七年三月四日
靜岡縣令第十三號

改正 明治四〇年縣令第一四號、四三年第六五號、大正二年第七號、四年第四號、六年第八號、八年第三號、第六號、九年第二號、一三年第八五號、一五年第一一三號

東亞同文會留學生ニ關スル規程左ノ通定ム

東亞同文會留學生ニ關スル規程

- 第一條 東亞同文會ノ設置ニ係ル在上海東亞同文書院ニ派遣スヘキ留學生ハ左ノ各號ニ該當スル者ノ中ニ就キ檢定ヲ行ヒ縣知事之ヲ命ス
 - 一 本縣在籍ニシテ家事ニ係累ナキ者
 - 二 身體健全品行方正ニシテ志操堅確ナル者
 - 三 入學志望者ハ中學校ヲ卒業シタル者又ハ專門學校入學者檢定規定ニ依リ試驗規定ニ合格シ若ハ同規程第十一條第二項ニ依リ指定ヲ受ケタルモノ
 - 四 募集ノ年三月末日ニ於テ年齡滿二十五年以下ノ者
- 前項ノ檢定ハ志操、品行、身體及學業ニ就キ之ヲ行フ其方法及學科目等ハ檢定ノ都度之ヲ定ム但シ適當ト認ムル場合ニ於テハ檢定ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトアルヘシ
- 第二條 留學生ノ募集及其人員等ハ豫メ之ヲ告示ス
- 第三條 留學生ニハ毎年度豫算ノ定ムル範圍内ニ於テ學資及旅費ヲ支給ス

第九編 學事 第十三章 雜則

學資ハ入學ノ月ヨリ卒業ノ月マテ旅費ハ入學渡航及卒業歸國ニ限リ之ヲ支給ス但シ休學中ハ學資ノ支給ヲ停止スルコトアルヘシ

第四條 留學生ヲラントスル者ハ願書ニ履歷書(明治三十六年六月告示第二號)並ニ戶籍謄本ヲ添ヘ市ニ在リテハ市役所ヲ經由シ町村ニ在リテハ直接縣知事ニ願出ツヘシ

第五條 留學生ヲ命セラレタル者ハ保證人ヲ定メ左式ノ誓約書ヲ縣知事ニ差出スヘシ

○ 印 紙 ○

誓約書

某儀今般東亞同文會留學生命セラレ候ニ就テハ誓テ御規則等堅ク相守リ勉學可致候萬一留學生ヲ免セラレタルトキ及規定ノ義務ニ背キタルトキハ旅費及學資ハ御命令ニ從ヒ本人並ニ保證人連帶ノ上辨償可致ハ勿論其他本人身上ニ關スル事件ハ保證人ニ於テ一切引受可申候依テ保證人連署此段誓約候也

住所族籍誰何男(弟)等
本人何 之 誰

住所族籍(本人トノ續柄)
保證人何 之 誰

住所族籍
保證人何 之 誰

年月日 生年月日

靜岡縣知事何之誰殿

右保證人何之誰ハ當市町村內ニ於テ直接國稅年額拾圓以上ヲ納ムル者タルコトヲ證明ス

靜岡縣何郡(市)町村長

年月日

何之誰

第六條 前條ノ保證人ハ親權ヲ行フ者若クハ丁年以上ノ尊屬親及本縣下ニ於テ直接國稅拾圓以上ヲ納ムル者タルヘシ

保證人死亡シ若クハ前項ノ資格ヲ失ヒタルトキハ更ニ保證人ヲ定メ誓約書ヲ書換フヘシ

第七條 留學生ハ自己ノ便宜ニヨリ半途退學スルコトヲ得ス但シ止ムヲ得サル事由ニ依リ縣知事ノ許可ヲ受クルトキハ此限ニアラス

第八條 留學生ハ在學中及卒業後滿五箇年間ハ清國ニ於ケル商業等ニ關スル事項ノ調査ヲ縣知事ヨリ囑託セラレタルトキハ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第九條 留學生ハ卒業後滿五箇年間ハ縣知事ヨリ從事スヘキ業務ヲ指定セラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十條 留學生同文書院ヨリ退學ヲ命セラレ若クハ自ら退學シタルトキハ當然留學生ヲ免セラレタルモノトス

前項ノ場合及第八條第九條ノ規定ニ違背シタルトキハ支給セラレタル學費及旅費ヲ償還スヘキモノトス但シ情狀ニ依リ其全部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトアルヘシ

第十一條 留學生病氣ニ罹リ歸朝セントスルトキハ東亞同文書院ノ承認書ヲ添ヘ縣知事ノ許可ヲ請フヘシ但シ本文ノ手續ヲナス違ナキトキハ東亞同文書院ノ承認ヲ得テ歸朝スルコトヲ得此場合ニ於テハ遲滞ナク其承認書ヲ添ヘ縣知事ニ届出ツヘシ

〔靜岡令〕

第十二條 留學生卒業シタルトキハ卒業證書ノ寫ヲ添ヘ居所ヲ届出ヘシ第九條ノ義務年間中居所ヲ變更シタルトキハ其都度届出ツルコトヲ要ス

●哈爾濱學院縣費生ニ關スル規程

大正九年二月二十七日 靜岡縣令第八號

改正 大正一三年縣令第八四號、一五年第一〇九號、昭和八年二月第六六號 哈爾濱學院縣費生ニ關スル規程左ノ通定ム

哈爾濱學院縣費生ニ關スル規程

- 第一條 日露協會ノ設置ニ係ル在哈爾濱哈爾濱學院ニ派遣スヘキ縣費生ハ左ノ各號ニ該當スル者ノ中ニ就キ檢定ヲ行ヒ縣知事之ヲ命ス
- 一、本縣在籍者ニシテ家事ニ係累ナキ者
- 二、中學校又ハ甲種商業學校卒業ノ者專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定合格者若クハ同規程第十一條第二項ノ指定ヲ受ケタル者ニシテ品行方正志操堅固身體健全ノ者
- 三、募集ノ年三月末日ニ於テ年齡滿二十五年以下ノ者
- 前項ノ檢定ハ志操品行身體及學業ニ就キ之ヲ行フ但シ適當ト認ムル場合ニ於テハ檢定ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトアルヘシ
- 第二條 縣費生ノ募集人員期日檢定ノ方法及科目等ハ其ノ都度之ヲ告示ス
- 第三條 縣費生ニハ毎年度豫算ノ定ムル範圍內ニ於テ學費及旅費ヲ支給ス
- 學費ハ入學ノ月ヨリ卒業ノ月マテ旅費ハ入學渡航及卒業歸國ニ限リ之ヲ支給ス但シ休學中ハ學費ヲ支給ヲ停止スルコトアルヘシ
- 第四條 縣費生タラントスル者ハ願書ニ履歷書(大正九年二月靜岡縣告示第一七〇號書式第二號ニ依ル)中學校又ハ甲種商業學校卒業成績表並ニ戶籍謄本ヲ添ヘ市ニ在リテハ市

〔靜岡令〕

役所ヲ經由シ町村ニ在リテハ直接縣知事ニ願出ツヘシ

市長ハ本人ノ品行及人物ニ就キ意見ヲ副申スルコトヲ要ス

第五條 縣費生ヲ命セラレタル者ハ保證人ヲ定メ左式ノ誓約書ヲ知事ニ差出スヘシ

印紙 誓約書

某儀今般哈爾濱學院縣費生ヲ命セラレ候ニ就テハ御規則等堅ク相守リ勉學可致萬一縣費生ヲ免セラレタルトキ及規定ノ義務ニ背キタルトキハ旅費及學費ハ御命令ニ從ヒ本人並ニ保證人連帶ノ上辨償可致ハ勿論其ノ他本人身上ニ關スル事件ハ保證人ニ於テ一切引受可申依テ保證人連署此段誓約候也

住所族籍誰何男(弟)等

本人何之誰

住所族籍(本人トノ續柄)

保證人何之誰

住所族籍

保證人何之誰

生年月日

靜岡縣知事何之誰殿

右保證人何之誰ハ當市町村內ニ於テ直接國稅年額拾圓以上ヲ納ムル者タルコトヲ證明ス

年月日

靜岡縣何郡(市)町村長

何之誰

第六條 前條ノ保證人ハ親權ヲ行フ者若クハ丁年以上ノ尊屬親及本縣下ニ於

●日露協會學校(哈爾濱學院)規則

大正九年二月二十七日
靜岡縣告示第七十號
日露協會學校規則左ノ通定メタル旨同協會ヨリ申出アリキ

第一章 總則

- 第一條 本校ハ露西亞語及商事經營ニ關スル學術ヲ教授シ露國並支那ニ於テ公私ノ業務ニ從事スル者ヲ養成スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本校ノ修業年限ハ三箇年トス
- 第三條 本校ニ日露語專修科ヲ設ケ其規程ハ別ニ之ヲ定ム
- 第二章 學科課程
- 第四條 本校ノ學科目及程度ハ左ノ如シ

學科目	學年	第一學年	第二學年	第三學年	時間
倫理	第一學年	一	一	一	一〇
露西亞語	第一學年	一八	一四	一〇	二
國語漢文	第一學年	二	二	二	二
經濟學	第一學年	二	二	二	二
財政學	第一學年	二	二	二	二
法律學	第一學年	二	二	二	二
商業學	第一學年	二	二	二	二
商業數學、珠算	第一學年	二	二	二	二
簿記	第一學年	二	二	二	二
商業實踐	第一學年	二	二	二	二
商業作文	第一學年	一	一	一	一

〔靜岡令〕

〔靜岡令〕

商	露	露	第	體	合
業	國	國	二	操	計
地	商	國	語	操	計
理	業	史	學	操	計
(露國及支那) ヲ主トス	二	二	二	二	三六
支那語、英語、 獨語、佛語	二	二	二	二	三七
露語講義	二	二	二	二	三七
露語講義	二	二	二	二	三七
露語講義	二	二	二	二	三七
露語應用	二	二	二	二	三七

備考

- 一、科外トシテ露國經濟事情、露國風俗史、露國產業組合及其他ニ關スル事項ヲ教授ス
- 二、第二語學ハ前表中ノ一語ヲ學ハシム但シ志望者少數ナルトキ又ハ學校ノ都合ニ依リ之ヲ缺クコトアルヘシ

第三章 學年、學期及休業日

第五條 學年ハ五月一日ニ始リ翌年四月三十日ニ終ル大正九年ニ限り九月開校

第六條 學期ハ五月一日ヨリ十月三十日ニ至ルヲ第一學期トシ十一月一日ヨリ翌年四月三十日ニ至ルヲ第二學期トス

第七條 休業日ハ左ノ如シ但夏期休業間ハ修學旅行ヲ爲サシメ若クハ特ニ課業ヲナスコトアルヘシ

- 一、日曜日
- 一、日露兩國大祭祝日
- 一、本校設立紀念日
- 一、春季休業四月十五日ヨリ同月三十日ニ至ル
- 一、冬季休業(十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル)

第四章 入學、在學及退學

第九編 學事 第十三章 雜則

第九編 學事 第十三章 雜則

第九編 學事 第十三章 雜則

- 第十二條 入學志願者ハ本校所定ノ入學試験ヲ受クヘシ但シ當該府縣ニ於テ施行セル選抜試験ニ合格シタル府縣費生ハ本校ニ於ケル入學試験ヲ省略シ入學セシムルコトヲ得入學試験ハ人物、體格、學術ノ三科トス
- 第十三條 私費入學ノ許可ヲ得タルモノハ第三號書式ニ依リ正副二名ノ保證人ノ連署セル在學保證書ヲ差出スヘシ貸費入學ノ許可ヲ得タルモノハ右保證書ノ外第四號書式ノ誓約書ヲ差出スヘシ
- 第十四條 保證人ハ身元確實ニシテ一家計ヲ立テ父兄後見人等タル緣故ヲ以テ生徒ノ身分ニ關シ一切ノ事ヲ引受クルニ足ル者ナルヲ要ス
- 本校ニ於テ保證人ヲ不適當ト認ムルトキハ之ヲ變更セシムルコトアルヘシ
- 保證人改名、轉籍、轉居若クハ改印シタルトキハ直ニ届出ツヘシ
- 第十五條 府縣費生退學セント欲スル場合ニハ其派遣ノ府縣知事ヨリ其旨本校々長ニ通シ承諾ヲ受クヘキモノトス公費生準公費生亦之ニ準ス
- 私費生退學セントストキハ第五號書式ニ依リ正副保證人連署ヲ以テ届出テ校長ノ許可ヲ受クヘシ
- 貸費生ハ疾病若クハ萬止ムヲ得サル事情ノ外退學ヲ許サス
- 第十六條 學生左記諸號ノ一ニ該當スルモノハ退學ヲ命ス
 - 一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
 - 二、學力劣等若クハ身體虛弱ニシテ成業ノ見込ナキ者
 - 三、本校ノ規程若クハ告諭ニ背キ當然退校セシムヘキ者
 - 四、無届缺席一ヶ月以上ニ及フ者
 - 五、其他不都合ノ行爲アリ在學許シ難シト認ムル者
- 第十七條 夏季休業中及其他ノ期間許可ヲ得テ歸朝スルカ又ハ露國內地ニ旅行スル者ニシテ正當ノ理由ナク歸校遲延スルモノハ前項無届缺席ノ例ニ準シテ處置ス

第五章 休學

〔靜岡令〕

- 者追試験ヲ受ケンコトヲ願出ツルトキハ該議ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ
- 第三十條 試験ノ評點成績ノ考査等ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム
- 第三十一條 第三學年ノ課程ヲ修了シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス
- 第七章 學資
- 第三十二條 本校在學年限ヲ參拾六ヶ月學資全額ヲ千貳百六拾圓ト定メ便宜上月額金參拾五圓トス但卒業時期ニ多少ノ伸縮アルモ全學資額ニ變更アルコトナシ
- 第三十三條 學資金ハ三ヶ月分以上ヲ在東京日露協會ニ前納セシム
- 第三十四條 學資納付期末ヨリ滿二ヶ月ヲ經過スルモ尙納金セサルモノハ退學ヲ命ス
- 第三十五條 學生ノ修學用書類及諸品、被服、食料、小遣、醫藥並修學旅行ニ關スル費用ハ本校之ヲ支辨ス
- 第三十六條 學生ノ赴任及歸朝旅費ハ本人ノ負擔タルヘシ
- 第三十七條 學生病氣ノ爲メ哈爾賓市内ニ於ケル醫院ニ入療ヲ要スルトキハ十五日以内ノ入院料ハ本校之ヲ負擔シ其以上ハ學生ノ負擔トス
- 第八章 貸費生
- 第三十八條 學術優等身體強健志操堅固ナル學生ニシテ府縣費生、公費生又ハ準公費生タル能ハサル者ニ對シ特ニ本校ヨリ學資ヲ貸與スルコトアルヘシ
- 第三十九條 貸費ヲ受ケタル者ハ卒業後一箇年ヲ經過シタル後貸費ヲ受ケタル月數ニ二倍スル期限内ニ其金額ヲ月賦返納スヘシ
- 第四十條 貸費生ニシテ第十六條諸項ノ一ニ觸レタル者ハ其特典ヲ停止シ且ツ貸與セシ金額ヲ即時返済セシム
- 病氣又ハ止ムヲ得サル事故ニヨリ退學スル者ハ當日ヨリ二ヶ月以内ニ已

- 第十八條 學生疾病其他止ムヲ得サル事故ニ依リ滿三ヶ月以上修學スルト能ハサルトキハ校長ノ許可ヲ得テ該學年間休學スルコトヲ得
- 第十九條 兵役ニ服スル學生ハ校長ノ許可ヲ得テ其間休學シ服役終リタルトキハ直ニ原學年ニ復歸スルコトヲ得
- 第二十條 府縣費生休學セント欲スル場合ハ其派遣府縣知事ヨリ理由書(疾病ノ場合ハ診斷書)ヲ添ヘテ其旨本校々長ニ通シ其承諾ヲ受クヘキモノトス公費生準公費生亦之ニ準ス
- 私費生及貸費生休學セント欲スル場合ハ其事由ヲ詳記シ保證人連署ヲ以テ届出テ校長ノ許可ヲ受クヘシ(疾病ノ場合ハ診斷書ヲ添フ)
- 第二十一條 休學中ハ學資ヲ徵收セス
- 第二十二條 休學中ハ本校規定ノ支給品ヲ與ヘス
- 第二十三條 休學中ノ學生疾病平癒シ又ハ事故止ミタルトキハ休學期間内ト雖モ其旨届出テ就學スルコトヲ得
- 第二十四條 前條ニ依リ出席ノ許可ヲ得タルモノハ休學中ノ學資ヲ追納スヘシ但休學引續キ二學年度ニ及フ者出席ノ許可ヲ得タル場合ニハ前學年度分ノ學資ハ追納ヲ要セス又休學中ノ食費及旬給費ハ學資中ヨリ控除ス
- 第六章 試驗
- 第二十五條 試驗ハ學期及學年末ニ於テ其履修シタル科目ニ就キ之ヲ行フ但科目ニヨリテハ受持講師ノ見込ニ依リ平素ノ學業成績ノミヲ考査シ學期試驗ノ評點ニ代フルコトヲ得
- 第二十六條 修學旅行ノ際作成セル實地調査報告書ハ之ヲ考査採點シ第三學年試驗ノ評點ニ加フ
- 第二十七條 各科目ノ評點四十點以上通約六十點以上ノ者ヲ及第トス
- 第二十八條 原級ニ止マルコト引續キ二回ニ及フ者ハ退學ヲ命ス
- 第二十九條 正當ノ事由又ハ疾病ノ爲メニ學期若クハ學年試驗ニ缺席シタル

〔靜岡令〕

- ニ受ケタル貸費金全額ヲ返納スヘシ
- 第九章 寄宿寮及制服
- 第四十一條 學生ハ總テ寄宿寮ニ入ルモノトス但特別ノ事情アルモノハ校長ノ許可ヲ得テ通學スルコトヲ得
- 第四十二條 寄宿寮ニ關スル規則ハ別ニ之ヲ定ム
- 第四十三條 學生ハ必ス本校所定ノ制服制帽ヲ着用スヘシ
- 書式第一號
- 入學願書 (用紙美濃紙)
- 私儀今般貴校へ入學志願候ニ付御試験ノ上御許可被成下度左記書類相添此段相願候也
- 一 履歷書
- 一 戶籍謄本
- 一 寫 眞
- 年月日
- 原籍地
- 現住所
- 本人何
- 原籍地
- 現住所
- 保證人何
- 某(印)
- 生年月日
- 某(印)
- 書式第二號
- 日露協會學校長何某殿
- 履歷書 (用紙美濃紙)
- 一學 業
- 何年何月ヨリ何年何月マテ何地何學校ニ入り何學科修業

何年何月何地何學校ニ入り何年何月卒業
 一職 業
 何年何月何官職ニ就ク若クハ何業ニ従事ス
 何年何月退官廢業若クハ現今ノ在職從事等
 一兵 役
 來ル何年徵兵適齡又ハ何年何月ヨリ何年何月マテ陸軍現役ニ服ス或ハ
 何年何月何地ニ於テ徵兵検査ヲ受ケ何々ニ付國民軍ニ編入セララル等
 一賞 罰
 何年何月何地ニ於テ何賞罰ヲ受ケ等
 右之通相違無之候也
 年 月 日 何 某(印)

書式第三號

在學保證書(用紙美濃紙二通)

原籍、戸主又ハ何某子弟 何 某

生年月日

右之者貴校へ入學御許可相成候ニ付テハ御規則堅ク相守ラセ可申ハ勿論
 本人ニ起因スル一切ノ事項ハ拙者引受ケ聊カモ貴校ニ御迷惑相懸ケ申間
 敷此段保證仕候也
 年 月 日

現住所 現住所 某(印)
 族籍職業 族籍職業
 保證人 何 某(印)
 現住所 現住所
 族籍職業 族籍職業

〔靜岡令〕

書式第四號 日露協會學校長何某殿

印紙

誓約書

私儀今般御校貸費相受候ニ付テハ御校貸費規則ヲ遵守可致萬一違背ノ節
 ハ保證人連帶ヲ以テ返納金其他一切ノ責ニ任スヘク候仍テ保證人連署ノ
 上誓約候也
 年 月 日 本人何 某(印)

書式第五號 日露協會學校長何某殿

退學願

私儀今般何々ノ爲メ(疾病ノ場合ハ診斷書ヲ添フヘシ)貴校退學仕度此段
 相願候也
 年 月 日 日露協會學校何年學生 某(印)

現住所 現住所 某(印)
 族籍職業 族籍職業
 保證人 何 某(印)
 現住所 現住所
 族籍職業 族籍職業

日露協會學校長何某殿 外國人兒童ノ小學校入學ニ關スル件

昭和七年七月二十八日 教第一四六〇號學務部長通牒

今般主務省ヨリ標記ノ件ニ關シ左記ノ通り通牒有之候ニ付テハ御諒知相成
 度 市町村長宛

記

國籍法第二十條ノ二ノ規定ニ依リ日本ノ國籍ヲ失ヒタル兒童ニシテ我方國
 ノ小學校ニ入學ヲ志望スル者アル場合ニ就テハ之カ取扱方ニ關シ別段ノ規
 定無之ニ付右ノ場合ハ可成便宜取扱ノ上本邦人ト同様ニ教授相成様御取計
 相成度

日系米人ノ公立小學校へノ入學

外國人生徒兒童數調

學校名稱	種別	國籍	學年					計
			一	二	三	四	五	
滿洲國		中華民國						

〔靜岡令三二號〕

二關スル件

昭和四年一月十九日 教第七六號學務部長通牒

公立小學校ニ入學希望スル日系米人ニ對シテハ其ノ入學ニ出來得ル限り便
 利ヲ與ヘラレ度其ノ筋ヨリ通牒越ノ次第モ有之候
 備考 日系米人トハ兩親共日本人ニシテ米國ニ於テ出産シタル子(米國
 人)ヲ指ス

外國人生徒兒童數調查ノ件

昭和十三年八月十八日 教第一三三三號學務部長通牒

公私立中等學校長 公私立各種學校長 公私立小學校長宛

貴校ニ在學スル外國人生徒兒童數左記様式ニ依リ五月末日現在ヲ以テ御調
 査ノ上八月二十五日迄ニ御報告相成度尙本件ニ關シテハ爾今毎年四月末日
 調ヲ以テ五月十日迄ニ御報告相成度
 追而昭和三年六月二十三日教第一、九〇六號通牒ハ自然消滅ノ義ト御承
 知相成度

一、學業

何年何月何日ヨリ何年何月何日マテ何所何某ニ就キ何學科修業
何年何月何日官公私立何學校ニ入り何學科修業何年何月何日卒業或
ハ何々ニ付半途退學或ハ何箇年ノ課程ヲ卒フ
何年何月何日何學校卒業又ハ何々ノ試験ヲ受ケ合格ス

一、職業

何年何月何日官職拜命或ハ何業ニ從事何年何月何日依願免官或ハ廢
業或ハ現今在職從事等

一、賞罰

何年何月何日何所ニ於テ何々ニ付何賞ヲ受ケ或ハ何罰ヲ受ケ等
一、身上ニ關スル事項
何事由ニ依リ何ト改氏名等
右相違無之候也

年月日

右

某

(記載注意)

- 一、業務ハ現在若ハ最近ノ經歷ニ限リ記載スヘシ
- 二、賞罰ハ經歷上特ニ重要ナル事項ニ限リ記載スルコト
- 三、身上ニ關スル事項ハ本籍氏名ノ變更等身上異動ヲ詳記スヘシ

第三號書式

身體検査書

族籍

何

某

一、體格 (甲)(乙)(丙)

(靜岡令)

一、身長 尺寸分

一、體重 貫 匁

一、胸圍 尺寸分

一、營養 甲(乙)(丙)

一、視力 (萬國式試視力表ニヨルコト)

右左

色盲及色弱

一、聽力 (障害ノ有無)

耳疾

一、呼吸器

一、血行器

一、神経系

一、皮膚

一、言語

一、既往現在ノ疾病又ハ畸形

右検査候處相違無之候也

年月日

検査

住所

何學校醫又ハ開業醫

何 某

(靜岡令)

● 專門學校入學者試験檢定志望者

願書差出方

大正十三年十一月七日
靜岡縣告示第七百十六號
專門學校入學者試験檢定志望者ニシテ當廳ヲ經由檢定ヲ出願セントスルト
キハ所轄郡市役所ヲ經テ願書ヲ差出スヘシ

● 建安府竝懷遠府拜觀ニ關スル件

昭和八年四月二十二日
官第一四六號知事官房秘書課長通牒
市町村長 公私立中等學校長 小學校長宛

標記ノ件ニ關シ宮内大臣ヨリ別記ノ通り通牒有之候旨内務大臣秘書官ヨリ
通知越候

丙第二七一號

昭和八年四月十日

靜岡縣知事殿
内務大臣秘書官

建安府竝懷遠府拜觀ニ關シ別紙寫ノ通宮内大臣ヨリ通牒有之候ニ付及御
通知候

別紙寫

宮内大臣 宮發第九五號

秘書課

昭和八年三月三日

内務大臣男爵 山本達雄殿
宮内大臣 湯淺倉平

通牒

自今建安府拜觀願出ノ際同時ニ懷遠府ノ拜觀ヲ願出アルトキハ併セテ拜
觀差許サルヘキニ付關係ノ向ヘ御通知相成度候

● 彈藥拂下出願ニ關スル件

昭和八年七月二十日
兵第一三七八號學務部長通牒
市町村長宛

標記ノ件出願手續ニ關シ不備ノ點屢々有之整理上不便不勘軍隊事務ヲシテ
一層繁忙ナラシムル傾向有之趣ヲ以テ之レガ書式及取扱上ノ注意事項別記
ノ通步兵第三十四聯隊ヨリ申越ノ次第モ有之候ニ付爲御參考

彈藥拂下願

何府市町何警察署管内

何縣何郡何村何番地

職氏

名

昭和何年何月何日

陸軍造兵廠御中

品目	數量	拂下	價格	用途及	摘要
三八式銃實包 插彈子	壹千發				調製及取扱上ノ 注意
三八式銃實包 紙函共	壹千發				第四第五第六項 ヲ參照記入ノコト
三八式銃空包 紙函共	壹千發				

三八式銃 狹窄射擊實包紙函共

壹千發

- 二、受領希望部隊及期日 步兵第三十四聯隊 昭和何年何月何日
- 三、配屬將校官 氏 名 陸軍何大尉 何 某
- 四、代金納入方希望方法 卽金(後拂)

右彈藥受領候也 昭和何年何月何日 陸軍何大尉 何 某 調製及取扱上ノ注意

- 1、職トハ讓受人ノ資格ヲ明示スルモノニシテ學校長、青年訓練所主事、在郷軍人分會長ノ如キモノナリ學校及青年訓練所ニハ官(公)
- 2、學校以外ヨリ提出スル願書ニハ前記第三項記載ヲ要セズ
- 3、拂下ノ際代金ハ總テ卽金但シ官立學校ニテ後拂希望ノ際ハ其ノ旨明記スルモノトス
- 4、大正十五年陸普第五〇二〇號ニ依リ讓受許可證ヲ要セザルモノ左ノ如シ
- (イ)官公立中學校又ハ之ト同等以上ノ官公立學校
- (ロ)陸軍現役將校ヲ配屬シアル私立學校
- (ハ)青年訓練所令第三條ニ依リ市町村、市町村學校組合及町村學校組合ノ經營スル青年訓練所
- 5、大正十五年陸普第五〇二〇號ニ依リ讓受許可證ヲ要スルモノ左ノ如シ
- 前記第四項ニ該當セザル在郷軍人分會長及其ノ他ノ團體
- 6、大正十五年陸普第五〇一九號ニ依リ讓受許可證ヲ要セザルモノ左ノ如シ

〔辭岡令〕

ノ如シ 在郷軍人會及豫備役將校團ガ軍隊ニ對シテ射擊ヲ願出軍隊所屬ノ射擊場ニ於テ軍隊監視ノ下ニ射擊ヲナシ且ツ彈藥ノ出納ヲ軍隊テ取扱フ場合ニ限ル

- 7、讓受許可證ノ發行ハ左ノ如シ
一〇〇〇以下所轄警察署
一〇〇〇以上縣知事
- 8、從來ノ例ニ依レバ住所番地ノ記入ナキモノ及彈藥受領者ノ官氏名團ノナキモノアリ必ズ記入捺印ヲ要ス但シ彈藥受領ノ節印鑑ヲ持參捺印セシムルモ差支ナシ
- 9、願書ハ三通ヲ受領月日二十日前迄ニ聯隊ニ提出スルモノトス
- 10、品目ハ價格表ニ依リ記入ノコト
- 11、納金證ハ二通納金ト同時經理室ニ差出スモノトス
- 12、打設藥莢ノ返納ハ整理ノ關係上速カニ取纏メ返納ノコト
- 13、彈藥ノ授受ハ當隊演習及事務ノ關係上爾今火、金、日、祭日ヲ除ク毎日午前十一時ト規定ス
但シ遠隔地ノモノハ午前十一時若クハ午後四時トス
(紙ノ大キサ半紙判ヲ使用シ半枚ニテ書終ル如ク調製ノコト)

彈藥價格表

品目	單位	價格
三八式銃實包 挿彈子	一〇〇ニ付	四三五〇
三八式銃空包紙函共	一〇〇ニ付	二七〇〇
三八式銃 狹窄射擊實包紙函共	一〇〇ニ付	二七〇〇

〔辭岡令三一號〕

年月日

辭岡縣學務部長殿

主 催 何

★

十一年式 輕機關銃 空包紙函共

一〇〇ニ付

三四五〇

- 一、各地方ニ於テ諸演習開催ノ際當聯隊ニ兵員援助ヲ申請セラレ且ツ彈藥ヲ要スル場合ハ前記ニ準ジ豫メ(二十日前)彈藥拂下願ヲ提出セラレ置クヲ要スルモノニツキ手續キニ遺漏ナキ様御注意相成度
- 二、來ル八月十五日師團兵器検査アルニ付整理ノ關係上八月五日ヨリ十七日迄彈藥ノ授與ヲ行ハザルニ付御承知相成度

● 研究會並ニ各種會合ニ關スル件

昭和十三年七月十二日

教第二九七號學務部長通牒

市町村長 公私立中小學校長 公私立幼稚園長 縣都市教育會長宛

教育並ニ保育上ニ關シ各種研究會、講習會、講演會等開催ノ場合ハ其ノ都度豫メ左記ニ依リ御報告相成度

追テ都市教育會ノ支部等ニ於テ開催ノ場合モ之ニ準ジ御報告相成度申添記 何々開催ノ件報告

- 一、目的
- 二、期 日
- 三、行事日程 (講師アル場合ハ演題、職氏名附記スルコト 演題未定ノ場合ハ其ノ旨ヲ記シ確定次第追報ノコト)
- 四、參會者種別並ニ豫想人員數

第九編 學事 第十三章 雜則

第九編 學事(終)

第十編 社會教育

通則

青年學校

圖書館

青少年團體

雜則

〔辨函令四六號〕

第十編 社會教育

第一章 通則

- 社會教育委員設置ニ關スル件……………昭八年社教七二號……………一
- 社會教育委員徽章交付ニ關スル件……………昭九年社教四八號……………二

第二章 青年學校

- 青年學校令施行細則……………昭一四年縣令三〇號……………三
- 青年學校制度改正ノ要旨並ニ施行上ノ注意事項……………昭一四年訓令甲一四號……………七
- 青年學校施設經營ニ關スル件……………昭一四年社教四〇〇號……………一
- 私立青年學校ノ設置者ニ關スル件……………昭一二年社教一二六號……………一
- 青年學校手帳ニ關スル件……………昭一〇年社教五八七號等……………一
- 青年學校學籍簿並ニ手帳ノ様式改正ノ件……………昭一四年社教四三六號……………一
- 青年學校諸簿冊ニ關スル件……………昭一〇年社教五一七號……………一
- 青年學校教授及訓練科目要旨……………昭一〇年訓令甲二三號……………一
- 青年學校教授及訓練科目……………昭一二年訓令甲一四號……………一
- 青年學校體操科教材ニ關スル件……………昭一〇年社教四九三號……………一
- 青年學校教練科教材配當及進度參考表ニ關スル件……………昭一〇年社教四四五號……………一
- 青年學校ノ專修科ニ關スル件……………昭一〇年社教五〇五號……………一
- 青年學校ノ普通學科ニ關スル件……………昭一一年社教一六七號……………一
- 昭和十年^{陸軍}省令第一號第一條第一號ノ規定ニ依ル課程ノ認定取扱方ニ關スル件……………昭一〇年社教一四八〇號……………一

○靜岡縣立御殿場農業青年學校學則……………昭一〇年縣令四二號……………一四ノ一五

○靜岡縣立靜岡工業青年學校學則……………昭一〇年縣令四三號……………一四ノ一八

○靜岡縣立濱松工業青年學校學則……………昭一〇年縣令四一號……………一四ノ二七

○市町村立青年學校職員進退ニ關スル取扱手續……………昭一〇年訓令甲一〇號……………一四ノ三六

○公立青年學校指導員及講師任用申立ニ關スル件……………昭一〇年社教四八七號……………一四ノ三六ノ一

○青年學校教練指導要員名簿提出ニ關スル件……………昭一二年社教四九號……………一四ノ三六ノ一

○公立青年學校ノ指導員等ニシテ陸海軍現役ニ服シ又ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者ノ氏名報告ニ關スル件……………昭一二年社教三八三號……………一四ノ三六ノ二

○青年學校教職員履歷書提出ニ關スル件……………昭一一年社教一〇五號……………一四ノ三七

○青年學校專任教員ノ勤務ニ關スル件……………昭一一年社教一〇六號……………一四ノ三七

○靜岡縣立青年學校教員養成所學則……………昭一一年縣令七號……………一四ノ三七

○青年學校教員臨時養成所學則……………昭一三年縣令二六號……………一四ノ四〇ノ二

○青年學校一覽表等ニ關スル件……………昭一一年社教二號……………一四ノ四二

○青年學校ニ關スル調査報告ノ件……………昭一一年社教一七八號……………一四ノ四七

○靜岡縣青年學校男子職員生徒服制……………昭一一年訓令甲七號……………一五

○靜岡縣青年學校男子職員生徒服裝規程……………昭一一年訓令甲七號……………一八

○學校配屬將校〔青年訓練所〕教練補助指導ニ關スル件……………昭八年社教一八八號等……………一八

○學校配屬將校等ニ〔青年訓練所〕教練ノ補助指導委囑ニ關スル件……………昭一五年教四七八二號……………二一

○學校配屬將校〔青年訓練所〕教練補助指導擔任交替時期ニ關スル件……………昭九年社教一五五號……………二一

〔靜岡令二九號〕

〔靜岡令五號〕

○〔青年訓練所〕在所者ニ對スル陸軍造兵廠參觀ニ關スル件……………昭四年教二一二號……………二一

○〔青年訓練所〕補助金ニ關スル件……………昭六年地五九七號等……………二二

第三章 圖書館

○圖書館令施行細則……………昭一〇年縣令三七號……………二三

○町村立圖書館設置經營要項……………昭一〇年訓令甲二〇號……………二四

○町村立圖書館設置經營要項ニ關スル件……………昭一〇年社教四九九號……………二九

○圖書館一覽表ニ關スル件……………昭一〇年社教一三二號……………二九

○市町村立圖書館職員進退ニ關スル取扱手續……………昭七年訓令甲一二號……………三二

○圖書館博物館等設置獎勵ニ關スル件……………昭一〇年社教三五八號……………三三

○靜岡縣立英文庫規則……………大一四年縣令四二號……………三四

○靜岡縣立英文庫使用料條例……………昭一一年條例五號……………三六

○靜岡縣立英文庫巡回文庫取扱規程……………大一四年告示五一八號……………三六

○靜岡縣立英文庫講堂貸與規程……………大一四年告示二六八號……………三七

第四章 青少年團體

○女子青年團體ニ關スル件……………昭二年訓令甲一三號……………三九

○女子青年團體振興ニ關スル件……………昭二年教二一五八號……………三九

○男女青年團體ノ狀況調査ニ關スル件……………昭一二年社教五九號……………四一

○婦人團體狀況照會ニ關スル件……………昭六年社五〇九號……………四二

○壯年團狀況調査ニ關スル件……………昭一一年社教四五一號……………四三

第五章 雜則

○戰用線下糧食諸品拂下ノ件……………昭八年社教一三五號……………四四

○映畫教育ヲ目的トスル映畫會ノ届出ニ關スル件……………昭一三年社教三〇三號……………四四

○静岡縣體力章檢定員設置規程……………昭一四年告示九五五號……………四五

○静岡縣體育委員設置規程……………昭一四年告示九五六號……………四五

第十編目次(終)

〔静岡令四七號〕

第十編 社會教育

第一章 通則

●社會教育委員設置ニ關スル件

昭和八年十二月二日
社教第七二號學務部長通牒

市町村長宛

近時市町村ニ於ケル社會教育の施設ノ普及向上ヲ觀ルニ至リタルハ洵ニ欣快ニ禁ヘサルトコロナリト雖モ時局ハ内外益々多事、民心ノ振張更生ヲ圖リ偕和共濟ノ實ヲ擧クルノ要彌々急ナルモノ有之、就テハ此ノ際市町村内ニ設置セラレタル經濟更生委員乃至、教育教化ヲ目的トスル諸團體ノ幹部並ニ斯教育熱心家ニ對シ社會教育委員ヲ依囑シ今後恒ニ社會教育教化ノ研究改善ト統制強化トヲ圖リ以テ時局匡救ノ中樞機關ヲシムルハ刻下ノ要務ナリト相信シ候條別記要項御參酌ノ上至急設置相成候様致度

追而御設置ノ上ハ左記事項ヲ附シ御報告相成度申添候

一、報告事項

- 1、設置年月日
- 2、規程
- 3、委員調(左表ニヨル)

委員調

第十編 社會教育 第一章 通則

〔静岡令〕

氏名	職名又ハ職業	年齢	學歷	住所	備考

二、市町村社會教育委員設置要項

- 1、市町村社會教育委員ハ社會教育教化ニ關シ市町村長ノ諮問ニ應シ或ハ隨時會合シテ之ヲ研究協議ヲ行ヒ其ノ振興ヲ圖ルモノトス
 - 2、市町村社會教育委員ノ設置ニ當リテハ廣ク自治産業教育教化修養等ニ關係アル各種機關ノ代表者又ハ幹部並ニ神職宗教家其ノ他篤志ノ個人ニツキ詮議シ市町村長之ヲ依囑ス
 - 3、市町村社會教育委員ハナルヘク國民精神作興ニ關スル詔書發十周年記念事業トシテ本年中ニ設置スル様取計ハレ度キコト
 - 4、市町村社會教育委員ノ數ハ部落若クハ字等ノ數ヲ考慮シ市ニアリテハ二十人乃至三十人、町村ニアリテハ十人内外トスルコト
 - 5、社會教育委員ノ活動狀況ハ毎年四月中ニ於テ前年度(自前年四月至其年三月)分ヲ取纏メ知事ニ報告セラレタキコト
 - 6、市町村社會教育委員ノ設置規程ハ左ノ準則ヲ參考ニセラレタキコト
- 市町村社會教育委員設置規程準則
- 第一條 社會教育教化ノ振興ヲ圖ルノ目的ヲ以テ本市(町村)ニ社會教育委員ヲ設置ス
- 第二條 社會教育委員ハ本市(町村)内ニ於ケル自治産業教育教化等ニ關係アル各機關團體ノ代表者幹部並ニ一般有識者ニ對シ市(町村)長之ヲ依囑ス
- 第三條 本市(町村)社會教育委員ハ名譽職トシ其任期ハ四ヶ年トス但シ職

第十編 社會教育 第一章 通則

務上支障アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ解職スルコトアルヘシ
第四條 社會教育委員ハ委員會ヲ組織ス
第五條 社會教育委員及委員會ノ職務概ネ左ノ如シ
一、社會教育ニ關シ市(町村)長ノ諮問ニ應シ又ハ意見ヲ開陳ス
二、社會教育ニ關スル施設ノ普及ヲ圖リ其ノ利用ヲ獎勵スルコト
三、社會教育機關ヲ援助シ其ノ機能ヲ發揮スルコト
四、社會教育ニ關シ市町村並ニ各種團體其他關係方面ノ聯絡協力ヲ圖ルコト
五、社會教育ニ關スル重要ナル事項ヲ協議シ本市(町村)社會教育諸機關ノ諮問ニ應シ又ハ進シテ意見ヲ開陳スルコト

●社會教育委員徽章交付ニ關スル件

昭和九年五月三日
社教第四八號學務部長通牒

市町村長宛

今般文部省ニ於テ社會教育委員ノ身分ヲ表徴シ其活動ニ資セムカ爲メ社會教育委員徽章ヲ制定シ全國委員ニ交付致スヘキ旨通牒有之候ニ就テハ右設置市町村ニアリテハ左記様式ニ依リ交付方申請相成度右徽章交付ノ際ハ左記佩用心得方徹底セシメラレ度
追テ右委員設置ニ關シテハ客年十二月二日付通牒ヲ發シ置キ候處已ニ多數ノ設置活動ヲ見ルニ至レルハ斯道ノタメ慶賀スル處ナルモ未ダ設置ニ至ラサル向有之右ハ甚々遺憾ト存シ候ニ付斯教育振興ノ爲メ此ノ際取リ急キ設置方御盡力相成度

〔靜岡令〕

社會教育委員徽章交付申請

- 一、郡市町村名
二、社會教育委員設置年月日
三、交付スヘキ社會教育委員數
四、同上委員氏名
社會教育委員徽章佩用心得
一、社會教育ノ身分ヲ表徴スル爲メ文部省ニ於テ特ニ社會教育委員徽章ヲ制定ス
二、徽章ハ銀色圓形徑五分六厘トシ表面中央ニ炎ヲ置キ其ノ周圍ニ菊花瓣ヲ配シ上方ニ「社會教育委員章」下方ニ「文部省」ノ文字ヲ識ス
三、徽章ハ文部省ヨリ道府縣市町村ヲ經テ本人ニ交付ス
四、徽章ハ左胸部見易キ處ニ之ヲ佩フルモノトス
五、社會教育委員辭任又ハ任期滿了其ノ他ノ事由ニ依リ其ノ身分ヲ喪失シタル時ハ遲滞ナク市役所町村役場ヘ返納スルモノトス

〔靜岡令四五號〕

第二章 青年學校

●青年學校令施行細則

昭和十四年八月五日
靜岡縣令第三十號

青年學校令施行細則左ノ通改正ス

青年學校令施行細則

第一章 課程

- 第一條 研究科ヲ設クルトキハ其ノ教授及訓練科目中ニハ修身及公民科ノ外男子ニ在リテハ職業科、教練科、女子ニ在リテハ家庭科ヲ缺クコトヲ得ズ
第二條 専修科ノ教授及訓練期間ハ三月以上タルコトヲ要ス
第三條 青年學校ニ於テハ卒業生ヲ始メ一般公衆ニ對シ隨時講習ヲ爲スコトヲ得
第四條 青年學校令施行規則第五條第二號ノ規定ニ依リ知事ニ於テ青年學校令第七條ニ規定スル施設ト認定シタル施設ニ於テ教育ヲ受クル生徒ニ對シテ課セザルコトヲ得ル教授及訓練科目ハ普通學科及職業科トス
第五條 青年學校令施行規則第四條第二號ノ認定ヲ受ケントスルモノノ關係施設ハ課程ガ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限四年以上、高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限二年以上又ハ之ト同等以上ノモノニシテ各學年ニ付青年學校ニ於ケル普通學科ニ相當スベキ科目二百十時以上又ハ職業科ニ相當スベキ科目四百二十時以上ヲ課スルモノタルベシ
第六條 青年學校令施行規則第五條第二號ノ認定ヲ受ケントスル施設ハ課程ガ一學年ニ付青年學校ニ於ケル普通學科ニ相當スベキ科目百五十時以上

第十編 社會教育 第二章 青年學校

上又ハ職業科ニ相當スベキ科目二百十時以上ヲ課スルモノタルベシ
第七條 青年學校令施行規則第九條ノ規定ニ依リ教科用圖書ノ報告若ハ開申ニハ其ノ書名、著編者、發行所、定價ヲ記載スベシ其ノ變更ヲナサントスルトキ亦同シ

第八條 青年學校令施行規則第四十六條ノ規定ニ依リ定メタル日及時刻ハ保護者並ニ使用者ニ通知スルノ外知事ニ報告スベシ
第九條 青年學校令施行規則第十三條第二項ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由、期間、教授及訓練ノ開始並ニ終了時刻ヲ具シ知事ニ申請スベシ

第十條 青年學校令施行規則第十三條第一項但書ニ依リ教授及訓練ヲ行フ青年學校ニ在リテハ毎月二回以上晝間ノ教授及訓練ヲ行フベシ
第十一條 修學旅行、行軍等ノ爲生徒ヲ縣外ニ引率セントスルトキハ學校長ニ於テ其ノ目的地、出發歸著ノ日時、監督及費用支辨ノ方法、學年男女別人員ヲ具シ知事ノ認可ヲ受ケルベシ

第十二條 青年學校令施行規則第二十條ノ規定ニ依リ他ノ青年學校ニ於テ教授及訓練ヲ受ケシムル場合ニハ學校長ハ其ノ青年學校ノ學校長ニ文書ヲ以テ其ノ旨ヲ申入レ且當該生徒ノ青年學校手帳ニ出席情況其ノ他必要ナル事項ヲ記入證明スベシ

第十三條 前條ノ規定ニ依リ申入ヲ受ケタル青年學校ノ學校長ハ特別ノ事情アル場合ノ外其ノ申入ニ應ジ當該生徒ニ對シ適當ナル教授及訓練ヲ爲シ留留地ノ青年學校ニ在リテハ教授及訓練ヲ終了シタルトキ、其ノ他ノ學校ニ在リテハ適當ノ時期ニ於テ在籍學校ニ生徒ノ出席情況其ノ他必要ナル事項ヲ記載シタル書類ヲ送付シ且當該生徒ノ青年學校手帳ニ出席時數其ノ他必要ナル事項ヲ記入證明スベシ

第十四條 青年學校令施行規則第二十條ノ規定ニ依リ他ノ學校ニ於テ當該生徒ニ爲シタル教授及訓練ハ在籍學校ノ教授及訓練ト看做スベシ

第十五條 青年學校令施行規則第二十一條ノ規定ニ依ル課程ノ修了ノ認定ニ關シテハ各學年ニ於テ青年學校令施行規則第一條第一號表乃至第四號表ニ掲グル各學年ノ各教授及訓練科目ノ最低時數出席セザル者ニ對シテハ各學年ノ課程又ハ普通科若ハ本科ノ全課程ノ修了ヲ認ムルコトヲ得

前項ノ場合中途入學者ニ關シテハ入學シタル時ヲ基準トシ其ノ以後ニ配當シタル時數ニ依ルコトヲ得但シ就學ヲ猶豫セラレタル者就學スルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前二項ノ場合ニ於テ青年學校令第七條又ハ第八條ノ規定ニ依リ教授及訓練科目ノ一部ヲ課セラレザル者ニ付テハ各其ノ限度ニ於テ減セラレタル時數トスベシ

第十六條 生徒ニシテ所定ノ教授及訓練ヲ受ケルコトヲ得ザル者ニ對シテハ適當ナル時期ニ於テ之ヲ補充シ課程ノ修了ヲ認ムルコトヲ得

第十七條 前二條ノ規定ヲ學年中途ニ於テ轉學シタル生徒ニ適用スル場合ニ於テハ其ノ轉學ノ前後ノ出席時數ヲ通算シタル時數ニ依ルベシ但シ轉學ノ時期、當該學校ノ施設等ノ爲前二條ノ規定ニ依リ課程ノ修了ヲ認メ難キ場合ハ學校長ニ於テ適當ト認ムルトキニ限り課程ノ修了ヲ認ムルコトヲ得

第二章 就學

第十八條 市町村長ハ青年學校令施行規則第二十七條及第二十八條ノ規定ニ依リ其ノ年就學セシムベキ義務就學者ヲ調査シ其ノ入學スベキ期日及學校ヲ定メ義務就學者名簿(學齡簿ヲ代用シタルトキハ學齡簿以下同ジ)編製期限後十日以内ニ其ノ保護者及義務就學者ニ通知スベシ

〔辭岡令四五號〕

第十九條 前條ノ通知ヲ受ケタル保護者ニシテ青年學校令施行規則第三十條第一項ノ規定ニ依リ免除若ハ猶豫ヲ請ハントスルトキ第一項ノ場合ハ二月末日迄ニ其ノ他ノ者ニ付テハ其ノ都度市町村長ニ申出ヅベシ

市町村長ハ青年學校令施行規則第三十條第二項ノ規定ニ依リ免除ヲナス必要アリト認メタルトキハ第一項ノ場合ハ三月五日迄ニ其ノ他ノ者ニ付テハ其ノ都度知事ニ申請スベシ又免除若ハ猶豫ヲナシタル者アリタルトキハ直ニ之ヲ報告スベシ

第二十條 青年學校令施行規則第三十一條ノ規定ニ依ル保護者ノ届出ニハ第一項第一號ノ場合ニ在リテハ二月末日迄ニ其ノ他ノ場合ニ在リテハ其ノ都度同條第一項ノ書類ノ外義務就學者ノ住所氏名、生年月日、事由ヲ添附スベシ

第二十一條 市町村長ハ其ノ年四月ニ於テ入學スベキ義務就學者ノ概數ヲ二月二十日迄ニ關係學校長ニ通知スベシ

青年學校令施行規則第二十九條ノ規定ニ依リ市町村長ハ三月二十日迄ニ義務就學者ニ關スル通知ヲナスベシ

第二十二條 市町村長ハ青年學校令施行規則第二十四條ノ規定ニ依リ義務就學者名簿ニ登録シタルモノニ對シテ遲滞ナク前四條ノ規定ニ準ズル取扱ヲナスベシ

第二十三條 市町村長ハ就學中ノ義務就學者ニシテ其ノ就學ニ關シ獎勵ヲ生シタルトキハ青年學校令施行規則第二十九條後段ノ規定ニ準ジ取扱フベシ其ノ第二十一條第二項ノ規定ニ依リ通知シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同ジ

第二十四條 青年學校令施行規則第四十四條ノ規定ニ依ル届出ハ第二十條後段ノ規定ニ準ジ事實ノ止ミタル日ヨリ七日以内ニ之ヲナスベシ

第二十五條 青年學校令施行規則第三十五條ノ規定ニ依ル未就學者ノ報告ハ入學期日後十五日以内ニ之ヲナスベシ

〔辭岡令四五號〕

第二十六條 青年學校令施行規則第三十六條ノ規定ニ依ル學校長ノ保護者並ニ其ノ生徒ニ對スル出席通知ハ義務課程履修ノ爲出席スベキ日時ニ於テ引續キ二回缺席シタルトキ之ヲナスベシ

其ノ市町村長ニ對スル報告ハ出席通知二回以上ニ及ビ仍出席セザルトキニ行フベシ

第二十七條 前二條ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタル市町村長ハ義務就學者ノ保護者並ニ其ノ生徒ニ對シ三日以内ニ督促ヲ發スベシ

前項ノ規定ニ依リ督促ヲナスモ次ノ出席スベキ日ニ就學又ハ出席セザルトキハ更ニ三日以内ニ於テ督促ヲナシ仍就學又ハ出席セザルトキハ直ニ知事ニ報告スベシ

第二十八條 青年學校令第九條又ハ傳染病豫防規程第八條ノ規定ニ依リ青年學校長ニ於テ生徒ノ出席ヲ停止シタルトキハ遲滞ナク生徒ノ氏名及其ノ事由ヲ知事ニ報告スベシ其ノ停止ヲ解キタルトキ亦同ジ

第二十九條 青年學校長ハ生徒出席通知原簿ヲ作り青年學校令施行規則第三十六條及第三十八條ノ規定ニ依ル生徒出席ノ通知ニ關スル事項ヲ記載スベシ

市町村長ハ生徒就學又ハ出席督促原簿ヲ作り青年學校令施行規則第三十七條ノ規定ニ依ル義務就學者ノ督促ニ關スル事項ヲ記載スベシ

第三十條 青年學校令施行規則第三十七條及第三十八條第二項ノ規定ニ依ル就學又ハ出席セザル者ノ報告書ニハ生徒ノ氏名、生年月日、科學年、職業、住所並ニ保護者又ハ代理人ノ住所、氏名、職業、生徒トノ關係、督促ノ情況經過、就學及出席セザル事由ヲ記シ之ニ關スル意見ヲ添フベシ

第三章 教員

第三十一條 義務就學者私立青年學校ニ在學スルトキハ關係市町村長ハ必要ニ應ジ當該學校ニ付其ノ出席情況ヲ調査スベシ

第三十二條 市町村立青年學校ニ於テ講師ヲ置カントスルトキハ市ニ在リ

第十編 社會教育 第二章 青年學校

市町村長、町村ニ在リテハ當該學校長ノ上申ニ依リ知事之ヲ囑託ス

第三十三條 青年學校令施行規則第十一條ノ規定ニ依ル講習ノ講師ハ當該學校ノ教員ノ外學校長ニ於テ囑託シタル者トス

第三十四條 青年學校ノ職員ニシテ他ノ學校等ヨリ兼務スル者並ニ指導員及講師ニハ其ノ勤務ノ程度ニ應ジ適當ノ手當ヲ給スベシ

第三十五條 青年學校教員資格規程第四條ノ規定ニ依リ採用スル教員數ハ教員總數ノ半數ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ依リ知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十六條 青年學校ニ於テ特別ノ事情在リテ當分ノ内專任教員ヲ設置シ得ザル爲青年學校令附則第四項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由及將來設置スベキ豫定期ヲ具シ知事ニ申請スベシ

第三十七條 專任教員ヲシテ已ムヲ得ザル事由ニ依リ青年學校以外ノ他ノ學校ノ教員ヲ兼務セシムル場合ニ在リテハ其ノ兼務時數ハ每週五時間ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四章 設置

第三十八條 青年學校令第二十五條ノ規定ニ依リ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ青年學校ノ校數及位置ノ指定ヲ受ケントスルトキハ市町村長ハ左ノ事項ヲ具シ知事ニ申出ヅベシ

一 市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ意見書

二 校數並ニ其ノ位置

三 市町村、字、地番、地目、段別及所有假借(有料、無料)ノ別、併設ノ場合ハ其ノ施設ノ名稱ヲ記スベシ

四 關係年度ニ於ケル市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ學區ノ收入支出豫算決議又ハ決議見込書

市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ青年學校義務就學者數最近五箇年調

五 市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合地域ノ圖面(縮尺二萬五千分ノ一)學校ノ位置、通學ノ便否、各字ノ戶數及通學最遠距離ヲ記スベシ

第三十九條 義務就學者ノ教育事務ヲ委託ヲ必要ト認ムル場合ハ關係市町村長、市町村學校組合管理者及町村學校組合管理者連署ヲ以テ左ノ事項ヲ具シ知事ニ申出ヅベシ

一 關係市町村、市町村學校組合、町村學校組合及學區ノ意見書
二 事由
三 關係市町村及其ノ一部區域ノ名稱並ニ委託セントスル青年學校ノ名稱

四 關係市町村及其ノ一部區域ノ義務就學者數最近三箇年調
五 關係地域ノ圖面(縮尺二萬五千分ノ一)
六 學校ノ位置、通學ノ便否、各字ノ戶數及通學最遠距離其ノ他參考トナルベキ事項

第四十條 青年學校令第二十二條ノ規定ニ依リ市町村立青年學校ノ設置ノ認可ヲ受ケントスルトキハ青年學校令施行規則第五十一條ノ規定スルモノノ外市町村會ノ決議案又ハ組合規約及組合會ノ決議案本ヲ添ヘ知事ニ申請スベシ

第四十一條 青年學校令第二十二條ノ規定ニ依リ私立青年學校ノ設置ノ認可ヲ受ケントスルトキハ青年學校令施行規則第五十一條ノ規定スルモノノ外商工會議所、農會其ノ他之ニ準ズベキ公共團體(水産會等)ニ在リテ

〔靜岡令四五號〕

〔靜岡令四五號〕

シ必要ナル事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受ケベシ
分教場ヲ廢止セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ認可ヲ受ケベシ
青年學校令第二十四條ノ規定ニ依リ設置スル青年學校ノ分教場ノ設置廢止ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十五條 青年學校令施行規則第六十條ノ規定ニ依リ青年學校ヲ他ノ設備ニ併設スル場合ニ於テモ專用教室、實習場、校具其ノ他必要ナル設備ヲナスベシ但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十六條 市町村立青年學校廢止ノ認可申請書ニハ其ノ事由、生徒ノ處分方法ノ外市町村會若ハ市町村學校組合又ハ町村學校組合會ノ決議案本ヲ添附スベシ

第四十七條 青年學校令施行規則第五十八條ニ定ムルモノノ外左ノ表簿ヲ備フベシ
一 沿革誌
二 修了者及卒業者名簿
三 監督官巡視簿
四 教練查閱簿
五 生徒出席通知原簿
六 生徒身體檢査票
七 教授及訓練實施要目
八 其ノ他學校長ニ於テ必要ト認メタル表簿

青年學校令關係アル法令、學則、學校日誌、備品臺帳、職員ノ履歷書及出勤簿、生徒ノ學籍簿、沿革誌、修了者及卒業者名簿、監督官巡視簿、教練查閱簿ハ永久ニ保存シ其ノ他ハ八年以上保存スルモノトス
青年學校ヲ廢止シタル場合ニ於ケル諸表簿ノ保存ニ關シテハ知事ノ指揮ヲ受ケベシ

ハ定款又ハ會則等ヲ、私人ニ在リテハ履歷書、定款又ハ寄附行爲ヲ、法人ニ非ザル社團ニ在リテハ社團ノ規則、代表者ノ履歷書及代表者タルコトノ公ノ證明書ヲ添ヘ知事ニ申請スベシ

第四十二條 青年學校ノ設置者ヲ變更セントスルトキハ青年學校令施行規則第五十四條ノ規定スルモノノ外前二條ノ規定ニ準ズル事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受ケベシ

第四十三條 位置ノ變更ニ非ザル校地ノ變更並ニ校舎其ノ他ノ建物ノ建設又ハ變更ニ就キ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ知事ニ申請スベシ其ノ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ
一 校地ノ變更ノ場合
イ 變更ノ事由
ロ 校地ノ圖面(縮尺六百分ノ一)
ハ 變更ノ部分ハ朱記シテ區分ヲ明ニナシ變更セントスル面積ヲ記スベシ

二 校舎其ノ他ノ建物ノ建設又ハ變更ノ場合
イ 建設又ハ變更ノ事由
ロ 校舎配置圖(縮尺六百分ノ一)
ハ 建築又ハ變更セントスル建物平面圖(縮尺二百分ノ一)及斷面圖(縮尺二十分ノ一)
ニ 設計ノ大要
ホ 工事著手並ニ竣工豫定年月
ヘ 關係豫算書

第四十四條 青年學校令施行規則第六十一條ノ規定ニ依リ分教場ヲ設ケントスルトキハ其ノ事由並ニ位置、校地、校舎ノ配置、教授及訓練ニ關スル設備及附近ノ情況ヲ記載シタル圖面、生徒概數其ノ他教授及訓練ニ關

第六十條 私立青年學校ヨリ知事ニ提出スベキ文書ハ人事ニ關スルモノヲ除クノ外當該學校所在地ノ市町村長ヲ經由スベシ其ノ設置廢止ノ申請ニ關シテハ市町村長ハ意見ヲ副申スベシ

第六十一條 私立青年學校ヨリ知事ニ提出スベキ文書ハ人事ニ關スルモノヲ除クノ外當該學校所在地ノ市町村長ヲ經由スベシ其ノ設置廢止ノ申請ニ關シテハ市町村長ハ意見ヲ副申スベシ

第六十二條 私立青年學校ヨリ知事ニ提出スベキ文書ハ人事ニ關スルモノヲ除クノ外當該學校所在地ノ市町村長ヲ經由スベシ其ノ設置廢止ノ申請ニ關シテハ市町村長ハ意見ヲ副申スベシ

第六十三條 私立青年學校ヨリ知事ニ提出スベキ文書ハ人事ニ關スルモノヲ除クノ外當該學校所在地ノ市町村長ヲ經由スベシ其ノ設置廢止ノ申請ニ關シテハ市町村長ハ意見ヲ副申スベシ

第六十四條 私立青年學校ヨリ知事ニ提出スベキ文書ハ人事ニ關スルモノヲ除クノ外當該學校所在地ノ市町村長ヲ經由スベシ其ノ設置廢止ノ申請ニ關シテハ市町村長ハ意見ヲ副申スベシ

第六十五條 私立青年學校ヨリ知事ニ提出スベキ文書ハ人事ニ關スルモノヲ除クノ外當該學校所在地ノ市町村長ヲ經由スベシ其ノ設置廢止ノ申請ニ關シテハ市町村長ハ意見ヲ副申スベシ

第六十六條 私立青年學校ヨリ知事ニ提出スベキ文書ハ人事ニ關スルモノヲ除クノ外當該學校所在地ノ市町村長ヲ經由スベシ其ノ設置廢止ノ申請ニ關シテハ市町村長ハ意見ヲ副申スベシ

第六十七條 私立青年學校ヨリ知事ニ提出スベキ文書ハ人事ニ關スルモノヲ除クノ外當該學校所在地ノ市町村長ヲ經由スベシ其ノ設置廢止ノ申請ニ關シテハ市町村長ハ意見ヲ副申スベシ

第六十八條 私立青年學校ヨリ知事ニ提出スベキ文書ハ人事ニ關スルモノヲ除クノ外當該學校所在地ノ市町村長ヲ經由スベシ其ノ設置廢止ノ申請ニ關シテハ市町村長ハ意見ヲ副申スベシ

第六十九條 私立青年學校ヨリ知事ニ提出スベキ文書ハ人事ニ關スルモノヲ除クノ外當該學校所在地ノ市町村長ヲ經由スベシ其ノ設置廢止ノ申請ニ關シテハ市町村長ハ意見ヲ副申スベシ

● 青年學校制度改正ノ要旨並ニ施行上ノ注意事項

昭和十四年八月五日
靜岡縣訓令甲第十四號

令般勅令第二百五十四號ヲ以テ青年學校令ヲ改正文部省令第二十四號ヲ以

テ青年學校令施行規則ヲ公布セラレ又之ガ實施ニ關シ靜岡縣令第三十號ヲ以テ青年學校令施行規則ヲ改正シタリ其ノ趣旨トスル所ハ一定ノ範圍ノ男子青年ニ對シ青年學校就學ヲ義務ト爲シタルモノニシテ之ニ關聯シテ青年學校令ノ全般ニ互リ改正ヲ施サレ且之ガ施行上必要ナル各般ノ事項ヲ總括規定スル爲新ニ青年學校令施行規則ヲ制定シ從前ノ青年學校規程ヲ廢止セラレタルモノニシテ其ノ運用ヲ圓滑ナラシムル爲青年學校令施行規則ニ全面の改正ヲ施シタルモノナリ

抑々青年學校教育ヲ義務トシ實務ニ從事スル男女青年ニ對シテ普ク教育ノ機會ヲ與ヘ以テ國家有爲ノ人材ヲ育成スルハ我が國運ノ進展ヲ期スル所以ニシテ多年懸案トセラレタル所ナリ而シテ今キ東亞並ニ世界ニ於ケル我が國ノ地位ト使命トハ愈々重キヲ加ヘ我が國青年ノ思想精神ヲ確立シ智能體力ヲ向上シ以テ國民精神ノ振作産業ノ進展地方ノ更生ニ寄與スルト共ニ國防力ノ根基ニ培フハ洵ニ喫緊ノ要務ナリ是レ故ニ男子青年ニ對シテ青年學校教育義務制ヲ實施セラレタル所以ニ外ナラズ以下制度改正ノ要旨並ニ施行上特ニ注意スベキ事項ノ大要ヲ示シ以テ其ノ徹底ヲ期セントス

一 青年學校ノ本旨ニ關スル事項
青年學校ノ本旨並ニ學校制度ノ大綱ハ概テ從前ノ通トセラレタリ即チ青年學校ハ實務ニ從事スル男女青年ヲ對象トシテ國體ノ本義ニ基キ國家有爲ノ青年ヲ鍊成スルヲ目的トシ地方ノ情況ニ應ジ青年ノ職業及實際生活ニ即シテ適切ナル教育ヲ施スモノナルヲ以テ義務制實施ノ後ニ於テモ其ノ特質ハ愈々之ヲ發揮スルニ力ムベシ

二 義務就學ニ關スル事項
男子青年ヲ就學セシムルノ義務ハ其ノ保護者ニ之ヲ負ハシムルコトトセラレタルモ青年學校ニ於ケル義務就學者ハ相當ノ年齢ニ達シ概テ社會ノ實務ニ從事スル者ナルヲ以テ保護者ノ熱意ト本人ノ自覺トニ俟ツニ非ザ

〔靜岡令四五號〕

猶豫ヲ認メラレザリシハ青年學校ニ在リテハ職業ニ從事スル傍就學シ得ラルベク尙他方ニ於テ就學獎勵ノ方途ヲ講ズルコトニ依リ生徒ノ就學ニ支障ナキヲ期シ得ベキヲ以テナリ就學ノ免除及猶豫ニ關シテハ義務制ノ趣旨ニ鑑ミ之ガ運用ノ適正ヲ得ルニ留意スベシ

五 青年學校以外ノ教育施設ニ關スル事項
義務就學者カ各種學校、農林道場等各種ノ教育施設ニ於テ青年學校ノ課程ト同等以上ト認メラレタル課程ヲ修ムルトキハ保護者ノ義務ノ履行ニ關シテハ其ノ期間青年學校ニ就學スルモノト看做サレ又義務就學者カ青年學校以外ノ施設ニ於テ青年學校ニ於ケル普通學科、職業科等ニ相當スベキ科目ヲ現ニ履修スルトキ又ハ之ヲ履修シタルトキハ一定ノ範圍ニ於テ教授及訓練科目ノ一部ヲ課セザルヲ得ルコトトセラレタリ是レ畢竟此等施設ノ教育ノ效果ヲ認メ青年ノ境遇ニ應ジ支障ナク義務就學者ヲ履行シ得ルノ途ヲ拓カルル趣旨ニ出テタルモノナリ仍テ此等施設ト青年學校トノ關係ヲ考慮シ其ノ圓滑ナル運用ヲ期スベシ

六 義務就學者ヲ使用スル者ニ關スル事項
義務就學者ヲ使用スル者ハ其ノ使用ニ依リテ義務就學者ノ青年學校ニ就學シ義務課程ヲ履修スルコトヲ妨グルヲ得ザルコトトセラレ尙別ニ昭和十四年法律第八十七號ヲ以テ工場法、鑛業法ニ基キテ發スル命令又ハ商店法中就業時間數ノ制限ニ關スル規定ヲ十六歲未満ノ義務就學者ニ適用スル場合ニ於テハ其ノ者ノ履修スベキ義務課程ノ教授及訓練時間ハ之ヲ就業時間ト看做スコトトセラレタリ蓋シ青年學校ニ就學セシムベキ青年ニハ他人ニ使用セラルル者多キヲ以テ此等青年ヲ就學セシムルニハ其ノ使用者ノ協力ヲ必要トシ尙就學ニ因ル青年ノ心身ノ過勞ヲ防グ必要アルヲ以テナリ仍テ此等ノ使用者ニ對シ本制度ノ趣旨ヲ徹底セシメ進テ保護者ニ代リテ青年ノ就學ヲ督促セシムルニ遺憾ナキヲ期スベシ

レバ容易ニ就學ノ實ヲ舉グルヲ得ザルベシ仍テ保護者ヲシテ本制度ノ趣旨ヲ十分ニ理解セシメ進シテ其ノ子弟ヲ就學セシムルト共ニ義務就學者ニ對シテハ好シテ自ら修學スルノ氣風ヲ馴致スルニ力ムベシ

三 義務課程ニ關スル事項
保護者ニ於テ義務トシテ義務就學者ヲシテ履修セシムベキ課程(義務課程)ハ一般ニ義務就學者カ實務ニ從事スル青年ナルノ實情ニ鑑ミ成ルベク其ノ義務ノ履行ヲ容易ナラシムル爲從來ノ各年ニ於ケル最低ノ教授及訓練時數ヲ以テ履修シ得ベキ課程ト定メラレ義務就學者ヲ收容スル青年學校ニ於テハ此ノ課程ヲ設クベキコトトセラレタリ然レドモ生徒ノ境遇ニ應ジ更ニ充實シタル課程ヲ履修セシムルハ最モ望マシキ所ナルヲ以テ荷モ義務課程ヲ設ケタルニ因リ教育ノ低下ヲ來シ又ハ課程ノ劃一ニ墮スルガ如キ弊ヲ招クコトナカラシムルヲ要ス

四 就學ノ免除及猶豫ニ關スル事項
義務就學者ノ瘋癲白痴又ハ不具癱瘓等ノ事由ニ因リ之ヲ就學セシムルコト能ハズト認ムル場合ニハ市町村長ニ於テ保護者ノ義務ヲ免除スルヲ得ルコトトセラレ又義務就學者ノ病弱其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ就學ノ時期ニ於テ之ヲ就學セシムルコト能ハズル場合ニハ市町村長ニ其ノ就學ヲ猶豫スルヲ得ルコトトセラレタリ而シテ貧困ニ因ル就學ノ免除又ハ

〔靜岡令四五號〕

七 青年學校ノ設置ニ關スル事項
青年學校ノ設置ニ關シテハ市町村ニ對シ其ノ區域内ニ於ケル義務就學者ヲ就學セシムルニ必要ナル青年學校ヲ設置スルノ義務ヲ負ハシメラレタリ而シテ此ノ設置ノ義務ハ市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ依リ設置ニ依リテ之ヲ履行シ得ルコトト認メラレタリ蓋シ地方ノ情況ニ依リテハ市町村共同シテ青年學校ヲ設置スルコトト適切トスル場合アルヲ以テナリ尙土地ノ情況ニ依リ適當數ノ生徒ヲ得ラレザル區域ニ關シテハ青年學校ノ設置ニ代ヘ生徒ノ教育事務ヲ他ノ市町村等ニ委託シ得ルノ途ヲ拓カレタリ

北海道府縣市町村等ノ地方團體並ニ商工會議所、農會其ノ他之ニ準ズベキ公共團體及私人カ青年學校ヲ設置シ得ルコトハ從前ト異ナル所ナキモ新ニ法人ニ非ザル社團ニシテ代表者ノ定アルモノモ亦之カ設置ノ能力ヲ認メラレタリ是レ青年學校ノ特質ニ鑑ミ法人ニ非ザル同業組合等ニ付テモ青年學校ヲ設置スルヲ得シメンガ爲ナリ

惟フニ都市ニ於ケル義務制實施ノ圓滑ヲ期スルニハ一層私立青年學校ノ普及發達ヲ圖ルヲ適當トス乃チ青年學校ノ本旨ヲ理解シ且其ノ設置維持ノ實力ヲ有スルモノニ對シテハ努メテ之カ設置ヲ勸奨シ以テ青年教育ノ擴充ト之ガ振興ヲ圖ルベシ

八 就學事務ニ關スル事項
市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ屬スル國ノ青年學校ニ關スル教育事務ハ市町村長、市町村學校組合管理者又ハ町村學校組合管理者之ヲ管掌スルコトトセラレタリ特ニ義務就學者ノ調査及其ノ名簿ノ編製並ニ就學ノ獎勵督促等就學ニ關スル事務ヲ遺憾ナク執行スルハ就學義務履行ノ完備ヲ期シ義務制實施ノ趣旨ヲ貫徹スルニ缺クベカラザル所ナルヲ以テ之カ遂行ニ遺憾ナキヲ期スベシ

九 青年學校教員ニ關スル事項

青年學校教育ノ振作ハ特ニ教員タル者ノ人格ト努力トニ俟ツ所多キヲ以テ青年學校ニハ其ノ規模ニ從ヒ之ニ相當スル員數ノ專任教員ヲ置クコトトシ特別ノ事情アル場合ニ限り知事ノ認可ヲ受ケ當分ノ間之ヲ置カザルコトヲ得ルコトトセラレタリ近時青年學校教育ノ發達ニ伴ヒ專任教員ヲ置クモノ漸ク増加セルモ尙之ガ充實ヲ圖ラザルベカラズ特ニ義務制實施セラレ國家ハ青年教育ノ振興ニ由ル國力ノ進展ニ期待スル所極メテ大ナルモノアルノ秋優秀ナル專任教員ヲ得テ教育内容ヲ充實スルノ途ヲ講ズルハ最モ緊要事ナリトス又之ト共ニ青年學校教育ノ特質ニ鑑ミ廣ク實務ニ練達堪能ノ士ヲ需メ斯ノ教育ニ參與セシムルハ青年學校教育ノ振興ニ寄與スル所尠カラザルモノアリ宜シク此ノ意ヲ體シ教員ノ充實ヲ圖ルニ遺憾ナキヲ期スベシ

一〇 教科用圖書ニ關スル事項

青年學校ノ教授及訓練ニ當リテハ必ズシモ教科用圖書ノ使用ヲ必要トセザルモ之ガ適切ナル使用ニ依リ一層教育ノ效果ヲ期待シ得ル場合多カルベシ仍テ義ニ修身及公民科並ニ普通學科ニ付教科用圖書檢定制度ヲ實施セラレ更ニ修身及公民科ニ付國定教科書ヲ編纂セラルルコトトナリタリ教科用圖書ノ使用ニ當リテハ青年學校長ハ宜シク土地ノ實情生徒ノ境遇ニ應ジ之ガ選定ノ適切ヲ期スベシ

一一 教授及訓練時刻ニ關スル事項

教授及訓練ハ其ノ性質上夜間ニ於テ行フベキモノヲ除クノ外晝間ニ於テ之ヲ行フコトトセラレタリ是レ發育期ニ在ル青年學校生徒ノ身體ヲ養護シ其ノ體位向上ヲ圖ルノ要アルト共ニ近時晝間ニ於テ教授及訓練ヲ行フモノ漸ク多キヲ加フルノ趨勢ニ在ルヲ以テナリ然レドモ今遠ニ全部ノ教授及訓練ヲ晝間ニ於テ行フヲ困難トスル地方アルベキヲ以テ夜間ニ於テモ教授及訓練ヲ爲シ得ルコトトセラレタリ斯カル場合ニ在リテモ努メテ業閑等ヲ選ビテ其ノ一部ヲ晝間ニ於テ實施スルノ工夫ヲ講ジ以テ漸次晝間ニ於テ行フコトトセラレタリ

〔靜岡令四五號〕

〔靜岡令四五號〕

青年學校ノ學校長又ハ教員ヲ加フルヲ要スルコトトセラレ又其ノ員數ハ地方ノ情況ニ應ジ知事ニ於テ適宜之ヲ定ムルコトトセラレタリ仍テ市町村會議員並ニ市町村內各種團體ノ役員其他青年教育ニ理解ト熱意アル者ヲシテ之ニ充テシムル様其ノ銜階ニ留意シ更ニ此等學務委員ヲ中核トシ各方面ノ人士ヲ網羅シテ青年學校ノ振興ト後援ノ事ニ當ラシムルガ如キ機構ヲ設ケル等郷黨ヲ舉ゲテ青年ヲシテ漏レナク青年學校ニ就學セシムルニ協力スルノ風ヲ興サシムルニ力メントトヲ要ス

一五 女子青年學校教育ニ關スル事項

國民活動ノ源泉ニ培ヒ國家ノ進展ヲ圖ル爲ニハ男子ト並ビテ女子ノ教育ノ振興ヲ必要トスルハ言フ俟タズ從テ女子ニ就キテモ青年學校教育ヲ義務ト爲スハ最モ望マシキ所ナルモ現下我が國情ト女子青年學校教育普及ノ實情トハ直ニ之ヲ實現スルヲ困難トスルヲ以テ女子ノ青年學校教育ニ就キテハ今後一層就學ヲ獎勵スルト共ニ教育内容ノ改善充實ニ力ヲ注ギ以テ將來成ルベク速ニ義務制ノ實施ヲ期スベク斯教育ノ振興ニ一段ノ努力ヲ致サレシコトヲ要ス

● 青年學校施設經營ニ關スル件

昭和十四年八月五日
社教第四〇〇號 學務部長依命通牒

市町村長 青年學校長宛

今般改正セラレタル青年學校制度ノ運用ニ關シテハ本月五日發セラレタル

間制ヲ原則トスルノ趣旨ヲ實現スルニ力ムベシ

一 教授及訓練ノ一部ヲ他ノ青年學校ニ於テ受ケシムル場合ニ關スル事項
青年學校生徒ニシテ特別ノ事由ニ依リ他ノ青年學校ニ於テ教授及訓練ヲ受クルコトヲ志望スル者アルトキハ學校長ハ其ノ生徒ヲシテ他ノ青年學校ニ於テ教授及訓練ノ一部ヲ受ケシムルヲ得ルコトトセラレタリ是レ生徒ニシテ生業等ノ理由ニ依リ一時他ノ地方ニ滞留スル場合ニ其ノ期間滞留地ノ青年學校ニ於テ教授及訓練ヲ受クルコトヲ得シムルノ外他ノ青年學校ノ充實セル施設ヲ利用シテ教授及訓練ノ一部ヲ受クルコトヲ得シムラレシトスルニ外ナラズ然レドモ之ガ爲教育ノ綜合統一ヲ紊リ教授及訓練ノ徹底ヲ缺クガ如キコトアラバ是レ教育ノ本旨ニ悖ルモノナルヲ以テ之ガ運用ニ遺憾ナキヲ期スベシ

一三 課程ノ修了及卒業等ニ關スル事項

從來青年學校ニ於テハ必ズシモ嚴格ナル學年制ヲ採ルコトヲ要セザルモノトセラレタリシモ義務制實施ニ依リ義務就學者ガ各學年ニ於テ義務課程ヲ履修スベキモノトセラレタルニ伴ヒ各學年ノ課程修了ノ制度ヲ定メラレタリ而シテ各學年ノ課程又ハ普通科本科若ハ研究科ノ全科程ノ修了ハ生徒ノ出席時數其ノ他平常ノ學修情況ヲ標準トシテ之ヲ認ムルコトトセラレタリ仍テ生徒ニシテ所定ノ教授及訓練ヲ受クルコトヲ得ザルモノアルトキハ之ヲ適當ナル時期ニ於テ補充スルノ方途ヲ講ジ之ガ運用ニ遺憾ナキヲ期スベシ

一四 學務委員ニ關スル事項

青年學校就學ノ獎勵督促、就學ノ免除猶豫、經費豫算ノ調製其ノ他ニ關シ市町村、市町村學校組合、町村學校組合及其ノ學區ニ市町村長又ハ組合管理者ノ補助並ニ諮問機關トシテ新ニ學務委員ヲ置クコトトセラレタリ學務委員ノ職務、選任ノ方法、其ノ任期等ハ概ネ小學校令ニ依リ學務委員ノ制度ト同様ナルモ青年學校令ニ依リ學務委員ニ在リテハ市町村立

靜岡縣訓令第十四號ノ趣旨ヲ遵守スルト共ニ左記青年學校施設經營ニ關スル事項ニ準據シ之ガ實施上遺憾ナキヲ期セラレ度
追而昭和十年六月一日社教第二一七號依命通牒青年學校施設經營心得ニ關スル件ハ本通牒ニ依リ消滅シタルモノト仰了知相成度

青年學校施設經營ニ關スル件

第一 課程ノ編制ニ關スル事項

- (一) 一ノ青年學校ニ男女ノ生徒ヲ收容スル場合ニハ原則トシテ各科ヲ通シ男子部、女子部ニ分ツコト
- (二) 一ノ學校ニ於テ本科又ハ研究科ニ就キ教授及訓練期間ヲ異ニスルニ以テ上ノ科ヲ併置スルヲ得ルコト
- (三) 一ノ科ノ課程ヲ教授及訓練時數、職業科ノ種別等ヲ異ニスルニ以テ上ノ班ニ區分スルヲ得ルコト
- (四) 一ノ學級ハ男女ノ別、生徒ノ數並ニ教授及訓練事項ノ程度種類等ニ依リ適宜之ヲ編制スルコト
- (五) 一ノ普通科、本科、研究科ノ學級ハ之ヲ別々ニ編制スルヲ本體トスベキモ各科ノ生徒數僅少ナル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト
- (六) 一ノ專修科ニ於ケル專修項目ハ珠算、簿記、速記、タイプライター、外國語、製圖、家具、塗工、園藝、製茶、養蠶、農産加工、水産製造、内燃機關、裁縫手藝、洗染、制菓、拓植、其ノ他主トシテ職業ニ關スル特別ノ事項トスルコト
- (一) 一ノ普通科、本科又ハ研究科ノ生徒ハ同時ニ專修科ノ課程ヲ兼修スルヲ得ルコト

第二 教授及訓練ニ關スル事項

學校長ハ教授及訓練要旨並ニ教授及訓練要目ニ準據シ教授及訓練實施

要目ヲ作成スルコト

職業科、家庭科ノ實習ニ於テハ共同實習、家庭實習、一人一研究等ヲ獎勵シ實際の智能ノ修練ニ努メシムルト共ニ研究創造の態度ノ育成ニ留意スルコト

研究科ニ於ケル普通學科並ニ職業科ニ關スル教授及訓練事項ハ土地ノ實情生徒ノ境遇ニ應ジ生徒ヲシテ選擇履修セシメ得ル様ニナスコト

青年學校ニ於テハ吟詠、朗讀、靜座等ヲ加ヘ生徒ノ調育ニ資スルコト

第三 教授及訓練時數ニ關スル事項

- (一) 青年學校令施行規則第一條ノ規定ニ依リ各科ノ各學年ニ於ケル教授及訓練科目ノ教授及訓練時數ヲ定ムルニ當リテハ同條第一號表乃至第四號表ニ掲グル最低時數ニ對シ各二割程度ヲ增加シタル時數ヲ標準トスルコト但シ最低時數ヲ以テ課程ノ編制ヲナシタル學校ニ在リテハ缺席シタル者ニ對シ毎月時數補充ノ途ヲ講ズルコト
- (二) 同一ノ生徒ニ課スル一日ノ教授及訓練時數ハ青年學校令施行規則第十三條第一項前段ノモノニ在リテハ六時間以内、後段ノモノニ在リテハ三時間以内ニ於テ之ヲ定ムルコト
- (三) 教授及訓練時數ノ算定ハ一日ノ教授及訓練ノ實時間數ニ依ルコト但シ當該學校ニ於ケル休憩時間(食事及食後ノ休憩時間ハ之ヲ除ク)並ニ所定ノ集禮アル場合ハ其ノ時間ハ之ヲ算入スルコト
- (四) 教練科ノ教授及訓練ハ別段ノ指示アルモノヲ除クノ外一日ニ付四時間ヲ超エテ爲シタル場合ニ於テモ生徒ノ修得時數ハ四時間ト看做スルコト

〔附則令四七號〕

祝日其ノ他國家の行事ニ於テ儀式ヲ行フ場合ハ之ヲ教授及訓練時數中ニ算入セザルコト

修學旅行、運動會、遠足、修養會等ヲ行フニ當リ之ヲ教授及訓練時數ニ算入スル場合ハ一日ヲ二時間以下トシ日數ニ應ジテ適宜定ムルコト

第四 青年學校以外ノ施設ノ認定ニ關スル事項

青年學校令施行規則第四條第二號又ハ第五條第二號ノ規定ニ依リ認定ヲ受ケントスル關係施設又ハ當該施設ハ左ノ各號ニ掲グル條件ヲ具備スルモノタルコト

(イ) 管理及維持ノ方法確實ナルコト

(ロ) 當該施設ノ教員トシテ適當ト認メラル、相當數ノ教員ヲ有スルコト

(ハ) 相當ノ設備ヲ有スルコト

(ニ) 青年學校令施行規則第三十二條第二號ノ認定施設ハ認定ヲ受ケントスル課程ニシテ一年ニ付青年學校令施行規則第三十三條第二項ノ條件ヲ具備シ且前(一)ノ第一項各號ニ該當スルモノタルコト

第五 修了及卒業證ニ關スル事項

普通科ノ修了證ハ第一號様式、本科ノ卒業證ハ第二號様式ニ依ルコト

第六 義務就學者ノ就學ニ關スル事項

青年學校令第十四條ノ規定ニ依リ瘋癲白痴不具癡疾又ハ病弱以外ノ事由ニ因リ就學ヲ免除又ハ猶豫スルハ義務就學者ガ航海遠洋漁撈ニ從事スルトキ等主トシテ職業上已ムラ得ザル場合ニ限ルコト

青年學校令施行規則第三十條ノ規定ニ依リ就學ノ免除ニ付テノ認可申請及就學ノ免除若ハ猶豫ヲ爲シタルトキノ報告ハ第三號様式ニ依ルコト

青年學校令施行規則第二十九條ノ規定ニ依リ市町村長ノ爲スベキ義務

- (一) 祝日其ノ他國家の行事ニ於テ儀式ヲ行フ場合ハ之ヲ教授及訓練時數中ニ算入セザルコト
- (二) 修學旅行、運動會、遠足、修養會等ヲ行フニ當リ之ヲ教授及訓練時數ニ算入スル場合ハ一日ヲ二時間以下トシ日數ニ應ジテ適宜定ムルコト
- (三) 青年學校令施行規則第四條第二號又ハ第五條第二號ノ規定ニ依リ認定ヲ受ケントスル關係施設又ハ當該施設ハ左ノ各號ニ掲グル條件ヲ具備スルモノタルコト
- (四) 管理及維持ノ方法確實ナルコト
- (五) 當該施設ノ教員トシテ適當ト認メラル、相當數ノ教員ヲ有スルコト
- (六) 相當ノ設備ヲ有スルコト

〔附則令四五號〕

就學者ノ通知ハ第四號様式ニ依ルコト

第七 轉學ニ關スル事項

居住所移轉等特別ノ事由ニ依リ他ノ青年學校ニ轉學ヲ志望スル生徒アルトキハ學校長ハ其ノ生徒ノ學籍簿ノ寫ヲ移轉先學校ニ送付スルコト

移轉先學校ニ於テハ特別ノ事情アル場合ノ外之ヲ許可スルコト

轉學ノ場合ニハ相當科ノ相當學年ニ編入スルヲ常例トスルモ課程ノ程度ノ相違等ノ事情ニ依リ編入ノ學年ニ就キ斟酌ヲ加フルヲ得ルコト

(一) 第二項及(二)ハ義務就學者ニ關シテハ之ヲ適用セザルコト

第八 義務課程ニ關スル事項

義務課程履修ノ爲出席スベキ日及時刻ヲ定ムルニ當リテハ左ノ各號ニ留意スルコト

(イ) 生徒ノ實際生活ヲ考慮シ地方ノ實情ニ適應セシメ出席ニ便ナル時期及時刻ヲ選ブコト

(ロ) 工場法、鑛業法ニ基キテ發スル命令又ハ商店法中ニ規定スル休日ニ於テハ成ルベク教授及訓練ヲ避クルコト但シ體位向上ニ資スルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラザルコト

(ニ) 義務就學者青年學校ニ就學後左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ學校長ハ義務課程履修ノ爲出席スベキ日及時刻又ハ之ガ變更ノ通知ヲ爲スニ當リ其ノ旨ヲ明瞭ナラシムルコト

(イ) 青年學校令第七條又ハ第八條ノ規定ニ依リ教授及訓練科目ノ一部ヲ課セラレザルトキ

(ロ) 青年學校令第九條ノ規定ニ依リ出席ヲ停止セラレタルトキ

(ハ) 青年學校令第十四條又ハ第二十七條第三項ノ規定ニ依リ就學ヲ免

除又ハ猶豫セラレタルトキ

青年學校令第十五條ノ規定ニ依リ青年學校以外ノ施設ニ於テ青年學校ノ課程ト同等以上ト認ムル課程ヲ修ムルコトトナリタルトキ

青年學校令施行規則第十六條ノ規定ニ依リ學校ニ於テ臨時休業ヲ爲シタルトキ

第九 教員ニ關スル事項

青年學校ノ專任教員ハ左ニ掲グル者トス

(イ) 公立青年學校ノ專任ノ教諭又ハ助教諭タル者

(ロ) 公立青年學校ノ專任ノ學校長ニシテ當該學校ノ教諭又ハ助教諭ニ兼任セラレタル者

(ハ) 前二號以外ノ公立青年學校教員ニシテ當該學校ノ教員タルコトヲ本務トシ且手當又ハ給料月額四拾圓以上ヲ受グル者

(ニ) 教練ヲ擔任セシムル爲在郷軍人ニ指導員ヲ囑託スル場合ニハ成ルベク其ノ在營期間永ク且教育程度高キ者ヨリ之ヲ選定スルコト

(イ) 教練ヲ擔任スル指導員ノ員數ハナルベク生徒三十名ニ對シ一名ノ割合ヲ以テ標準トスルコト

青年學校ノ學校長、教諭、助教諭ニシテ他ノ學校等ヨリ兼務スル者並ニ指導員及講師ノ手當ハ左ノ標準ニ依リ勤務ノ程度ニ應ジ之ヲ給スルコト

學校長 年八拾圓以上

教諭、助教諭、指導員、講師 年六拾圓以上(百時ヲ標準トス)

私立青年學校ノ教員ノ名稱ハ公立青年學校ニ準シ教諭、助教諭、指導員、講師ノ名稱ヲ使用スルコト

第十編 社會教育 第二章 青年學校

(六) 私立青年學校ニ於テハ成ルベク生徒數ニ應ジ相當員數ノ專任教員ヲ置クコト

(一) 第十 設置ニ關スル事項
 青年學校ノ名稱ニハ「青年學校」ノ文字ヲ附シ公立ノ場合ハ其ノ設置者ノ名ヲ私立ノ場合ハ「私立」ノ文字ヲ冠スルコトトシ左記ノ例ニ依ルコト

公立ノ場合
 何市町村立(女子)青年學校 (一校ノ場合)
 何市町村立「何」(女子)青年學校 (二校ノ場合)
 私立ノ場合
 私立「何」青年學校

第十一 設備ニ關スル事項

青年學校ヲ他ノ學校ニ併設スル場合ハ特ニ机、腰掛ノ高サニ留意シ學習上衛生上支障ナキヲ期スルコト
 青年學校ニ於テハ小學校、男女青年團等聯繫シテ校舍ノ一部ニ圖書室、郷土資料陳列室等ヲ設ケ其ノ學習ニ便ナラシムルコト
 夜間ニ教授及訓練ヲ實施スル學校ニ在リテハ昭和十四年敎第二九六號各學校ニ於ケル教室ノ夜間照明裝置ニ關スル通牒ニ基キ遺憾ナキヲ期スルコト

第十二 授業料ニ關スル事項

授業料ヲ徵收スルヲ得ルハ教授及訓練時數ノ多キ課程ノモノニ限り義務課程ノ時數程度ノモノニ在リテハ之ヲ徵收セザルコト

第十三 學務委員ニ關スル事項

公民ヨリ出ズル青年學校ノ學務委員ハ成ルベク商工會議所、農會其ノ他ノ産業團體、青年團其ノ他ノ社會教育團體又ハ在郷軍人會ノ役職員、

〔靜岡令四七號〕

一三〇二

方面委員其ノ他青年學校ノ學務委員トシテ適當ナル者ノ中ヨリ之ヲ銜スルコト

(一) 市町村ニ於テハ青年學校ノ學務委員ヲ中核トシ各方面ノ人士ヲ網羅シテ青年學校後援會ヲ組織シ生徒ノ就學出席ノ獎勵其ノ他學校施設ノ整備充實ヲ期スル等其ノ青年學校ノ健全ナル發達助成ニ努ムルコト

(二) 第十四 青年學校手帳ニ關スル事項
 青年學校手帳ハ義務就學者ニ對シテハ成ルベク市町村又ハ青年學校等ニ於テ無償ヲ以テ交付スル方法ヲ講ズルコト

第一號樣式

修了證

第 號

校 印

氏 名

生年月日

右者本校普通科ノ課程ヲ修了シタルコトヲ證ス

年 月 日

靜岡縣何郡何市(町村)立何青年學校校長 氏 名 圖

第二號樣式

卒業證

第 號

卒業證

校 印

氏 名

生年月日

右者本校本科ノ課程ヲ卒業シタルコトヲ證ス

年 月 日

靜岡縣何郡何市(町村)立何青年學校校長 氏 名 圖

〔靜岡令四五號〕

第三號樣式

義務就學者免除猶豫ノ申請(報告)書

義務就學者免除申請(免除猶豫報告)書

生徒學年氏 何科第何學年 氏 名 生年月日

第四號樣式

入學義務就學者通知表

第十編 社會教育 第二章 青年學校

缺席ヲ始	年 月 日
メタル日	年 月 日
猶豫期間	自 年 月 日 至 年 月 日
生徒修學程度	何科第何學年修了(在學)
保護者住所	何縣(府)何郡何市(町村)何職業何氏 名
職業氏名	
猶豫免除ノ事由	
認可稟申ノ免除ニ對スル市町村長ノ意見	

備考 該當事項ニ付テノミ記入スルコト

青年學校令施行規則第三十條ノ規定ニ依リ右ノ通申請(報告)候也

年 月 日

知事 宛

市町村長

ノ實際生活ニ適切ナル事項ヲ授ケ實踐射行ニ導クベシ
 二 國民ノ記念スベキ日、忠良賢哲ノ記念日及教訓ニ資スベキ事件ノ生
 シタル時等ニ於テハ之ニ因ミテ適宜教訓スベシ
 三 郷土ノ先賢、偉人其ノ他模範トスベキ篤行者、善行者ノ事績美事ハ
 カメテ之ヲ教育ニ資スベシ
 四 道念ヲ育成シテ郷土ニ於ケル弊風陋習ヲ矯正シ良風美俗ノ作興ニ努
 メベシ
 五 時事ヲ取扱フ場合ニ於テハ穩健中正ヲ期シ之ニ對スル正シキ批判力
 ヲ養フコトニ力ムベシ
 六 女子ニ在リテハ特ニ禮儀作法ノ要領ヲ授ケ婦徳ノ涵養ニ資スベシ

普通學科

普通學科ハ日常生活ニ須要ナル普通ノ知識技能ヲ修練シ一般的教育ヲ高ム
 ルヲ以テ要旨トス
 普通學科ハ國史及國語ニ關スル事項ヲ授クルノ外地理、數學、理科、音樂
 等ニ關スル事項ニ就キ土地ノ情況ニ應ジテ適宜之ヲ授クベシ

注意

- 一 普通學科ニ於テハ成ルベク各事項ヲ生活ニ關聯セシメ且各事項ノ綜
 合ニ留意シテ之ヲ授クベシ
- 二 國史及國語、地理等ニ關スル事項ハ特ニ修身及公民科トノ聯絡ヲ保
 チ我が國體、國民文化ノ特質及國勢ヲ詳ニ進シテ東西文化ノ發展ト
 國際情勢トヲ知ラシメ國民精神ヲ涵養スルコトニ留意シテ之ヲ授クベ
 シ
- 三 國語、數學、理科等ニ關スル事項ハ特ニ職業科トノ聯絡ヲ保チ日常
 生活ニ適切ナラシムルコトニ留意シテ之ヲ授クベシ
- 四 音樂ニ關スル事項ハ高雅ナル情操ヲ養ヒ國民精神ノ涵養ニ資スベキ

〔靜岡令一號〕

モノヲ選ビテ之ヲ授クベシ尙適宜著名ナル詩歌等ノ朗吟ヲ加ヘ剛健明
 朗ナル心氣ノ涵養ニ資スベシ

職業科

職業科ハ職業ニ須要ナル知識技能ヲ修練セシメ兼テ職業生活ノ國家的並
 ニ社會的意義ヲ體得セシムルヲ以テ要旨トス
 職業科ハ農業、工業、商業、水産其ノ他ノ職業ノ中ニ就キ土地ノ情況ニ適
 切ナル事項ヲ授クベシ

注意

- 一 職業科ニ於テハ特ニ修身及公民科トノ聯絡ヲ保チ職業ヲ通ジテ徳性
 ヲ涵養スルコトニ留意スベシ
 - 二 職業科ハ生徒ノ職業生活ノ實際ニ適切ナル事項ニ留意シテ之ヲ授ク
 ベシ
 - 三 職業科ニ於テハ研究心ヲ養ヒ工夫創作ノ力ヲ陶冶スルコトニ留意ス
 ベシ
 - 四 職業科ニ於テハ特ニ實驗實習ヲ重ンズベシ
 - 五 職業科ニ於テハ努メテ地方産業トノ聯絡ヲ保チテ隨時見學等ヲ爲サ
 シムベシ
 - 六 職業科ニ於テハ特ニ勤勞愛好ノ精神ヲ涵養スベシ
 - 七 職業科ニ於テハ常ニ職業指導ヲ行ヒ生徒ノ能力、體力其ノ他遭遇等
 ニ留意シテ適性適職ニ進マシムベシ
- 家事及裁縫科
 家事及裁縫科ハ家事及裁縫ニ關スル知識技能ヲ修練セシメ堅實ナル家庭生
 活ヲ營ムノ能力ヲ得シムルヲ以テ要旨トス
 家事及裁縫科ハ家事、裁縫及手藝ニ就キ土地ノ情況ニ應ジテ家庭生活ノ實
 際ニ適切ナル事項ヲ授クベシ

〔靜岡令三三號〕

注意

- 一 教練科ハ生徒ノ身體ノ發育情況ヲ考慮シテ之ヲ授クベシ
- 二 教練科ニ於テハ職業等ニ因ル困難ヲ矯正スルコトニ留意スベシ
- 三 教練科ニ於テハ教練ノ基本的事項ノ演練ニ力ムベシ
- 四 武道ニ於テハ特ニ禮儀作法ヲ正シクシ氣合ヲ尙ビ心氣ヲ練リ武道精
 神ノ涵養ニ努ムベシ

●青年學校教授及訓練要目

昭和十二年七月十日
 靜岡縣訓令甲第十四號

修正 昭和十三年九月訓令甲第一五號

青年學校

青年學校教授及訓練要目左ノ通定ム學校長ハ宜シク教員ヲ督勵シ本要目ニ
 基キ土地ノ情況生徒ノ生活ニ即シテ適切ナル教授及訓練ヲ爲シ以テ青年學
 校教育ノ本旨ヲ達成センコトヲ期スベシ

青年學校教授及訓練要目

- 一 常に教育に關する勅語の旨趣を體して生徒を教養すべきは特に青年學
 校教授及訓練科目要旨に明示せる所なり本要目亦此の根本方針に従ひ
 テ制定セリ
- 二 國體觀念を明確にし國家思想を涵養し特に忠君愛國の大義を明にし獻
 身奉公の心操を確立するは本科の眼目なり此の點意を用ひたる所なり
 修身及公民科は修身と公民科との二科にあらずして渾然たり一科なり
 之亦特に留意せる所なり
- 三 教材は成が國民殊に青年に最須要なる事項を強調し兼れて其の缺陷と
 して矯正すべき方面を重視して選擇を行ひたり
- 四

注意

- 一 家事及裁縫科ハ家庭生活ノ整理ト改善ニ資スルコトニ留意シテ之ヲ
 授クベシ
- 二 家事及裁縫科ニ於テハ趣味ノ向上ヲ圖リ工夫力ヲ練リ節約、利用、
 清潔、整頓等ノ習慣ヲ養フコトニ力ムベシ
- 三 家事及裁縫科ニ於テハ特ニ實驗實習ヲ重ンズベシ
- 四 家事及裁縫科ニ於テハ土地ノ情況ニ依リ茶道、生花等ヲ加ヘ心性ノ
 修養ニ資スベシ
- 五 家事及裁縫科ニ於テハ特ニ勤勞愛好ノ精神ヲ涵養スベシ

體操科

體操科ハ身體ヲ強健ニシ其ノ動作ヲ輕快敏捷ナラシメ容儀ヲ整ヘ剛毅快活
 ノ精神ト規律ヲ重ンシ協同ヲ尙フノ習慣トヲ養フヲ以テ要旨トス
 體操科ハ體操教練ノ外適宜武道(劍道、柔道、弓道、薙刀等)、水泳、競技
 及遊戲等ヲ授クベシ

注意

- 一 體操科ハ生徒ノ身體ノ發育情況及男女ノ特性ヲ考慮シテ之ヲ授クベ
 シ
- 二 體操科ニ於テハ職業等ニ因ル困難ヲ矯正スルコトニ留意スベシ
- 三 武道ニ於テハ特ニ禮儀作法ヲ正シクシ氣合ヲ尙ビ心氣ヲ練リ武道精
 神ノ涵養ニ努ムベシ

教練科

教練科ハ意志ヲ練磨シ身體ヲ鍛鍊シ堅忍剛毅ノ精神ト規律ヲ重ンシ協同ヲ
 尙フ習慣トヲ養フヲ以テ要旨トス
 教練科ハ教練及體操ヲ授ケ尙土地ノ情況ニ依リ適宜武道(劍道、銃劍術、
 柔道、弓道等)、水泳及競技ヲ加フベシ

- 五 多種多様の教材をなるべく総合的な題目の下に統合し更に之を一層基本的なるものに歸一せしめんことに力めたり
- 六 題目及要項は夫等相互の内的關聯並に夫等と生徒の生活環境との關係に留意し且單調を避け變化あらしむるやう排列せり更に其の排列に於ては相關聯せる事項にして後に來るものは之に先つものの發展たるやう留意したり
- 七 屢之を繰返して始めて體得せしめ得るが如き事項はなるべく形を變へて諸所に掲げ年齢經驗等の進むに應じて次第に之を會得せしむることとなしたり
- 八 題目はなるべく青年の親しみ易き語句を用ふるやう留意したり
- 九 點線の下は要項を取扱ふに當り特に留意すべき事項遺漏の虞ある事項或は關聯して説き及ぼすの要あるべき事項等を掲げたるものなり

本科(男子五年制)

第一年

- 一 我等の郷土
 - 協同生活……………持ちつ持たれつ・先人の遺業と後進の任務
 - 共に楽しむ喜び……………年中行事
 - 郷土の風風……………醇風美俗の涵養
 - 郷土愛……………愛郷と愛國・郷土愛と郷土の發展・發展の基礎としての郷土研究
 - 農村と都市……………兩者の特徴と相互依存・農村の振興(農民精神・産業の開發・經營法の改善)・都市生活の改善(隣保互助精神の涵養・健全なる娛樂・都市の美化)
- 注意
 - 一 協同生活の實際的指導並に訓練に特に留意すること

〔辭岡令一九號〕

- 二 敬神崇祖
 - 一年中行事は其の都度適切なる指導をなすこと
 - 一 農村に於ては農村を主として都市に、都市に於ては都市を主として農村に説き及ぼすこと
 - 一 都市に於ても郷土愛の涵養に力むること
- 氏神
- 神社
- 祭祀
- 注意
 - 一 單なる知識の授與に止まることなく敬神崇祖の精神を體得せしむること
 - 一 心をこめて神事佛事等を營む風を養ふこと
 - 一 「我等の郷土」に於ける「年中行事」との關聯に留意すること

三 我が家

- 家庭……………人生の本據・社會人の搖籃
- 家庭愛……………親子・兄弟姉妹・祖先・忠孝一本
- 家の榮え
- 家の經濟……………收入・豫算・記帳・貯蓄と保險・財の活用・家の經濟と國の富
- 注意
 - 一 樂しき家庭の建設の喜びを感じしむること
 - 一 特に母の力を高調すること
 - 一 一家の事のみを考ふるの弊に陥ることなきやう家と社會・國家との關聯に留意すること

四 勞働

- 勞働の尊さ
- 働くものの喜び
- 働かざることの寂しさ

五 健康

- 健康の尊さ
- 健全なる精神と健全なる身體
- 國民保健……………國民體育と公衆衛生
- 職業と保健
- いかにして我等の健康を増進すべきか
- 注意
 - 一 單に個人としてのみならず國民生活の上より見て健康がいかに大切なるかを會得せしむること
 - 一 其の村其の町の實情を視て適切なる指導をなすこと
 - 一 青年期に於ける健康の指導に留意すること

六 研究

- 獨創の喜び
- 青年の創意
- 工夫
- 共同研究
- 發明發見
- 注意
 - 一 研究心は特に其の芽生に於て之が愛育に力むべきこと
 - 一 常に研究工夫の用意を失はざるやう力めしむべきこと
 - 一 實例としては殊に青年の輝かしき業績を擧ぐることに

第十編 社會教育 第二章 青年學校

〔辭岡令一八號〕

七 まごころ

- 誠……………一切の徳は誠より生ず
- 至誠神に通ず
- 注意
 - 一 まごころは處世の根本なるを體得せしむること

一 國體の精華

- 天皇……………皇位の繼承・御聖徳
- 皇室と臣民……………忠君愛國
- 帝國憲法の精神
- 祝祭日 國歌 國旗
- 注意
 - 一 日本國民たるの誇り・喜び・覺悟に導くこと

二 立憲政治

- 我が國立憲……………我が國體と立憲政治
- 政治の由來
- 帝國議會
- 輿論……………政黨
- 注意
 - 一 憲政濟美に對する熱意を喚起すること
 - 一 國民の政治に對する關心を喚起すること
 - 一 殊に實地の訓練に依りて輿論の本質意義を體得せしむること

三 自治の精神

- 自治……………自立と協同
- 自治と責任

二四ノ八ノ二

自治と秩序
自治と團體生活

注意

一 協同生活の訓練に依りて自治の本義を體得せしむること

四 思慮

分別……………健全なる判斷

意見

雷同を戒しむ

熟慮實踐

注意

一 他人の言説に傾聴し事由を辨へ徐に所見を立つるの風を養ふこと

一 個人としても國民としても思慮分別あるものたらしむることに力むべきこと

五 納税

國家並に地方の財政……………豫算

租税

納税の義務

六 國防

國史の光輝

建軍の本義

國防と軍備

國民皆兵……………兵役の義務

統後の力

注意

〔附則令一八號〕

七 大自然

一 教養科との聯絡に留意すること

宇宙の神祕……………美・雄大・力・秩序

生物界の驚異……………生の機構と營み

自然の恩恵……………自然への感謝

注意

一 自然に對して敬虔の念を抱き我が生を喜び眞摯なる生活を續け行く態度を養ふこと

第三年

一 青年

青年の特性……………長所・短所

青年の地位と責任……………明日の建設者

若さの喜びと……………向上心・修養・現實と理想

生活の充實……………心の鍛錬

心の鍛錬……………自制と自重

青年の友情・協同……………青年團體

注意

一 努めて青年を知り勤勞しつゝ學ぶ者の立場を解し以て若き日の力と望みとを建設への喜びに導くこと

二 世の中

全體と個……………家と己・社會と己・國家と己

協力和合……………團體生活・他人の名譽の尊重

個の力……………開拓者・隠れたる努力

社會の恩

感謝報恩

注意

〔附則令一八號〕

人生と職業……………深く思つて志を立つ

職業の社會的意義

業に徹する精神

職業道德

注意

一 徒に名利を求めずよく己の境遇をも考慮して職業を選び一意之に邁進するやう導くこと

一 人は職業を通じて社會に繋がるものなることを體認し自尊自重の精神を抱くに至らしむること

一 職業科との聯絡に留意すること

七 日日の生

日日これ建設……………日に新なり

自覺の生活……………反省

合理化……………人力・物及時の活用・陋習打破

分度

一日の充實……………實踐射行・習ひ性となる

注意

一 日日の生を喜び且惜しみつつ意義ある生活を果敢に續け行く態度を養ふこと

第四年

一 我が國

風土

國勢の概要……………國力の根源

世界に於ける地位

國土の開発

自治と秩序
自治と團體生活

注意

一 協同生活の訓練に依りて自治の本義を體得せしむること

四 思慮

分別……………健全なる判斷

意見

雷同を戒しむ

熟慮實踐

注意

一 他人の言説に傾聴し事由を辨へ徐に所見を立つるの風を養ふこと

一 個人としても國民としても思慮分別あるものたらしむることに力むべきこと

五 納税

國家並に地方の財政……………豫算

租税

納税の義務

六 國防

國史の光輝

建軍の本義

國防と軍備

國民皆兵……………兵役の義務

統後の力

注意

〔附則令一八號〕

七 大自然

一 教養科との聯絡に留意すること

宇宙の神祕……………美・雄大・力・秩序

生物界の驚異……………生の機構と營み

自然の恩恵……………自然への感謝

注意

一 自然に對して敬虔の念を抱き我が生を喜び眞摯なる生活を續け行く態度を養ふこと

第三年

一 青年

青年の特性……………長所・短所

青年の地位と責任……………明日の建設者

若さの喜びと……………向上心・修養・現實と理想

生活の充實……………心の鍛錬

心の鍛錬……………自制と自重

青年の友情・協同……………青年團體

注意

一 努めて青年を知り勤勞しつゝ學ぶ者の立場を解し以て若き日の力と望みとを建設への喜びに導くこと

二 世の中

全體と個……………家と己・社會と己・國家と己

協力和合……………團體生活・他人の名譽の尊重

個の力……………開拓者・隠れたる努力

社會の恩

感謝報恩

注意

〔附則令一八號〕

人生と職業……………深く思つて志を立つ

職業の社會的意義

業に徹する精神

職業道德

注意

一 徒に名利を求めずよく己の境遇をも考慮して職業を選び一意之に邁進するやう導くこと

一 人は職業を通じて社會に繋がるものなることを體認し自尊自重の精神を抱くに至らしむること

一 職業科との聯絡に留意すること

七 日日の生

日日これ建設……………日に新なり

自覺の生活……………反省

合理化……………人力・物及時の活用・陋習打破

分度

一日の充實……………實踐射行・習ひ性となる

注意

一 日日の生を喜び且惜しみつつ意義ある生活を果敢に續け行く態度を養ふこと

第四年

一 我が國

風土

國勢の概要……………國力の根源

世界に於ける地位

國土の開発

海外發展……………移植民・世界市場の開拓

注意

一 國民的自覺を昂揚し進取の精神を振起すること

二 家

我が國の家族制度

戸主 家族 親族

戸籍 相續

注意

一 實際生活に即して取扱ふこと

三 婚姻

人生と婚姻

配偶の選擇

婚儀……………簡素にして嚴肅・婚姻届

夫婦の道

注意

一 婚儀に於ける浪費を戒しむること

一 婚姻に關する迷信の打破に力むること

四 國法

法……………團體生活と法の必要

遵法……………動機と手段

法と道徳

五 地方自治

地方自治體

地方自治の組織と運営……………會議精神

〔靜岡令一八號〕

自治と選舉
地方自治と國家生活

注意

一 「自治の精神」と關聯して取扱ふこと

六 國民經濟

産業 貿易

物價

金融……………信用機關

所得

消費

注意

一 經濟觀念の涵養に留意すること

七 國交

國交と平和

國際協力

國民外交

注意

一 友邦の誼殊に日滿不可分の關係に説き及ぼすこと

第五年

一 大國民

我が國民性の由來

我が國民性の長所短所

國民性の涵養……………大國民的理想

注意

一 我が國民をして寛厚・堅忍にして而も深みある大國民たらしむ

〔靜岡令一八號〕

二 文化

文化と人生……………學問・藝術

國民文化の誇

我が國の文化

文化に對する憧憬

文化の創造

三 教養

品 格

社會的教養……………規律・公德心

並に訓練

禮節……………禮儀作法・言葉遣ひ

交際

常識

注意

一 科學常識を養ふことの肝要なるを知らしむること

四 趣味

生活の潤

娛樂

讀書の樂しみ

趣味と修養

注意

一 健全なる娛樂の指導に留意すること

五 信仰

宗教心

信仰と人格……………人格の輝き・人格の力

第十編 社會教育 第二章 青年學校

人事を盡して天命を待つ
我が家の宗教

注意

一 家庭の信仰並に其の地方の信仰との關聯に留意すること

住みよき社會の建設

他人の幸福を喜ぶ心 他人の長所を見る眼

現代の世相

公安……………警察と公衆との協力・災害防止

博愛同情

社會事業

社會政策

注意

一 先づ其の郷土を住みよき社會となすやう力めしむべきこと

七 人生の喜び

自己の社會的並に國家的意義

人類文化に對する貢獻

人生の怡樂

人は永遠に生く

本科(男子四年制)

第一年

我等の郷土

協同生活……………持ちつ持たれつ・先人の遺業と後進の任務

共に樂しむ喜び……………年中行事

郷土の氣風……………醇風美俗の涵養

郷土愛……………愛郷の愛國・郷土愛と郷土の發展・發展の基礎と

農村と都市………

………兩者の特徵と相互依存・農村の振興(農民精神・産業の開發・經營法の改善)・都市生活の改善(隣保互助精神の涵養・健全なる娛樂・都市の美化)

注意

- 一 協同生活の實際的指導並に訓練に特に留意すること
- 一 年中行事は其の都度適切なる指導をなすこと
- 一 農村に於ては農村を主として都市に、都市に於ては都市を主として農村に説き及ぼすこと
- 一 都市に於ても郷土愛の涵養に力むること

二 敬神崇祖

- 朝夕のつとめ
- 氏神
- 神社
- 祭祀

注意

- 一 單なる知識の授與に止まることなく敬神崇祖の精神を體得せしむること
- 一 心をこめて神事佛事等を營む風を養ふこと
- 一 「我等の郷土」に於ける「年中行事」との關聯に留意すること

三 我が家

- 家庭………人生の本據・社會人の搖籃
- 家庭愛………親子・兄弟姉妹・祖先・忠孝一本
- 家の榮え………
- 家の經濟………收入・豫算・記帳・貯蓄と保險・財の活用・家の經

〔辭例一八號〕

濟と國の富

四 勞働

- 一 樂しき家庭の建設の喜びを感じしむること
- 一 特に母の力を高調すること
- 一 一家の専のみを考ふるの弊に陥ることなきやう家と社會・國家との關聯に留意すること

五 健康

- 勞働の尊さ
- 働くものの喜び
- 働かざることの寂しき
- 健康の尊さ
- 健全なる精神と健全なる身體
- 國民保健………國民體育と公衆衛生
- 職業と保健
- いかにして我等の健康を増進すべきか

六 研究

- 一 單に個人としてのみならず國民生活の上より見て健康がいかに大切なるかを會得せしむること
- 一 其の村其の町の實情を視て適切なる指導をなすこと
- 一 青年期に於ける健康の指導に留意すること
- 獨創の喜び
- 青年の創意
- 工夫

〔辭例一八號〕

共同研究 發明發見

注意

- 一 研究心は特に其の芽生に於て之が愛育に力むべきこと
- 一 常に研究工夫の用意を失はざるやう力めしむべきこと
- 一 實例としては殊に青年の輝かしき業績を擧ぐることに

七 まごころ

- 誠………一切の徳は誠より生ず
- 至誠神に通ず

注意

- 一 まごころは處世の根本なるを體得せしむること

八 大自然

- 宇宙の神祕………美・雄大・力・秩序
- 生物界の驚異………生の機構と營み
- 自然の恩恵………自然への感謝

注意

- 一 自然に對して敬虔の念を抱き我が生を喜び眞摯なる生活を續け行く態度を養ふこと

一 我が國

- 天 皇………皇位の繼承・御聖徳
- 皇室と臣民………忠君愛國
- 帝國憲法の精神
- 祝祭日 國歌 國旗
- 國勢の概要………國力の根源

四 思慮

- 一 協同生活の訓練に依りて自治の本義を體得せしむること

三 地方自治

- 自治の精神………自立と協同・自治と責任・自治と秩序
- 地方自治體
- 地方自治の組織と運営………會議精神
- 自治と選舉
- 地方自治と國家生活

二 立憲政治

- 我が國立憲政治の由來………我が國體と立憲政治
- 帝國議會
- 輿論………政黨

一 憲政

- 一 憲政濟美に對する熱意を喚起すること
- 一 國民の政治に對する關心を喚起すること
- 一 殊に實地の訓練に依りて輿論の本質意義を體得せしむること

分別……………健全なる判斷

識見

雷同を戒しむ

熟慮實踐

注意

一 他人の言説に傾聴し事理を辨へ徐に所見を立つるの風を養ふこと

と

一 個人としても國民としても思慮分別あるものたらしむることに

力むべきこと

五 國民經濟

産業 貿易

物價

金融……………信用機關

所得

消費

注意

一 經濟觀念の涵養に留意すること

六 納稅

國家並に地方の財政……………豫算

租稅

納稅の義務

七 國防

國史の光輝

建軍の本義

國防と軍備

國民皆兵……………兵役の義務

銃後の力

注意

一 教練科との聯絡に留意すること

八 國交

國交と平和

國際協力

國民外交

注意

一 友邦の誼殊に日滿不可分の關係に説き及ぼすこと

第三年

一 青年

青年の特性……………長所・短所

青年の地位と責任……………明日の建設者

若さの喜び……………向上心・修養・現實と理想

心の動搖……………自制と自重

青年の友情・協同……………青年團體

注意

一 努めて青年を知り勤勞しつゝ學ぶ者の立場を解し以て若き日の

力と望みとを建設への喜びに導くこと

二世の中

全體と個……………家と己・社會と己・國家と己

協力和合……………團體生活・他人の名譽の尊重

〔靜岡令一八號〕

〔靜岡令一八號〕

個の力……………開拓者・隠れたる努力

社會の恩

感謝報恩

注意

一 偉人の力は重んずべきも無名の人人の力のまた無視すべからざるを知らしむること

一 産業組合商工業組合等にも説き及ぼすこと

三 正義

正義感

操守

權利と義務

注意

一 内に深く正義感を抱き正しきに強き國民を養ふこと

四 國法

一 法……………團體生活と法の必要

一 遵法……………動機と手段

法と道徳

五 裁判

一 裁判所……………裁判の神聖・司法權の獨立

訴訟と調停

陪審

注意

一 司法と國民との協力に説き及ぼすこと

六 學ぶ心

一 學ぶことの意義と尊さ

第十編 社會教育 第二章 青年學校

學ぶ態度……………思つて學び學びて思ふ

自己教養……………讀書尙友

働くことに依つて學ぶことの尊さ

我が國教育の現情

注意

一 讀み物指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

七 職業

人生と職業……………深く思つて志を立つ

職業の社會的意義

業に徹する精神

職業道徳

注意

一 徒に名利を求めずよく己の境遇をも考慮して職業を選び一意之

に邁進するやう導くこと

一 人は職業を通じて社會に繋がるものなることを體認し自尊自重

の精神を抱くに至らしむること

一 職業科との聯絡に留意すること

八 日日の生

一 日日これ建設……………日日に新なり

自覺の生活……………反省

合理化……………人力・物及時の活用・陋習打破

分度

一日の充實……………實踐射行・習ひ性となる

注意

一 日日の生を喜び且惜しみつつ意義ある生活を果敢に續け行く態度を養ふこと
第四年

一 大國民

我が國民性の由來
我が國民性の長所短所
國民性の涵養……大國民の理想
注意

一 我が國民をして寛厚・堅忍にして而も深みある大國民たらしむることに力を致すべきこと

二 文化

文化と人生……學問・藝術
國民文化の詩
我が國の文化
文化に對する憧憬
文化の創造

三 教養

品格
社會的教養……規律・公德心
並に訓練……禮儀作法・言葉遣ひ
交際
常識
宗教心
注意

一 科學常識を養ふことの肝要なるを知らしむること

〔附則令一八號〕

四 趣味

生活の潤
娯樂
讀書の楽しみ
趣味と修養
注意

五 家

一 健全なる娯樂の指導に留意すること
我が國の家族制度
戸主 家族 親族
戸籍
相続
注意

六 婚姻

一 實際生活に即して取扱ふこと
人生と婚姻
配偶の選擇
婚禮……簡素にして敬肅・婚姻相
夫婦の道
注意

七 住みよき社會の建設

一 婚禮に於ける浪費を戒しむること
一 婚姻に關する迷信の打破に力むること
住みよき社會の建設
他人の幸福を喜ぶ心 他人の長所を見る眼
現代の世相

〔附則令一八號〕

公安……警察と公衆との協力・災害防止

博愛同情
社會事業
社會政策
注意

八 人生の喜び

一 先づ其の郷土を住みよき社會となすやう力めしむべきこと
自己の社會的並に國家的意義
人類文化に對する貢獻
人生の怡樂
人は永遠に生く
本 科(女子三年制)

一 我等の郷土

協同生活……持ちつ持たれつ・先人の遺業と後進の任務
共に楽しむ喜び……年中行事
郷土の氣風……醇風美俗の涵養
郷土愛……愛郷と愛國・郷土愛と郷土の發展・發展の基礎としての郷土研究
農村と都市……兩者の特徴と相互依存・農村の振興(農民精神・産業の開發・經營法の改善)・都市生活の改善(隣保互助精神の涵養・健全なる娯樂・都市の美化)
注意

一 協同生活の實際的指導並に訓練に特に留意すること
一 年中行事は其の都度適切なる指導をなすこと

二 敬神崇祖

朝夕のつとめ
氏神
神社
祭祀
注意
一 農村に於ては農村を主として都市に、都市に於ては都市を主として農村に説き及ぼすこと
一 都市に於ても郷土愛の涵養に力むること

三 我が家

一 單なる知識の授與に止まることなく敬神崇祖の精神を體得せしむること
一 心をこめて神事佛事等を營む風を養ふこと
一 「我等の郷土」に於ける「年中行事」との關聯に留意すること
家庭……人生の本據・社會人の搖籃
家庭愛……親子・兄弟姉妹・祖先・忠孝一本
家の榮え
家の經濟……家の經濟と國の富
戸主 家族 親族
戸籍
相続
注意
一 樂しき家庭の建設の喜びを感じしむること
一 一家の事のみを考ふるの弊に陥ることなきやう家と社會・國家との關聯に留意すること

四 職業

- 一 法制は實際生活に即して取扱ふこと
- 一 家事及裁縫科との聯絡に留意すること
- 一 人生と職業……………職業の社會的意義
- 一 勞働の尊さ
- 一 働くものの喜び
- 一 働かざることの寂しさ

注意

- 一 人は職業を通じて社會に繋がるものなることを體認し自尊自重の精神を抱くに至らしむること
- 一 職業科との聯絡に留意すること

五 健康

- 一 健康の尊さ
- 一 健全なる精神と健全なる身體
- 一 國民保健……………國民體育と公衆衛生
- 一 職業と保健
- 一 いかにして我等の健康を増進すべきか

注意

- 一 單に個人としてのみならず國民生活の上より見て健康がいかに大切なるかを會得せしむること
- 一 其の村其の町の實情を視て適切なる指導をなすこと
- 一 青年期に於ける健康の指導に留意すること

六 學ぶ心

- 一 學ぶことの意義と尊さ
- 一 學ぶ態度……………思つて學び學びて思ふ

〔靜岡令一八號〕

研究心……………工夫・研究

自己教養……………讀書

働くことに依つて學ぶことの尊さ

我が國教育の現情

發明發見

注意

- 一 研究心は特に其の芽生に於て之が愛育に力むべきこと
- 一 常に研究工夫の用意を失はざるやう力めしむべきこと
- 一 發明發見の實例としては殊に青年の輝かしき業績を擧ぐることに留意すること
- 一 餘暇指導に留意すること

七 まごころ

誠……………一切の徳は誠より生ず

至誠神に通ず

注意

八 日日の生

自然と人生……………大自然・自然の恩恵

日日これ建設……………日に新なり

自覺の生活……………反省

合理化……………人力・物及時の活用・陋習打破

分度

一日の充實……………實踐躬行・習ひ性となる

注意

一 自然に對して敬虔の念を抱かしむること

〔靜岡令一八號〕

一 日日の生を喜び且惜しみつつ意義ある生活を果敢に續け行く態度を養ふこと

一 我が國

天皇……………皇位の繼承・御聖徳

皇室と臣民……………忠君愛國

帝國憲法の精神

祝祭日 國歌 國旗

國勢の概要……………國力の根源

我が國の文化……………文化と人生

世界に於ける地位

文化の創造

國土の開發

海外發展……………移植民・世界市場の開拓

注意

- 一 日本國民たるの誇りと喜びとを感ぜしむること
- 一 國民的自覺を昂揚し進取の精神を振起すること

二 立憲政治

我が國立憲政治の由來……………我が國體と立憲政治

政府

帝國議會

輿論……………政黨

注意

一 憲政濟美に對する熱意を喚起すること

三 地方自治

自治の精神……………自立と協同・自治と責任・自治と秩序

地方自治體

地方自治の組織と運営……………會議精神

自治と選舉

地方自治と國家生活

注意

一 協同生活の訓練に依りて自治の本義を體得せしむること

四 正義

正義感

操守

權利と義務

注意

一 内に深く正義感を抱き正しきに強き國民を養ふこと

五 國法

法……………團體生活と法の必要

遵法……………動機と手段

法と道徳

裁判……………裁判所・訴訟と調停・陪審

注意

一 司法と國民との協力に説き及ぼすこと

六 國民經濟

産業 貿易

物價……………信用機關

所得 消費

一 經濟觀念の涵養に留意すること

七 納税

國家並に地方の財政……………豫算

租税

納税の義務

國防と國交

國民皆兵……………兵役の義務

銃後の力

國交と平和

國際協力

國民外交

一 大國民

我が國民性の由來
我が國民性の長所短所

一 友邦の誼誼に日滿不可分の關係に説き及ぼすこと
第三年

國民性の涵養……………大國民の理想

注意

一 我が國民をして寛厚・堅忍にして而も深みある大國民たらしむることに力を致すべきこと

二 青年

青年の特性……………長所・短所
青年の地位と責任……………明日の建設者

若さの喜びと……………向上心・修養・現實と理想
生活の充實

心の動搖と……………自制と自重
心の鍛錬

青年の友情・協同……………青年團體

注意

一 努めて青年を知り勤勞しつつ學ぶ者の立場を解し以て若き日の力と望みとを建設への喜びに導くこと

三 世の中

全體と個……………家と己・社會と己・國家と己
協力和合……………團體生活・他人の名譽の尊重

個の力……………開拓者・隠れたる努力
社會の恩

感謝報恩

注意

一 偉人の力は重んずべきも無名の人人の力のまた無視すべからざるを知らしむること

一 産業組合商工業組合等にも説き及ぼすこと

〔靜岡令一八號〕

四 教養

品格

社會的教養……………規律・公德心
並に訓練

禮節……………禮儀作法・言葉遣ひ

交際

常識

趣味……………生活の潤・娛樂・讀書の楽しみ

宗教心

注意

一 科學常識を養ふことの肝要なるを知らしむること
一 健全なる娛樂の指導に留意すること

五 婦徳

貞淑と聰明

思慮分別……………熟慮實踐

良き妻

母の尊さ

六 婚姻

人生と婚姻

配偶の選擇

婚儀……………簡素にして嚴肅・婚姻届
夫婦の道

注意

一 婚儀に於ける浪費を戒しむること
一 婚姻に關する迷信の打破に力むること

七 住みよき社會の建設

〔靜岡令一八號〕

他人の幸福を喜ぶ心 他人の長所を見る眼

現代の世相

公安……………警察と公衆との協力・災害防止

博愛同情

社會事業

社會政策

注意

一 先づ其の郷土を住みよき社會となすやう力めしむべきこと

一 己の社會的並に國家的意義
人類文化に對する貢獻

人生の怡樂

人は永遠に生く

本 科(女子二年制)

八 我等の郷土

第一年

我等の郷土……………持ちつ持たれつ・先人の遺業と後進の任務
協同生活……………年中行事

共に楽しむ喜び……………醇風美俗の涵養

郷土の風風……………愛郷と愛國・郷土愛と郷土の發展・發展の基礎と
郷土愛……………としての郷土研究

農村と都市……………兩者の特徵と相互依存・農村の振興(農民精神・
産業の開發・經營法の改善)・都市生活の改善(隣
保互助精神の涵養・健全なる娛樂・都市の美化)

注意

二 敬神崇祖

朝夕のつとめ

氏神
神社
祭祀

注意

一 單なる知識の授與に止まることなく敬神崇祖の精神を體得せしむること

一 心をこめて神事佛事等を營む風を養ふこと

一 「我等の郷土」に於ける「年中行事」との關聯に留意すること

三 我が家

家庭

家庭愛……………人生の本據・社會人の搖籃

家の榮え……………親子・兄弟姉妹・祖先・忠孝一本

家の經濟……………家の經濟と國の富

戸主 家族 親族

戸籍

相続

注意

一 樂しき家庭の建設の喜びを感ぜしむること

四 青年

青年の地位と責任……………明日の建設者

若さの喜び……………向上心・修養・現實と理想

生活の充實……………自制と自重

心の鍛錬……………青年の友誼・協同……………青年團體

青年の友誼・協同……………青年團體

注意

一 努めて青年を知り勤勞しつつ學ぶ者の立場を解し以て若き日の

力と望みとを建設への喜びに導くこと

一 一家の事のみを考ふるの弊に陥ることなきやう家と社會・國家

との關聯に留意すること

一 法制は實際生活に即して取扱ふこと

一 家事及裁縫科との聯絡に留意すること

一 一家の事のみを考ふるの弊に陥ることなきやう家と社會・國家

との關聯に留意すること

一 法制は實際生活に即して取扱ふこと

一 家事及裁縫科との聯絡に留意すること

一 一家の事のみを考ふるの弊に陥ることなきやう家と社會・國家

との關聯に留意すること

一 法制は實際生活に即して取扱ふこと

一 家事及裁縫科との聯絡に留意すること

一 一家の事のみを考ふるの弊に陥ることなきやう家と社會・國家

〔靜岡令一八號〕

〔靜岡令一八號〕

働くことに依つて學ぶことの尊さ

我が國教育の現情

發明發見

注意

一 研究心は特に其の芽生に於て之が愛育に力むべきこと

一 常に研究工夫の用意を失はざるやう力めしむべきこと

一 發明發見の實例として殊に青年の輝かしき業績を擧ぐることに

一 餘暇指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

一 餘暇指導に留意すること

一四ノ八ノ一九

健康の尊さ

健全なる精神と健全なる身體

國民保健……………國民體育と公衆衛生

職業と保健

いかにして我等の健康を増進すべきか

注意

一 單に個人としてのみならず國民生活の上より見て健康がいかに

大切なるかを會得せしむること

一 其の村其の町の實情を視て適切なる指導をなすこと

一 青年期に於ける健康の指導に留意すること

七 世の中

全體と個……………家と己・社會と己・國家と己

協力和合……………團體生活・他人の名譽の尊重

個の力……………開拓者・隠れたる努力

社會の恩

感謝報恩

注意

一 偉人の力は重んずべきも無名の人人の力のまた無視すべからざるを知らしむること

一 産業組合商工業組合等にも説き及ぼすこと

八 學ぶ心

學ぶことの意義と尊さ

學ぶ態度……………思つて學び學びて思ふ

研究心……………工夫・研究

自己教養……………讀書

一 學ぶことの意義と尊さ

一 學ぶ態度……………思つて學び學びて思ふ

一 研究心……………工夫・研究

一 自己教養……………讀書

一 學ぶことの意義と尊さ

一 學ぶ態度……………思つて學び學びて思ふ

一 研究心……………工夫・研究

一 自己教養……………讀書

一 學ぶことの意義と尊さ

十一 日日の生

自然と人生……大自然・自然の恩恵
日日これ建設……日に新なり
自覺の生活……反省
合理化……人力・物及時の活用・陋習打破
分度
一日の充實……實踐躬行・習ひ性となる

注意

一 自然に對して敬虔の念を抱かしむること
一 日日の生を喜び且惜しみつつ意義ある生活を果敢に續け行く態度を養ふこと

一 我が國

天皇……皇位の繼承・御聖德
皇室と臣民……忠君愛國
帝國憲法の精神
祝祭日 國歌 國旗
國勢の概要……國力の根源
我が國の文化
文化と人生
世界に於ける地位
文化の創造
國土の開發
海外發展……移植民・世界市場の開拓

注意

二 大國民

一 日本國民たるの誇りと喜びとを感ぜしむること
一 國民的自覺を昂揚し進取の精神を振起すること
我が國民性の由來
我が國民性の長所短所
國民性の涵養……大國民の理想

注意

一 我が國民をして寛厚・堅忍にして而も深みある大國民たらしむることに力を致すべきこと

三 政治

我が國立憲政治の由來……我が國體と立憲政治
政府
帝國議會
輿論……政黨

四 國法

地方自治……自治の精神・地方自治體・自治と選舉
地方自治の組織と運営……會議精神
地方自治と國家生活

注意

一 國民として政治に對する關心の必要なるを知らしむること
一 協同生活の訓練に依りて自治の本義を體得せしむること

正義……正義感・操守・權利と義務

法……團體生活と法の必要

法と道徳……動機と手段

〔辭例一八號〕

〔辭例一八號〕

八 婚徳

貞淑と聰明
思慮分別……熟慮實踐
良き妻
母の尊さ

九 婚姻

人生と婚姻
配偶の選擇
婚儀……簡素にして嚴肅・婚姻届
夫婦の道

注意

一 婚儀に於ける浪費を戒しむること
一 婚姻に關する迷信の打破に力むること

十 住みよき社會の建設

他人の幸福を喜ぶ心
他人の長所を見る眼
現代の世相
公安……警察と公衆との協力・災害防止

注意

博愛同情
社會事業
社會政策

十一 自己の社會的並に國家的意義

一 先づ其の郷土を住みよき社會となすやう力めしむべきこと
一 自己の社會的並に國家的意義
人類文化に對する貢獻

注意

一 友邦の誼誼に日滿不可分の關係に説き及ぼすこと

裁判……裁判所・訴訟と調停・陪審

注意

一 内に深く正義感を抱き正しきに強き國民を養ふこと

五 國民經濟

産業 貿易
物價
金融……信用機關
所得
消費

注意

一 經濟觀念の涵養に留意すること

六 納税

國家並に地方の財政……豫算
租税

納税の義務

七 國防と國交

國防と軍備
國民皆兵……兵役の義務
統後の力
國交と平和
國際協力
國民外交

注意

一 友邦の誼誼に日滿不可分の關係に説き及ぼすこと

人生の怡樂
人は永遠に生く
實施上の注意

- 一 何れの事項も常に教育に關する勸語の旨趣を體して取扱ふべし
- 二 修身及公民科は二にあらすと知るべし例へば「國法」に於ても修身の訓を説き「まごころ」に於ても公民の道を示すの用意あるべきなり
- 三 本要目に示したる所は凡て國民必須の事項なれば妄に省略すべからず
- 四 本要目に即して繁簡宜しきを制し以て實生活に適切ならしめんことを要す
- 五 本要目は之を自在に活用し日新の社會に適應せしむべし
- 六 本要目は農村用都市用の別を設けずされば其の運用に於て農村又は都市の實情に適切ならしめんことを要す
- 七 普通科の要目は本要目並に高等小學校に於ける修身の教材を參照し土地の情況に依り適切に之を定むべし
- 八 本科男子に於ける教授及訓練期間を二年又は三年と爲したる場合の要目は本要目に準據し土地の情況に依り適切に定むべし
- 九 研究科及専修科の要目は本要目を參照し土地の情況に依り適切に之を定むべし
- 十 教材は努めて之を統一的に取扱ひ次第に一層基本的なるものに歸せしむべし
- 十一 今之を本科男子五年制に就て例示せん即ち第一年に於ては多數の事項を七題目に統合して取扱ふと共に更に之等を一の「郷土愛」に統一し同様にして第二年「祖國愛」に第三年「青年」に第四年「國民生活」に第五年「大國民」に歸せしむるが如し
- 十二 相關聯せる題目又は要項にして之に先つものの發展として後に來るも

【附例三三號】

- 一 之に就ては其の聯繫を會得せしむるに留意すべし
- 二 實生活の指導を眼目となすされば常に體驗を重んじ修練を旨とすべし知識の授與に止まるべからず
- 三 勤勞青年の純情をそなふことなく其の天稟素質の啓發助長に力むべし
- 四 眞に青年を知り勤勞しつつ學ぶ者の立場を解するは難し指導の任に在るもの日夜研鑽工夫を要する所以なり
- 五 普通學科の目的とする所は日常生活に須要なる普通の知識技能を増進し一般的教養を高むるにあり本要目は科別を立てず綜合的なる題目の下に生活經驗の諸相を學習探究せしめ以て此の目的を達成せんことを期せり
- 六 本要目は大綱を示すに止めたり即ち農村と都市、教授及訓練時數の多少等に應じて自在に之を活用せんことを期したるなり
- 七 複式編制の場合に教授分擔の便宜をも考慮して事項を排列せり
- 八 國語の修練の爲に講讀・讀書・作文・要領記述・習字を課することとしたるも尙一切の事項の記述上並に教授及訓練上の取扱が國語の修練に資すべきことを期したり
- 九 數學は一般教材との聯絡を保つと共に特に職業に關聯せしめて之を課することとしたり
- 十 音樂は隨時之を課することとしたり
- 十一 自發的なる研究を重んじ特に自由研究を設けたり
- 十二 本 科(男子五年制)
- 十三 第一 年
- 十四 一 郷 土

【附例三三號】

注意

- (一) 自然地理
 - 地勢 附近の山と水とに就て觀察せしむること
 - 土壤・岩石と礦物
 - 温泉・火山・鑛山等附近にあらば之をも觀察せしむること
- (二) 氣象
 - 氣温・氣壓・湿度・雨雪量
 - 風・低氣壓・季節風
 - 氣象に因る災害：風水害・霜害・冷害・雪害
- (三) 生物
 - 種類と分布……主要なる自生並に培養の動植物
 - 天然紀念物あらば之に説き及ぼすこと
 - 生物と環境
 - 植物及動物の生活上の相互關係にも留意せしむること
- (四) 人文地理
 - 人口の分布・聚落狀態
 - 交通
 - 産業
 - 歴史
 - 郷土の生立
 - 郷土の誇り……人物の傳記・事業の由來
 - 史蹟・傳説・遺跡
 - 事物の來歴由來を知らしむること
 - 善き人の善き仕事を知らしむること
- (五) 第十編 社會教育 第二章 青年學校

(四)(三) (二)

- (一) 一 祖 國
 - 一 我が國の特性
 - 一 我が國が宏遠なる肇國以來萬世一系の皇統の下に情誼と道德とを根柢として成立せる君民一體の國家なること及かかる國家が世界に於て他に類例なきことを理解せしむること
 - 一 清明心を説明すること
 - 一 大化改新前後に於ける制度法規の整備と國家的理想
 - 一 聖德太子十七條憲法に於ける和の精神を明かにすること
 - 一 儒教及佛教の受容と其の日本化
 - 一 武士社會の成立と武士道
- (二) 一 地理的事項に就ては讀圖・製圖の實習をなさしむること
- 一 事物に對する注意深き眼を開かしむること
- 一 綜合的なる物の見方を養ひ事物の間の關聯を知らしむること
- 一 修身及公民科「我等の郷土」との關聯に特に留意すること
- 一 職業科との關聯に留意すること
- 一 講讀・作文・習字
- 一 數學
- 一 音樂
- 一 自由研究
- 一 第二 年

(五)

儒教・佛教と武士的精神との關係を知らしむること
近世に於ける都市の發展と民衆文化
室町時代以來の海外貿易・海外進出及都市の發展に伴ふ商工業の發達に留意すること
民謡・祭禮・文藝・美術・演劇等に説き及ぼすこと
國學の勃興及外國の刺戟による國民的自覺

(六)

注意

一 華國より幕末に至るまでの歴史の推移を大觀せしめ我が國の淵源の宏遠にして國運の彌々盛なる近代日本の盛事を見ること
偶然ならざるを知らしむること
一 修身及公民科との關聯に留意すること特に其の「國體の精華」「敬神崇祖」と關聯せしめて我が國の特異性を明かにすること
一 修身及公民科の「我が國」殊に其の「風土」との關聯に留意すること
一 家庭と科學

(一)

衣食住の原料

原料の種類
原料の供給

其の地方に於けるもののみならず廣く衣食住の原料に就て觀察せしむること

(二)

衣食住の理科

空氣…………… 燃焼の化學
電氣・瓦斯
家庭…………… 採光・耐震耐火の構造

衣服

〔靜岡令三三號〕

(三)

食品…………… 蛋白質・脂肪・炭水化物・鹽分
パクテリアと微・腐敗と酸酵
衛生
榮養…………… カロリー價・ビタミン
衛生

衛生

眼・齒の衛生
呼吸器・消化器の衛生
青年期の衛生・職業衛生
結核・寄生蟲等に對する注意を與ふること

體力の養成
運動競技に對する注意を與ふること
抵抗力を養ふこと

傳染病と其の豫防
病原體…………… 殺菌・消毒・免疫
傳染の経路と豫防

飲料水・下水・蠅・蚊・鼠・塵芥等に因る媒介

(四)

衣食住の改善

注意
一 家庭生活に關聯せしめて科學的知識を養ふこと
一 修身及公民科「健康」との關聯に留意すること
一 講讀・作文・習字

(一)

音樂
數學

自由研究
第三年

〔靜岡令三三號〕

近代日本

明治維新

明治天皇の御偉業

(三)

國勢の發展

修身及公民科と關聯せしめ政治・經濟等の進歩發展を明かにすること

(四)

國際的地位の向上
條約改正

日清・日露の戰役
世界大戰

滿洲事變
支那事變

國際情勢

(五)

新文化の發達

交通・通信・新聞の發達
教育の普及

西洋文化の攝取・東西文化の融合

東西文化の融合に於ける我が民族の特殊の地位と使命とを自覺せしむること
我が國の學問・藝術等の世界文化に於ける地位を知らしむること

注意

一 「祖國」との關聯に留意すること
一 修身及公民科との關聯に留意すること

自然界の理法

(一) 科學の使命

自然界に於けるあらゆる現象には夫々一定の理法があり科學はこの理法を成るべく數量的に明かにせんとするものなるを知らしむること
エネルギー
エネルギーの種類不滅則に説き及ぼすこと
太陽が地球上に於ける凡てのエネルギーの源泉なるを知らしむること

(二)

眼に見えざる世界

物質の構造…………… 分子・イオン・原子・電子
生物の細胞と組織・微生物
顯微鏡の發明・エックス線の發見等がいかに眼に見えざる世界の知識を豊富にせしむるを知らしむること
生物の進化・變異・遺傳
科學の進歩と人生

(三)

無線通信・飛行機等の發明がいかに現代の生活様式を變化せしめしむるを知らしむること

注意
一 科學的觀察力・考察力等の養成に力むること
一 自然科學は功利的にのみ解すべきにあらずまた之に依つて宗教的情操を養ひ藝術の世界をも味ひ得るものなるを知らしむること
一 研究的努力の體驗に依つて科學的驚異の眼を開き學問の尊さを知らしむること
一 講讀・作文・要領記述・習字

一 數學

一 音樂

一 自由研究

一 東洋 第四年

(一)

支那の歴史的變遷と現状

先秦の文化と其の地域

漢代の大帝國と其の文化

民族の混淆

三國時代末より隋初に至るまでの異民族の侵入を概説する

唐宋の新文化と西域

蒙古人及滿洲人の支那征服

支那に對する歐米勢力の侵入

支那の現勢

支那の民情・風土・資源

滿洲國の建國と其の現勢

印度の興亡と其の現勢

東洋に於ける我が國の使命

日滿支の協力提携に依つて東亞の新文化を建設することが我が

國民の重大使命なるを知らしむること

注意

一我が國を中心とする東洋の交通に留意すること

一經濟的關聯に特に留意すること

(四)(三)(二)

一我が國を中心とする東洋の交通に留意すること

〔靜岡令三三號〕

一 南洋諸島にも説き及ぼすこと

一 宇宙と地球

(一) 天文

天體の觀察……時刻・晝夜

層……四季

天體の見かけ運動と實運動との關係を知らしむること

望遠鏡

宇宙の大なるを知らしむること

(二) 地球

氣界……對流圈・成層圈

陸界……地殼・地層と其の成因・地震

水界……海洋と湖沼・潮流と海流

風土……水陸の資源

讀書・要領記述

數學

音樂

自由研究

第五年

一 世界

人類生活の歴史

世界の主なる民族に就き東西を比較しつつ概観せしむること

地理上の發見

世界の國國

世界列強の今日在るを致したる所以

(三)(二)(一)

〔靜岡令三三號〕

(四)

世界に於ける我が國の産業上の地位

産業青年の任重くして道遠きを知らしむること

讀書・要領記述

數學

音樂

自由研究

本科(男子四年制)

第一年

一 郷土

自然地理

附近の山と水とに就て觀察せしむること

土壤・岩石と礦物

温泉・火山・鑛山等附近にあらば之をも觀察せしむること

氣象

氣溫・氣壓・濕度・雨雪量

風・低氣壓・季節風

氣象に因る災害……風水害・霜害・冷害・雪害

生物

種類と分布……主要なる自生並に培養の動植物

天然紀念物あらば之に説き及ぼすこと

植物と環境

植物及動物の生活上の相互關係にも留意せしむること

人文地理

(四)

(四)

太平洋を中心とする列國の勢力

世界に於ける日本人の活動

我が國を中心とする世界の交通

我が國の世界に於ける經濟的進出

本邦移民の活動地域と其の地方の地理的事情

青年の活動の天地の廣きを知らしむること

一 産業

産業形態の變遷

道具時代より機械時代への變遷並にそれに伴ふ社會生活の變化に留意すること

現代産業に於ける科學の應用

例へば農業に於ける品種改良・肥料・農村の機械化、水産業に於ける養殖・漁撈・漁船・漁具の改良、化學工業に於ける窒素

固定・人造纖維・石炭液化といふが如く適切なる事實を擧げて説明すること

特に郷土の産業に關するものを詳説すること

青年の産業上に於ける發明發見の實例を示すこと

現代産業の諸要因

動力・機械

燃料問題に説き及ぼすこと

技術・能率

疲勞に説き及ぼすこと

安全運動……災害防止

規格統制

規格統制

規格統制

規格統制

人口の分布・聚落状態

交通

産業

(五) 歴史

郷土の生立

郷土の誇り……人物の傳記・事業の由來

史蹟・傳説・遺跡

事物の來歴由來を知らしむること

善き人の善き仕事を知らしむること

注意

一最も手近なる地域の郷土を主とし兼れて其の府縣、進んでは關東地方・中國地方といふが如きより廣き地域の大體をも考察せしむること

一地理的事項に就ては讀圖・製圖の實習をなさしむること

一事物に對する注意深き眼を開かしむること

一総合的な物の見方を養ひ事物の間の關聯を知らしむること

一修身及公民科「我等の郷土」との關聯に特に留意すること

一職業科との關聯に留意すること

一講讀・作文・習字

一數學

一音樂

一自由研究

一第二年

一祖國

一我が國の特性

〔静岡令三三號〕

我が國が宏遠なる肇國以來萬世一系の皇統の下に情誼と道徳とを根柢として成立せる君民一體の國家なること及かかる國家が世界に於て他に類例なきことを理解せしむること

清明心を説明すること

大化改新前後に於ける制度法規の整備と國家的理想

聖德太子十七條憲法に於ける和の精神を明かにすること

儒教及佛教の受容と其の日本化

武士社會の成立と武士道

儒教・佛教と武士的精神との關係を知らしむること

近世に於ける都市の發展と民衆文化

室町時代以來の海外貿易・海外進出及都市の發展に伴ふ商工業の發達に留意すること

民謡・祭禮・文藝・美術・演劇等に説き及ぼすこと

國學の勃興及外國の刺戟による國民的自覺

注意

一肇國より幕末に至るまでの歴史の推移を大觀せしめ我が國の淵源の宏遠にして國運の彌々盛なる近代日本の盛事を見ることまことに偶然ならざるを知らしむること

一修身及公民科との關聯に留意すること特に其の「國體の精華」「敬神崇祖」と關聯せしめて我が國の特性を明かにすること

一修身及公民科の「我が國」殊に其の「風土」との關聯に留意すること

一家庭と科學

一衣食住の原料

一原料の種類

一

一

一

一

一

〔静岡令三三號〕

原料の供給

其の地方に於けるもののみならず廣く衣食住の原料に就て觀察せしむること

(二)

衣食住の原料

空氣………燃焼の化學

電氣・瓦斯

家屋………採光・耐震耐火の構造

衣服

食品………蛋白質・脂肪・炭水化物・鹽分

パグテリアと黴・腐敗と醗酵

衛生

榮養………カロリー價・ビタミン

衛生

眼・齒の衛生

呼吸器・消化器の衛生

青年期の衛生・職業衛生

結核・寄生蟲等に對する注意を與ふること

體力の養成

運動競技に對する注意を與ふること

抵抗力を養ふこと

傳染病と其の豫防

病原體………殺菌・消毒・免疫・傳染の経路と豫防

飲料水・下水・蠅・蚊・鼠・塵芥等に因る媒介

衣食住の改善

注意

(四)

第十編 社會教育

第二章 青年學校

(五)

新文化の發達

交通・通信・新聞の發達

教育の普及

西洋文化の攝取・東西文化の融合

一四ノ八ノ二二ノ七

(四)

國際的地位の向上

條約改正

日清・日露の戰役

世界大戰

滿洲事變

支那事變

國際情勢

新文化の發達

交通・通信・新聞の發達

教育の普及

西洋文化の攝取・東西文化の融合

一四ノ八ノ二二ノ七

(三)(二)(一)

國勢の發展

修身及公民科と關聯せしめ政治・經濟等の進歩發展を明かにすること

國際的地位の向上

條約改正

日清・日露の戰役

世界大戰

滿洲事變

支那事變

國際情勢

新文化の發達

交通・通信・新聞の發達

教育の普及

西洋文化の攝取・東西文化の融合

一四ノ八ノ二二ノ七

(一)

近代日本

明治維新

明治天皇の御偉業

修身及公民科と關聯せしめ政治・經濟等の進歩發展を明かにすること

國際的地位の向上

條約改正

日清・日露の戰役

世界大戰

滿洲事變

支那事變

國際情勢

新文化の發達

交通・通信・新聞の發達

教育の普及

西洋文化の攝取・東西文化の融合

一四ノ八ノ二二ノ七

一家庭生活に關聯せしめて科學的知識を養ふこと

一修身及公民科「健康」との關聯に留意すること

一講讀・作文・習字

一數學

一音樂

一自由研究

一第三年

一近代日本

一明治維新

一明治天皇の御偉業

修身及公民科と關聯せしめ政治・經濟等の進歩發展を明かにすること

國際的地位の向上

條約改正

日清・日露の戰役

世界大戰

滿洲事變

支那事變

國際情勢

新文化の發達

交通・通信・新聞の發達

教育の普及

西洋文化の攝取・東西文化の融合

一四ノ八ノ二二ノ七

東西文化の融合に於ける我が民族の特殊の地位と使命とを自覚せしむること
我が國の學問・藝術等の世界文化に於ける地位を知らしむること

注意

- 一「祖國」との關聯に留意すること
- 一修身及公民科との聯絡に留意すること

(一) 自然界の理法

自然界に於けるあらゆる現象には夫夫一定の理法があり科學はこの理法を成るべく數量的に明かにせんとするものなるを知らしむること

(二) エネルギー

エネルギーの種類・不滅則に説き及ぼすこと
太陽が地球上に於ける凡てのエネルギーの源泉なるを知らしむること

(三) 眼に見えざる世界

物質の構造……分子・イオン・原子・電子
生物の細胞と組織・微生物
顯微鏡の發明・エックス線の發見等がいかに眼に見えざる世界の知識を豊富にせしかを知らしむること
生物の進化・變異・遺傳
科學の進歩と人生
無線通信・飛行機等の發明がいかに現代の生活様式を變化せしめしかを知らしむること

〔附令三三號〕

注意

一科學的觀察力・考察力等の養成に力むること
一自然科學は功利的にのみ解すべきにあらずまた之に依つて宗教的情操を養ひ藝術の世界をも味ひ得るものなるを知らしむること
一研究的努力の體驗に依つて科學的驚異の眼を開き學問の尊さを知らしむること

(一) 宇宙と地球

天文
天體の觀察……時刻・晝夜
曆……四季

天體の見かけ運動と實運動との關係を知らしむること
望遠鏡
宇宙の大なるを知らしむること

(二) 地球

氣界……對流圈・成層圈
陸界……地殼・地層と其の成因・地震
水界……海洋と湖沼・潮流と海流
風土……水陸の資源

講讀・作文・要領記述・習字
數學
音樂
自由研究
第四年

(一) 東洋

支那の歴史的變遷と現状

〔附令三三號〕

(三) 世界の國國

世界列強の今日在るを致したる所以
太平洋を中心とせる列國の勢力
世界に於ける日本人の活動

(四) 我が國を中心とせる世界の交通

我が國の世界に於ける經濟的進出
本邦移民の活動地域と其の地方の地理的事情
青年の活動の天地の廣きを知らしむること

(一) 産業

産業形態の變遷

道具時代より機械時代への變遷並にそれに伴ふ社會生活の變化に留意すること

(二) 現代産業に於ける科學の應用

例へば農業に於ける品種改良・肥料・農村の機械化、水産業に於ける養殖・漁撈・漁船・漁具の改良、化學工業に於ける窒素固定・人造纖維・石炭液化といふが如く適切なる事實を擧げて説明すること

(三) 特に郷土の産業に關するものを詳説すること
青年の産業上に於ける發明發見の實例を示すこと
現代産業の諸要因
動力・機械
燃料問題に説き及ぼすこと
技術・能率
疲勞に説き及ぼすこと

(二) 地理上の發見

(一) 人類生活の歴史

- 一我が國を中心とせる東洋の交通に留意すること
- 一經濟的關聯に特に留意すること
- 一南洋諸島にも説き及ぼすこと

(四)(三)(二)

東洋に於ける我が國の使命
印度の興亡と其の現状
滿洲國の建國と其の現勢

日滿支の協力提携に依つて東亞の新文化を建設することが我が國民の重大使命なるを知らしむること
注意

先秦の文化と其の地域
漢代の大帝國と其の文化
民族の混淆
三國時代末より隋初に至るまでの異民族の侵入を概説すること

唐宋の新文化と西域
蒙古人及滿洲人の支那征服
支那に對する歐米勢力の侵入
支那の現勢
支那の民情・風土・資源
滿洲國の建國と其の現勢
印度の興亡と其の現状

(二) 地理上の發見

安全運動……災害防止
規格統制

(四) 世界に於ける我が國の産業上の地位
産業青年の任重くして道遠きを知らしむること
讀書・要領記述

一 音樂
一 自由研究

本科(女子三年制)

第一年

一 郷土

(一) 自然地理

地勢

附近の山と水とに就て觀察せしむること
土壤・岩石と礦物

温泉・火山・鑛山等附近にあらば之をも觀察せしむること

(二) 氣象

氣温・氣壓・湿度・雨雪量

風・低氣壓・季節風

氣象に因る災害：風水害・霜害・冷害・雪害

(三) 生物

種類と分布……主要なる自生並に培養の動植物

天然紀念物あらば之に説き及ぼすこと
生物と環境

〔靜岡令三三號〕

(四) 人文地理
植物及動物の生活上の相互關係にも留意せしむること
人口の分布・聚落狀態

(五) 産業
交通
産業

歴・史

郷土の生立

郷土の誇り……人物の傳記・事業の由來

史蹟・傳説・遺跡

事物の來歴由來を知らしむること

善き人の善き仕事を知らしむること

注意

一 最も手近なる地域の郷土を主とし兼て其の府縣、進んでは關東地方・中國地方といふが如きより廣き地域の大體をも考察せしむること

一 地理的事項に就ては讀圖・製圖の實習をなさしむること

一 事物に對する注意深き眼を開かしむること

一 綜合的なる物の見方を養ひ事物の間の關係を知らしむること

一 修身及公民科「我等の郷土」との關係に特に留意すること

一 職業科との關係に留意すること

一 家庭と科學

(一) 衣食住の原料

原料の種類

原料の供給

其の地方に於けるもののみならず廣く衣食住の原料に就て觀察せ

〔靜岡令三三號〕

しむること

(二) 衣食住の理科

空氣……燃焼の化學

電氣・瓦斯

家屋……採光・耐震耐火の構造

衣服

食品……蛋白質・脂肪・炭水化物・鹽分

パクテリアと微・腐敗と醗酵

(三) 衛生

營養……カロリー價・ビタミン

衛生

眼・齒の衛生

呼吸器・消化器の衛生

青年期の衛生・職業衛生

結核・寄生蟲等に對する注意を與ふること

體力の養成

運動競技に對する注意を與ふること

抵抗力を養ふこと

傳染病と其の豫防

病原體……殺菌・消毒・免疫・傳染の経路と豫防

飲料水・下水・蠅・蚊・鼠・塵芥等に因る媒介

(四) 衣食住の改善

注意

一 家庭生活に關聯せしめて科學的知識を養ふこと

一 家事及裁縫科との關係に留意すること

一 修身及公民科「健康」との關係に留意すること

一 講讀・作文・習字

一 數學

一 音樂

一 自由研究

一 祖國 第二年

(一) 祖國

我が國の特性

我が國が宏遠なる華國以來萬世一系の皇統の下に情誼と道德とを根柢として成立せる君民一體の國家なること及かかる國家が世界に於て他に類例なきことを理解せしむること

清明心を説明すること

大化改新前後に於ける制度法規の整備と國家的理想

聖德太子十七條憲法に於ける和の精神を明かにすること

儒教及佛敎の受容と其の日本化

武士社會の成立と武士道

儒教・佛敎と武士的精神との關係を知らしむること

近世に於ける都市の發展と民衆文化

室町時代以來の海外貿易・海外進出及都市の發展に伴ふ商工業の發達に留意すること

民話・祭禮・文藝・美術・演劇等に説き及ぼすこと

國學の勃興及外國の刺戟による國民的自覺

注意

一 華國より幕末に至るまでの歴史の推移を大觀せしめ我が國の淵源の

(六)

一 華國より幕末に至るまでの歴史の推移を大觀せしめ我が國の淵源の

宏遠にして國運の彌々盛なる近代日本の盛事を見ることの本意に偶然ならざるを知らしむること

- 一 修身及公民科との關聯に留意すること特に其の「國體の精華」「敬神崇祖」と關聯せしめて我が國の特異性を明かにすること
- 一 修身及公民科の「我が國」殊に其の「風土」との關聯に留意すること

近代日本

明治維新

明治天皇の御偉業

國勢の發展

修身及公民科と關聯せしめ政治・經濟等の進歩發展を明かにすること

國際的地位の向上

條約改正

日清・日露の戦役

世界大戦

滿洲事變

支那事變

國際情勢

新文化の發達

交通・通信・新聞の發達

教育の普及

西洋文化の攝取・東西文化の融合

東西文化の融合に於ける我が民族の特殊の地位と使命とを自覺せしむること

〔辭例三三號〕

我が國の學問・藝術等の世界文化に於ける地位を知らしむること

- 一 「祖國」との關聯に留意すること
- 一 修身及公民科との聯絡に留意すること

自然界の理法

科學の使命

自然界に於けるあらゆる現象には夫夫一定の理法があり科學はこの理法を成るべく數量的に明かにせんとするものなるを知らしむること

エネルギー

エネルギーの種類・不滅則に説き及ぼすこと

太陽が地球上に於ける凡てのエネルギーの源泉なるを知らしむること

目に見えざる世界

物質の構造……分子・イオン・原子・電子

生物の細胞と組織・微生物

顯微鏡の發明・エックス線の發見等がいかに目に見えざる世界の知識を豊富にせしかを知らしむること

生物の進化・變異・遺傳

科學の進歩と人生

無線通信・飛行機等の發明がいかに現代の生活様式を變化せしめしかを知らしむること

注意

一 科學的觀察力・考察力等の養成に力むること

〔辭例三三號〕

民族の混淆

三國時代末より隋初に至るまでの異民族の侵入を概説すること

唐宋の新文化と西域

蒙古人及滿洲人の支那征服

支那に對する歐米勢力の侵入

支那の現勢

支那の民情・風土・資源

滿洲國の建國と其の現勢

印度の興亡と其の現狀

東洋に於ける我が國の使命

日滿支の協力提携に依つて東亞の新文化を建設することが我が國民の重大使命なるを知らしむること

注意

一 我が國を中心とせる東洋の交通に留意すること

一 經濟的關聯に特に留意すること

一 南洋諸島にも説き及ぼすこと

世界

人類生活の歴史

世界の主なる民族に就き東西を比較しつつ概観せしむること

地理上の發見

世界の國國

世界列強の今日在るを致したる所以

世界列強の今日在るを致したる所以

世界の國國

世界列強の今日在るを致したる所以

世界の國國

一四ノ八ノ二二ノ一三

一 自然科學は功利的にのみ解すべきにあらずまた之に依つて宗教的情操を養ひ藝術の世界をも味ひ得るものなるを知らしむること

宇宙と地球

天文

天體の觀察……時刻・晝夜

曆……四季

天體の見かけ運動と實運動との關係を知らしむること

望遠鏡

宇宙の大なるを知らしむること

地球

氣界……對流圈・成層圈

陸界……地殼・地層と其の成因・地震

水界……海洋と湖沼・潮流と海流

風土……水陸の資源

講讀・作文・要領記述・習字

數學

音樂

自由研究

第三年

東洋

支那の歴史的變遷と現狀

先秦の文化と其の地域

漢代の大帝國と其の文化

(四) 太平洋を中心とする列國の勢力

世界に於ける日本人の活動

我が國を中心とする世界の交通

本邦移民の活動地域と其の地方の地理的事情

青年の活動の天地の廣さを知らしむること

一 産業

産業形態の變遷

道具時代より機械時代への變遷並にそれに伴ふ社會生活の變化に留意すること

(二) 現代産業に於ける科學の應用

例へば農業に於ける品種改良・肥料・農村の機械化、水産業に於ける養殖・漁撈・漁船・漁具の改良、化學工業に於ける窒素固定・人造纖維・石炭液化といふが如く適切なる事實を擧げて説明すること

特に郷土の産業に關するものを詳説すること
青年の産業上に於ける發明發見の實例を示すこと

(三) 現代産業の諸要因

- 動力・機械
- 燃料問題に説き及ぼすこと
- 技術・能率
- 疲勞に説き及ぼすこと
- 安全運動……災害防止
- 規格統制

〔靜岡令三三號〕

(四) 世界に於ける我が國の産業上の地位

産業青年の任重くして道遠きを知らしむること

讀書・要領記述

數學

音樂

自由研究

本 科(女子二年制)

第一年

一 郷土

(一) 自然地理

地勢

附近の山と水とに就て觀察せしむること

土壤・岩石と礦物

溫泉・火山・鑛山等附近にあらば之をも觀察せしむること

氣象

氣溫・氣壓・濕度・雨雪量

風・低氣壓・季節風

氣象に因る災害：風水害・霜害・冷害・雪害

生物

種類と分布……主要なる自生並に培養の動植物

天然紀念物あらば之に説き及ぼすこと

生物と環境

植物及動物の生活上の相互關係にも留意せしむること

人文地理

〔靜岡令三三號〕

人口の分布・聚落狀態

交通

産業

(五) 歴史

郷土の生立

郷土の誇り……人物の傳記・事業の由來

史蹟・傳説・遺跡

事物の來歴由來を知らしむること

善き人の善き仕事を知らしむること

注意

一最も手近なる地域の郷土を主とし兼れてその府縣、進んでは關東地方・中國地方といふが如きより廣き地域の大體をも考察せしむること

一地理的事項に就ては讀圖・製圖の實習をなさしむること

一事物に對する注意深き眼を開かしむること

一総合的な物の見方を養ひ事物の間の關聯を知らしむること

一修身及公民科「我等の郷土」との關聯に特に留意すること

一職業科との關聯に留意すること

一祖國

(一) 我が國の特性

我が國が宏遠なる驍國以來萬世一系の皇統の下に情誼と道德とを根柢として成立せる君民一體の國家なること及かかる國家が世界に於て他に類例なきことを理解せしむること

一清明心を説明すること

(二) 大化改新前後に於ける制度法規の整備と國家的理想

(三)

聖德太子十七條憲法に於ける和の精神を明かにすること

儒教及佛教の受容と其の日本化

武士社會の成立と武士道

儒教・佛教と武士的精神との關係を知らしむること

近世に於ける都市の發展と民衆文化

室町時代以來の海外貿易・海外進出及都市の發展に伴ふ商工業の發達に留意すること

民謡・祭禮・文藝・美術・演劇等に説き及ぼすこと

國學の勃興及外國の刺戟による國民的自覺

注意

一華國より幕末に至るまでの歴史の推移を大觀せしめ我が國の淵源の宏遠にして國運の彌々盛なる近代日本の盛事を見ること

一偶然ならざるを知らしむること

一修身及公民科との關聯に留意すること特に其の「國體の精華」「敬神崇祖」と關聯せしめて我が國の特異性を明かにすること

一修身及公民科の「我が國」殊に其の「風土」との關聯に留意すること

一近代日本

(一) 明治維新

明治天皇の御偉業

國勢の發展

修身及公民科と關聯せしめ政治・經濟等の進歩發展を明かにすること

(四) 國際的地位の向上

條約改正

日清・日露の戦役

世界大戦

滿洲事變

支那事變

國際情勢

(五) 新文化の發達

交通・通信・新聞の發達

教育の普及

西洋文化の攝取・東西文化の融合

東西文化の融合に於ける我が民族の特殊の地位と使命とを自覺せしむること

我が國の學問・藝術等の世界文化に於ける地位を知らしむること

注意

(一) 「祖國」との關係に留意すること

一 修身及公民科との聯絡に留意すること

一 家庭と科學

衣食住の原料

原料の種類

原料の供給

其の地方に於けるもののみならず廣く衣食住の原料に就て觀察せしむること

衣食住の理科

空氣……………燃焼の化學

電氣・瓦斯

家屋……………採光・耐震耐火の構造

衣服

食品……………蛋白質・脂肪・炭水化物・鹽分

バクテリアと黴・腐敗と醗酵

(三) 衛生

營養……………カロリー價・ビタミン

衛生

眼・齒の衛生

呼吸器・消化器の衛生

青年期の衛生・職業衛生

結核・寄生蟲等に對する注意を與ふること

體力の養成

運動競技に對する注意を與ふること

抵抗力を養ふこと

〔靜岡令三三號〕

傳染病と其の豫防

病原體……………殺菌・消毒・免疫・傳染の経路と豫防

飲料水・下水・蠅・蚊・鼠・塵芥等に因る媒介

(四) 衣食住の改善

注意

一 家庭生活に關聯せしめて科學的知識を養ふこと

一 家事及裁縫科との關係に留意すること

一 修身及公民科「健康」との關係に留意すること

一 講讀・作文・習字

一 數學

一 音樂

一 自由研究

一 第二年

一 東洋

(一) 支那の歴史的變遷と現狀

先秦の文化と其の地域

漢代の大帝國と其の文化

民族の混淆

三國時代末より隋初に至るまでの異民族の侵入を概説するこ

と

〔靜岡令三三號〕

唐宋の新文化と西域

蒙古人及滿洲人の支那征服

支那に對する歐米勢力の侵入

支那の現勢

支那の民情・風土・資源

滿洲國の建國と其の現勢

印度の興亡と其の現狀

東洋に於ける我が國の使命

日滿支の協力提携に依つて東亞の新文化を建設することが我が國民の重大使命なるを知らしむること

注意

一 我が國を中心とせる東洋の交通に留意すること

一 經濟的關聯に特に留意すること

一 南洋諸島にも説き及ぼすこと

一 世界

(一) 人類生活の歴史

世界の主なる民族に就き東西を比較しつつ概観せしむること

地理上の發見

世界の國國

(二) (三)

世界列強の今日在るを致したる所以
太平洋を中心とせる列國の勢力

世界に於ける日本人の活動

我が國を中心とせる世界の交通

我が國の世界に於ける經濟的進出

本邦移民の活動地域と其の地方の地理的事情

青年の活動の天地の廣きを知らしむること

(四)

一 自然界の理法

(一) 科學の使命

自然界に於けるあらゆる現象には夫夫一定の理法があり科學はこの理法を成るべく數量的に明かにせんとするものなるを知らしむること

(二)

エネルギーの種類・不滅則に説き及ぼすこと

太陽が地球上に於ける凡てのエネルギーの源泉なるを知らしむること

(三)

目に見えざる世界

物質の構造……分子・イオン・原子・電子

生物の細胞と組織・微生物

顯微鏡の發明・エックス線の發見等がいかに目に見えざる世界

〔靜岡令三三號〕

界の知識を豊富にせしかを知らしむること

生物の進化・變異・遺傳

科學の進歩と人生

無線通信・飛行機等の發明がいかに現代の生活様式を變化せしめしかを知らしむること

注意

一 科學的觀察力・考察力等の養成に力むること

一 自然科學は功利的にのみ解すべきにあらずまた之に依つて宗教的情操を養ひ藝術の世界をも味ひ得るものなるを知らしむること

一 研究的努力の體驗に依つて科學的驚異の眼を開き學問の尊さを知らしむること

一 宇宙と地球

(一) 天文

天體の觀察……時刻・晝夜

曆……四季

天體の見かけ運動と實運動との關係を知らしむること

望遠鏡

宇宙の大なるを知らしむること

(二) 地球

氣界……對流圈・成層圈

〔靜岡令三三號〕

一 産業

(一)

産業形態の變遷

道具時代より機械時代への變遷並にそれに伴ふ社會生活の變化に留意すること

(二)

現代産業に於ける科學の應用

例へば農業に於ける品種改良・肥料・農村の機械化、水産業に於ける養殖・漁撈・漁船・漁具の改良、化學工業に於ける窒素固定・人造纖維・石炭液化といふが如く適切なる事實を擧げて説明すること

特に郷土の産業に關するものを詳説すること

青年の産業上に於ける發明發見の實例を示すこと

(三)

現代産業の諸要因

動力・機械

燃料問題に説き及ぼすこと

技術・能率

疲労に説き及ぼすこと

(四)

世界に於ける我が國の産業上の地位

産業青年の任重くして道遠きを知らしむること

一 讀書・要領記述

一 數學

一 音樂

一 自由研究

實施上の注意

一 本要目を自在に活用するは最も望む所なりと雖も妄に多岐に走り散漫に流れて大綱を失ふに至るは特に戒むべき所なり

二 教授及訓練に當りては理解の難易・興味の轉換・季節等を考慮し適當に教材を按排すべし

三 常に小學校並に青年學校普通科に於ける既修の知識を基礎とし之を咀嚼し擴充して一層活知識たらしめんことに力むべし

四 學問の尊さを知らしむべし教授及訓練に當りては具體的なる事物の觀察を重んずと雖も常に之と基本知識・一般法則との關聯に留意すべし

五 日常生活に須要なる知能を授けると共に科學的なる物の見方を養ひ日目の生活を深め豊かならしむべし

六 物は種々なる見地より之を究めて初めて其の真相を明かにし得ること

七 教材の選擇に當りては日常生活に須要なる普通の知識技能に關するもの、國民としての識見を高め信念を深むるもの、廣き世界を知らしむるもの並に人間精神の偉大を感ぜしむるものに重きを置くべし

八 大に讀書の風を興すべし講讀・讀書の教材は御製・古典・先哲遺言・論說・傳記・隨筆・紀行・詩歌等より趣味を豊富にし志操を高尙にし人物を重厚にするもの、心を慰め勵ますもの、國民精神を涵養し青年の志氣を鼓舞するものにして永く愛誦するに足るものを選ぶべし

九 作文・習字に於ては實用を旨として練習を重んずべし

十 要領記述に於ては講演・談話を聴きて其の要領を把握し書を読み其の大綱を捉へ之を明確敏速に記述することを練習せしむべし

十一 歴史的事項に於ては歴史的なる見方を授け特に現代の生活に意義深きものを知らしめ且時代の推移を大觀せしむべし

十二 地理的事項に於ては自然と人生との關係並に此の關係に於ける人間活動の様相を知らしめ特に之に對する我が國・我が國民の地位を明かならしむべし

十三 自然の理法を明かにするは敬虔なる生活態度を育成する所以なりと知るべし

十四 數學に於ては日常生活に須要なる數量に關する知識を明確にし數理的なる考へ方を養ひ數理的處理の方法に熟達せしむべし殊に歩合

算・統計・測量・實用的幾何圖形等に重きを置き函數觀念に留意し又算術・代數・幾何の別に囚ふることなく夫等を自在に活用せしむべし尙珠算の練習をも重んずべし

十五 音樂に於ては之を日常の趣味として生活に採入れ以て青年の志氣を鼓舞し生活の喜びを與ふることに重きを置くべし歌詞歌曲の選擇に當りては特に此の點に留意すべし

十六 自由研究に於ては各自適宜の問題に就て工夫を凝らし努力を續け研究の妙味を體得するに至らしむべし

家事及裁縫科

一 家事と裁縫とを統合して「家事及裁縫科」なる一科とし實際生活に即して堅實なる家庭生活を營むの能力を啓発することを眼目としたり

二 普通科に在りては家事裁縫及手藝に就き其の基本的なる教材を選び本科に在りては普通科に於ける家事及裁縫科並に高等小學校に於ける家事及裁縫の教材に關聯して其の發展たるやう留意したり

三 教材の分量に就ては青年學校に於ける家事及裁縫科の教授及訓練時數の實情に鑑み普通科に在りては各年九十時計百八十時本科に在りては各年九十時計二百七十時を豫定して之を定めたり

右に掲ぐる教授及訓練時數より多くの時數を課する青年學校の爲増課教材を擧げたり

四 本要目の教材は青年學校の實情に鑑み其の選擇を適切ならしむる爲普通科及本科に配當するに止め之を各年に配當せず

教材は難易の順序に依らず便宜上衣服・食物・住居・衛生看護・育兒・敬老及一家の經濟に區分して之を排列したり

普通科

〔審問令一八號〕

衣服	題目	豫定時數	要項	備考
一	衣類の著方	二	日常衣類の著方 正しき著方の實習	一 衛生上・經濟上・容儀上・趣味上等の注意を與ふること 補綴・下穿の類を選ぶこと
一	下著	六	下著の特質 材料の選び方 裁縫實習	一
一	幼兒服	八	幼兒服の特質 裁縫實習	一 ロンパースの類を選ぶこと
一	白木綿類の洗濯	四	肌襦袢・割烹著等の洗濯 仕上實習	一 材料により糊附を行ふこと 一 ロン仕上又はアイロン仕上とするこ
一	大裁單長著	二〇	材料の選び方 綿織物の裁縫實習	一 敷伸仕上又はアイロン仕上とするこ
一	木綿類の全洗	三	單長著の全洗 仕上實習	一
一	大裁裕長著	二二	材料の選び方 綿織物の裁縫實習	一
一	帶	六	長著との關係 材料の選び方 裁縫實習	一 敷伸仕上とするこ
一	木綿類の解洗と補綴	八	冬著類の解洗 補綴 仕上實習	一 板張仕上とするこ

食物	題目	豫定時數	要項	備考
一	女兒服	一〇	裁縫實習	一 女兒服の特徴 裁縫實習
一	帽子	五	服との調和 製作實習	一 布製又は編物製とすること
一	大裁裕羽織	一八	長著との關係 材料の選び方 仕立直しの注意 裁縫實習	一
一	人絹類の洗濯	二	半襟の洗濯 仕上實習	一 アイロン仕上又は湯伸仕上とするこ
一	小裁綿入長著	一六	材料の選び方 綿の取扱方 裁縫實習	一 布製又は編物製とすること 一 なるべく有合せの材料を使用すること
一	財布	三	製作實習	一
一	主なる日常食品	四	乳(蛋白質・脂肪・炭水化物)・灰分・水分・ビタミン 米(粳・糯・玄米・白米等) 麥・豆 蔬菜・果物 卵・魚・肉	一 食品の營養價に就き簡単に説明すること
一	食物の調理と清潔	二	調理用具 身仕度	一

一 調理實習	二〇	一 調理材料	一 調理實習に就ては なるべく手数を要 するに少きもの を経上の考慮をな すこと
飯		味噌汁	取合せに就き注 意すること
煮物		漬物	
澄汁		飯の代用食	
卵料理		煮魚	
焼魚		和物(胡麻和)	
味噌飯		酢物	
すし		お萩	
揚物		拭き掃除(濕・乾)	
掃除の大切			
掃除用具			
身仕度			
はたき掃除			
掃き掃除			
掃き掃除(濕・乾)			

一 住居と保健	三	洗ひ掃除	
日常の掃除に關聯 して取扱ふこと		日當り	
		通風	
		防暑	
		防寒	
		防濕	
		下水掃除	
一 應急手當	三	日光	
		空氣	
		運動	
		休息	
		睡眠	
		身體の清潔	
		食物	
		健康の判斷	
		切傷	
		擦りむき	
		とげ	
		鼻血	
		打身	
		火傷	
		中毒	

〔靜岡令一八號〕

一 子守の仕方	四	抱き方	
		背負ひ方	
		鼻のふき方	
		便の注意	
		著物の著せ方	
		襦袢の當て方	
		泣く兒の扱ひ方	
		遊ばせ方	
		子守歌	
		玩具	
		哺乳器等の扱ひ方	
		睡眠	
		運動	
一 敬老	一	慰安	
一 敬老		老人の衣食住	
一家の經濟			
一 現金出納帳の附け方	四	現金出納記入の必要	
		現金出納帳の形式	
		現金出納帳の附け方	
		附け方練習	

一 常記帳・小遣帳の 記入等を行はしむ ること			
一 白木綿の漂白及仕上			
一 麻織物の洗濯仕上			
一 人造絹織物及其の交織物の洗濯仕上			
一 絹織物の洗濯仕上			
一 毛織物の洗濯仕上			
(裁縫)			
一 大裁單長著(綿織物)			
一 中・小裁單長著			
一 大裁給長著			
一 中・小裁給長著			
一 速縫(大裁單長著)			
一 大裁給長襦袢			
一 半襦袢			
一 肌襦袢			
一 大裁給羽織			
一 袖無綿入羽織			
一 半纏			
一 合はせ帯			
一 名古屋帯			
一 仕事著			
一 婦人服(平常用)			
一 女兒服			
一 幼兒服(男・女)			
一 下著			
一 エプロン			

〔靜岡令一八號〕

衣服
(衣類整理)
一 纖維と織物

- 一 帽子
- 一 寝冷え知らず
- 一 子供用寝巻
- (編物)
- 一 幼児足袋
- 一 足袋カバー
- 一 胴著

- 食物
- 一 飯(麥飯・菜飯・いも飯・豆飯・油揚飯)
 - 一 味噌汁(呉汁・薩摩汁・けんちん汁)
 - 一 煮
 - 一 うどん
 - 一 そば
 - 一 澄汁
 - 一 漬物
 - 一 煮魚・焼魚
 - 一 わらび・ぜんまい・其他野生の蔬菜調理
 - 一 酢物
 - 一 和物(味噌和)
 - 一 揚物(蔬菜・魚肉)
 - 一 漬物(鹽漬)
 - 一 卵焼
 - 一 菓子(小豆餠の作り方)

〔静岡令一八號〕

題	目	時數	要	項	備	考
一	塵拂の作り方					
一	暖房設備					
一	電燈・ランプ					
一	壘・建具の手入					
一	衛生看護					
一	幼児の罹り易き病氣					
一	危険なる玩具の注意					
一	危険なる食物の注意					
一	一家の經濟					
一	帳簿の附け方(小遣帳其他)					
一	消費の合理化					
本	科					
一	大裁單長著	一三	材料の選び方 厚地・薄地の取扱方			材料は厚地にも薄地にも可なること
一	衣服の手入保存	二	裁縫實習 日常の手入 蟲干と防蟲 容器 藏ひ方 適宜實習			材料は綿織物又は絹織物・毛織物・交
一	冬著の解洗と補綴	七	補綴			

〔静岡令二〇號〕

題	目	時數	要	項	備	考
一	大裁給長著	一六	材料の選び方 仕立直しの注意 裁縫實習			ワンピース型とすること 材料は綿織物とすること
一	襦袢	八	長著との關係 材料の選び方 裁替・仕立替の注意 給長襦袢の裁縫實習			湯伸仕上とすること 揮發油の性質及其 むる取扱方を知らし むること
一	仕事著	一〇	仕事と服装 材料の選び方 裁縫實習			
一	肩掛(編物製又は布製)	五	材料の選び方 製作實習			型はブラウスとスカートとすること
一	帯	五	長著との關係 材料の選び方 裁縫實習			
一	冬著の解洗と補綴	四	補綴 仕立直しの注意 裁縫實習			材料は厚織物又は薄織物とすること
一	大裁給羽織	一〇	長著との關係 材料の選び方 仕立直しの注意 裁縫實習			材料は絹織物又は綿織物・交織物とすること

一 調理法概説	二 裁縫實習	一 大裁コートの特質	一 材料の選び方	一 寝具・座蒲團	一 材料の選び方
二 食品の成分	二 禮服	二 材料の選び方	二 縮の取扱方	二 寝具と衛生	二 裁縫實習
三 衛生食	三 平常服	三 裁縫實習	三 寝具又は座蒲團の裁縫實習	三 材料の選び方	三 縮の取扱方
四 揚げる・炊く	四 仕事服	四 製作實習	四 材料の選び方	四 材料の選び方	四 縮の取扱方
	五 附屬品				
	適宜著方實習				

〔靜岡令一八號〕

一 燃料	一 燃料の種類	一 燃料の種類
二 食物調理	二 燃料の選び方	二 燃料の選び方
三 豆の調理	三 豆の調理	三 豆の調理
四 小魚の調理	四 小魚の調理	四 小魚の調理
五 味噌汁	五 味噌汁	五 味噌汁
六 酢物	六 酢物	六 酢物
七 煮物	七 煮物	七 煮物
八 潮汁	八 潮汁	八 潮汁
九 和物(胡麻和・味噌和)	九 和物(胡麻和・味噌和)	九 和物(胡麻和・味噌和)
十 川魚調理	十 川魚調理	十 川魚調理
十一 揚物	十一 揚物	十一 揚物
十二 小魚の佃煮	十二 小魚の佃煮	十二 小魚の佃煮
十三 菓子	十三 菓子	十三 菓子
十四 蒸物	十四 蒸物	十四 蒸物
十五 あんかけ物	十五 あんかけ物	十五 あんかけ物
十六 海藻の調理	十六 海藻の調理	十六 海藻の調理
十七 蔬菜の油煎	十七 蔬菜の油煎	十七 蔬菜の油煎
十八 味噌汁	十八 味噌汁	十八 味噌汁
十九 赤飯	十九 赤飯	十九 赤飯
二十 五目飯	二十 五目飯	二十 五目飯
二十一 茸の調理	二十一 茸の調理	二十一 茸の調理
二十二 蓬團子	二十二 蓬團子	二十二 蓬團子
二十三 蔬菜の酢物	二十三 蔬菜の酢物	二十三 蔬菜の酢物
二十四 生蔬菜	二十四 生蔬菜	二十四 生蔬菜

一四ノ八ノ二八

一 地方的料理を重視し、之に就き食品の取合はば、之を改良するに努むべきを指導する事

一 住宅の改善	二 障子・襖の修理	一 妙飯
二 給水と排水	三 ニス・ペンキの塗替	二 寄せ物
三 住宅の手入	四 屋根の小修理	三 すし
四 排水の改善	五 垣根の手入	四 漬物類(梅干・菹漬・菜漬・澤庵漬)
五 飲料水の改善	六 衛生的の井戸	五 内の調理
六 居室の使ひ方	七 飲料水の改善	六 貝の調理
七 臺所	八 排水の改善	七 井飯
八 風呂	九 居室の使ひ方	八 辨當料理
九 便所	十 居室の使ひ方	九 節旬料理
		十 飲料
		十一 客用膳部(吉・凶)
		十二 正月料理
		十三 鍋料理

〔靜岡令一八號〕

一 燃料	一 燃料の種類	一 燃料の種類
二 食物調理	二 燃料の選び方	二 燃料の選び方
三 豆の調理	三 豆の調理	三 豆の調理
四 小魚の調理	四 小魚の調理	四 小魚の調理
五 味噌汁	五 味噌汁	五 味噌汁
六 酢物	六 酢物	六 酢物
七 煮物	七 煮物	七 煮物
八 潮汁	八 潮汁	八 潮汁
九 和物(胡麻和・味噌和)	九 和物(胡麻和・味噌和)	九 和物(胡麻和・味噌和)
十 川魚調理	十 川魚調理	十 川魚調理
十一 揚物	十一 揚物	十一 揚物
十二 小魚の佃煮	十二 小魚の佃煮	十二 小魚の佃煮
十三 菓子	十三 菓子	十三 菓子
十四 蒸物	十四 蒸物	十四 蒸物
十五 あんかけ物	十五 あんかけ物	十五 あんかけ物
十六 海藻の調理	十六 海藻の調理	十六 海藻の調理
十七 蔬菜の油煎	十七 蔬菜の油煎	十七 蔬菜の油煎
十八 味噌汁	十八 味噌汁	十八 味噌汁
十九 赤飯	十九 赤飯	十九 赤飯
二十 五目飯	二十 五目飯	二十 五目飯
二十一 茸の調理	二十一 茸の調理	二十一 茸の調理
二十二 蓬團子	二十二 蓬團子	二十二 蓬團子
二十三 蔬菜の酢物	二十三 蔬菜の酢物	二十三 蔬菜の酢物
二十四 生蔬菜	二十四 生蔬菜	二十四 生蔬菜

一四ノ八ノ二九

一 傳染病	二 主なる傳染病 傳染病の豫防 傳染病に罹りたるときの心得
一 新生兒及乳兒の哺育	二 發育 母乳哺育 人工哺育 離乳 齒 睡眠 運動 玩具 お話 繪本 遊ばせ方 遊び方 食物 間食 衣服 運動 睡眠 乳幼兒の食物 調理實習 消化不良・感冒・肺炎・百日咳・チフテリア・疫痢・麻疹・天然痘
一 幼兒の養育	二 食物 遊び方 遊び方 食物 間食 衣服 運動 睡眠 乳幼兒の食物 調理實習 消化不良・感冒・肺炎・百日咳・チフテリア・疫痢・麻疹・天然痘
一 幼兒の保育	二 玩具 お話 繪本 遊ばせ方 遊び方 食物 間食 衣服 運動 睡眠 乳幼兒の食物 調理實習 消化不良・感冒・肺炎・百日咳・チフテリア・疫痢・麻疹・天然痘

一 敬老	二 一家の經濟 一家の收入と支出 買物の仕方・消費の合理化 豫算生活 一家計簿記 貯蓄・保險 女子と家事
一 敬老	二 敬老・慰安・娛樂 衣服・食物・居室・運動・休息・按摩・マツサージ 婦人と一家の經濟 収入の種類 収入の安定 支出の種類 其の地方に於ける買物の仕方及其の改善 消費組合 消費の合理化 消費の進歩と婦人の責務 一家の生活標準 豫算の組み方 豫算の實行と決算 家計簿記の目的 帳簿 記入練習 決算 貯蓄の必要 貯蓄の種類 保險の必要 保險の種類 女子と家事 生活の合理化

〔静岡令一八號〕

一 敬老	二 一家の經濟 一家の收入と支出 買物の仕方・消費の合理化 豫算生活 一家計簿記 貯蓄・保險 女子と家事
一 敬老	二 敬老・慰安・娛樂 衣服・食物・居室・運動・休息・按摩・マツサージ 婦人と一家の經濟 収入の種類 収入の安定 支出の種類 其の地方に於ける買物の仕方及其の改善 消費組合 消費の合理化 消費の進歩と婦人の責務 一家の生活標準 豫算の組み方 豫算の實行と決算 家計簿記の目的 帳簿 記入練習 決算 貯蓄の必要 貯蓄の種類 保險の必要 保險の種類 女子と家事 生活の合理化

一 修身及公民科と聯絡して課すること

一 節約は金錢の節約に止めて眞の節約をせしむるやうに注意すること

一 公共の物の消費に就き特に注意すること

一 やう指導すること

一 分度生活の確立に力めしむること

〔静岡令一八號〕

家庭生活と人生 家庭と國家	増課教材
衣服	衣服
(衣類整理)	(衣類整理)
一 簡易なる家庭染色及色揚 (染色は衣服材料の廢物利用を主としたる染色・色揚に止むること)	一 簡易なる家庭染色及色揚 (染色は衣服材料の廢物利用を主としたる染色・色揚に止むること)
一 寢具の手入實習	一 各種洗濯仕上實習 ソフトカラー・ワイシャツ等の洗濯及仕上 板張仕上・しんし張仕上・湯伸仕上 洗濯劑
(裁縫)	(裁縫)
一 大裁單長著	一 大裁單長著
一 中・小裁單長著	一 中・小裁單長著
一 大裁給長著	一 中・小裁給長著
一 中・小裁給長著	一 中・小裁給長著
一 大裁綿入長著	一 大裁綿入長著
一 丹前又は襦袍	一 大裁給長襦袍
一 大裁給長襦袍	一 大裁給長襦袍
一 大裁單長襦袍	一 大裁給羽織
一 大裁給羽織	一 大裁給羽織
一 大裁單羽織	一 大裁單羽織
一 大裁綿入羽織	一 大裁綿入羽織

- ティール掛
- 座蒲團覆
- 帶
- 半襟
- (袋物)
- ハンドバッグ
- 紙入
- 鏡掛
- (染色)
- 絞 染(風呂敷・帶止・鏡掛等)
- 蠟 染(ティール掛・鏡掛・手提等)
- 食物
- 地方に即したる栄養研究
- 豆類の調理(大豆・いんげん豆・ささげ・うづら豆・そら豆・豌豆)
- 海藻の調理(ひじき・昆布・あらめ・わかめ)
- 田 菜(豆腐・里いも・魚)
- なすしぎ焼
- 串焼魚(鹽焼・照焼・つけ焼)
- カレーライス
- 味噌汁(納豆汁・粕汁)
- のつべい汁
- 蒸麵飽
- 酢 物
- 和 物(白和・くるみ和・落花生和・枝豆和)
- 汁 粉(ぜんざい)
- 潮 汁(貝類・魚)

〔静岡令一八號〕

- 菓 子(かりんとら・磯松風・葛饅頭・きんつば・ドーナツ・薩摩いも菓子)
- 寄せ物(寒天・セラチン寄せ物)
- 蒸 物(茶碗むし・其の他)
- 揚 物(からあげ・フライ・コロツケ・カツレツ)
- あんかけ物(酢あん・味噌あん)
- 飲 料(甘酒・梅酒・果汁)
- 川魚調理(鯉・鯉・鮒・鮓)
- 飯(肉飯・笹飯・きのこ飯・栗飯・貝飯)
- 澄 汁
- 内の調理(鳥肉の煮方・焼方)
- 貝の調理(酢物・煮方)
- 佃 煮
- シヤム
- わらび・ぜんまい・其の他野生の蔬菜調理
- 鳥の作り方
- 刺 身(刺身・あらひ)
- 煮 込(スチユウ・おでん)
- サンドウキツチ
- 漬 物(からし漬・麹漬・粕漬・味噌漬)
- 餅(餅・豆餅・蓬餅・かき餅・大福餅)
- 住 居
- 硝子障子と紙障子
- 引き戸と開き戸
- 蠅除け・蚊燻し・防鼠驅蟲

〔静岡令一八號〕

- 室内の明るさ・良き照明法
- 椅子・腰掛
- 住宅の耐久施設
- 地方に即したる住宅改善研究
- 看護
- 衛生
- 地方特有の病氣
- 家庭常備薬
- 綑帶用法
- 應急手當
- 病人食調理實習
- 育 兒
- 小兒の悪癖
- 目・鼻・耳・口腔の衛生
- 乳幼兒及小兒の入浴
- 健康相談
- 託兒所
- 乳幼兒の食物調理實習
- 敬 老
- 按摩・マッサージ
- 一家の經濟
- 家計簿記
- 住宅組合
- 浪費排除(冠婚葬祭等)
- 負債・公設質屋
- 産業組合

- 無盡
- 郵便貯金
- 銀行預金
- 生命保險
- 簡易生命保險
- 郵便年金
- 健康保險
- 火災保險
- 實施上の注意
- 一 家事裁縫及手藝に關する教材は互に聯絡して教授及訓練を爲すべし
- 二 教材は凡て家庭生活を替むに須要の事項を選択したるものなるも土地の情況に應じ適宜取捨するを妨げず
- 三 題目及要項に就ては何れの地方に於ても實施し得るやう一般的に示したるを以て之が取扱に當りては土地の情況に應じ精粗宜しきを制し實際生活に適切ならしむることに力むべし
- 四 本要目は農村用都市用の別を設けずされば其の運用に於て農村又は都市の實情に適切ならしめんことを要す
- 五 本要目は必ずしも取扱の順序を示したるものにあらず土地の情況季節の關係等を考慮し適當に教材を排列するを要す
- 六 教材の取扱に際しては常に生徒の體驗に基き生活の改善に就き考究せしむることに力むべし
- 七 教授及訓練に當りては特に實驗實習を重んじ研究的態度を確立せしむることに力むべし
- 八 本要目の豫定時数は學校に於て指導すべき時數なるを以て家庭の實習と相俟ちて其の徹底を期すべし

- 九 本要目の取扱に就ては常に衛生上・經濟上・容儀上及趣味上より考慮し指導の適切を期すべし
 - 十 衣服に關する事項に就ては
 - (一) 裁縫は衣類の手入・保存・洗濯等と緊密に聯絡して取扱ふべし
 - (二) 特に仕立直・仕立替・小布の利用等を獎勵し生徒自ら進んで工夫活用の實を擧げしむることに力むべし
 - (三) 手藝は生徒の實際生活に即して徒に華美に流れざるやう留意すべし
 - (四) 既製品に對する鑑識眼の養成に力むべし
 - 十一 食物住居等に關する事項に就ては常に健康の増進を圖ることに留意して取扱ふべし
 - 十二 育兒に關する事項はなるべく生徒の現在の生活に於て經驗せしむるやう留意すべし
 - 十三 一家の經濟に關する事項に就ては豫算生活を爲さしむるやう指導することに留意すべし
 - 十四 家事及裁縫科に於ては生徒をして喜んで家庭生活の整理と改善とに當るの習慣を養ふことに力むべし
- 體操科
- 一 體操科の教材は青年學校の特質に鑑み簡明にして運動量多く興味深き種目を選び且運動の分類を簡單にせり
 - 二 體操科の教材は青年學校規程第八條の時數に準據し主として基本的なるものを選択したり故に教授及訓練時數多き場合に在りては之を反覆練習せしむるものとす
 - 三 體操科の教材は男子には鍛練的種目を女子には保健整容的種目を多く配當し以て男女の特質を發揮せしむることに力めたり

〔靜岡令一八號〕

- 四 體操の教材は生徒の職業等に因る固癖を矯正する必要上多く伸展運動を採擇せり
 - 五 青年學校生徒の境遇に鑑み各年の教材中より夫々一聯の體操を組立て以て日常生活の中に實行を容易ならしめんことを期せり
 - 六 教練は團體訓練に必要な基本的教材を選び主として正確敏捷なる動作を修練せしめんとす
 - 七 競技の教材は走・跳・投の中より適當なるものを選び兼て運動能力検査に資せしめんとす
 - 八 遊戲は主として我が國在來の運動種目中體育的效果大にして青年の志氣を鼓舞するに足るものを選択するに力めたり
 - 九 唱歌遊戲及行進遊戲は教育的にして興味深く且個人的にも團體的にも行ひ得るものは選擇せり
- 普通科(男子)

種	下	第 一 年	第 二 年
肢	臂側舉振 臂側前舉振 臂側(側)舉振舉踵屈膝 臂前上舉振舉踵屈膝 片膝屈伸 兩膝屈伸	臂側舉振 臂側前舉振 臂側(側)舉振舉踵屈膝 臂前上舉振舉踵屈膝 片膝屈伸 兩膝屈伸	臂上脚後舉振 臂側斜上舉振屈膝舉股 臂側斜上舉振舉踵屈膝 臂前上舉振舉踵屈膝 臂上舉屈膝足側(前)出 片膝屈伸 兩膝屈伸
頭	頭前後(側)屈 頭側轉	頭前後(側)屈 頭側轉	頭前後(側)屈 頭側轉
手腰	手腰開脚	手腰開脚	手腰開脚

上	肢	胸	懸	垂	體	腹	背	及步
頭廻旋 臂前上舉振 臂側斜上舉振 臂上舉上伸 臂前舉側開上舉振 臂前後廻旋	臂前上舉振 臂上舉上伸 臂前舉前屈側開上舉振 臂前後廻旋	臂斜上舉胸後屈 足側出臂斜上舉胸後屈	懸垂屈臂 脚懸上 逆上 蹴上	逆上 蹴上	片臂側開體側轉 臂前舉片臂側開體側轉 片臂上舉體側屈 臂側片臂上舉體側屈	臂上舉體後屈 臂上舉體前後屈 體前屈前倒臂側開 體廻旋 臂立伏臥臂屈伸	臂上舉體後屈 臂上舉體前後屈 體前屈前倒臂側開 體廻旋 臂立伏臥臂屈伸	正常歩(走) 舉股歩(走)
手腰開脚	手腰開脚	開脚	開脚	開脚	開脚 開脚 開脚 開脚 開脚	開脚 開脚 開脚 開脚 開脚	開脚 開脚 開脚 開脚 開脚	正常歩(走) 舉股歩(走)

〔靜岡令一八號〕

走	跳	立	及	廻	呼吸
大跨歩(走)	兩脚跳 臂側舉振上方跳 臂側舉振側(後)向上方跳 跳越 臂立跳越 臂立側轉 倒立	兩脚跳 臂側舉振側(後)向上方跳 跳越 臂立跳越 臂立側轉 倒立	臂上舉胸後反	臂上舉胸後反	臂上舉胸後反

第 一 年	第 二 年
<ol style="list-style-type: none"> 一 臂側舉振屈膝舉股 二 臂前上舉振舉踵屈膝 三 頭前後屈 四 頭廻旋 五 臂前舉側開 六 臂前後廻旋 七 臂斜上舉胸後屈 八 臂前舉片臂側開體 九 臂側片臂上舉體側 	<ol style="list-style-type: none"> 一 臂斜上舉振屈膝舉股 二 臂前上舉振舉踵屈膝 三 頭前後屈 四 頭廻旋 五 臂前舉前屈側開 六 臂前後廻旋 七 臂上舉胸後屈 八 足側出臂前舉片臂側開體 九 足側出臂片臂上舉體側屈

體操	
一〇 臂上舉體後屈	一〇 臂上舉體前後屈
一一 臂前舉振舉踵屈膝	一一 臂前舉振舉踵屈膝
一二 片臂側開體側轉	一二 足側出片臂側開體側轉
一三 片臂上舉體側屈	一三 足側出片臂上舉體側屈
一四 臂上舉體前後屈	一四 臂後迴旋體前後屈
一五 體迴旋手腰	一五 臂體迴旋
一六 臂前舉側開上舉振	一六 臂前舉前屈側開上舉振
一七 體前屈前倒臂側開	一七 體前屈前倒臂上舉
一八 兩腳跳	一八 兩腳跳
一九 臂側舉振上方跳	一九 臂側舉振側後上方跳
二〇 臂前舉振舉踵屈膝	二〇 臂前舉振舉踵屈膝
二一 臂上舉胸後反	二一 臂上舉胸後反

教	
氣ヲ著ケ	氣ヲ著ケ
休メ	休メ
集合及解散	集合及解散
番號	番號
整頓	整頓
右(左)(後)向	右(左)(後)向
半右(左)向	半右(左)向
縱隊行進	縱隊行進
駈歩	駈歩
止	止

〔體操令一八號〕

練	
足踏	足踏
伍伍右(左)	伍伍右(左)
速步間右(左)(後)向	速步間右(左)(後)向
橫隊行進	橫隊行進
方向ヲ換ヘ	方向ヲ換ヘ
駈歩間右(左)(後)向	駈歩間右(左)(後)向
駈歩ヨリ速歩	駈歩ヨリ速歩

競技及遊戲	
第一	第二
走	走
百米競走	百米競走
千米走	千米走
障礙走	障礙走
走幅跳	走幅跳
走高跳	走高跳
三回跳	三段跳
砲丸投	砲丸投
擲球	攻陣球
簡易手球	手球
運搬競争	運搬競争
棒押	棒押
相撲	相撲

普通科(女子) 體操(其ノ一)

下	上	胸	懸	垂
臂前前後舉振 臂側舉振屈膝舉股	臂前(側)舉振舉踵屈膝 臂前上舉振 臂前上舉振	臂斜上舉胸後屈 臂側斜上舉胸後屈	懸垂臂屈伸跳 懸垂跳上 懸垂	前廻下 後下
手腰開脚	手腰開脚 手腰開脚	開脚 開脚		
臂前前後舉振 臂斜上舉振屈膝舉股	臂前上舉振 臂側斜上舉振 臂前舉上伸 臂前舉側開上舉振 臂前後迴旋	臂上舉胸後屈 足側出臂斜上舉胸後屈	懸垂跳上 懸垂 懸垂移行	
手腰開脚	手腰開脚 手腰開脚	開脚		

〔體操令一九號〕

體操(其ノ二)

體	側	腹	背	走及步	跳	躍	呼吸
片臂側開體側轉 臂前舉片臂側開體側轉 片臂上舉體側屈 臂側片臂上舉體側屈	足側出片臂側開體側轉 足側出臂前舉片臂側開體側轉 足側出片臂上舉體側屈 足側出臂側片臂上舉體側屈	臂上舉體前後屈 臂前舉體前後屈 臂前屈前倒臂側開	體迴旋 體迴旋 手腰開脚	正常歩(走) 急歩(走)	足側前出跳 屈膝舉股跳 兩脚跳 跳越 跳上下	臂上舉 臂斜上舉胸後反	臂上舉 臂斜上舉胸後反
開脚 開脚 開脚 開脚	開脚 開脚 開脚 開脚	開脚 開脚 開脚	開脚 開脚 開脚				

戲遊進行	田毎の月	なごき	ひなげし
------	------	-----	------

一 體操科の教授及訓練は克く生徒の身體及精神の情況に應じて適切なる指導を爲すと共に生徒に體育運動の必要を自覺せしめ不斷に之を行ふ習慣を養ふことに力むべし

二 體操科の教授及訓練は徒に技術の末に走ることなく體育上の効果を多からしむると共に精神的修練に留意すべし

三 體操科の體操・教練・競技及遊戯は各特長を有し互に相倚りて體操科の目的を達成するものなるを以て其の一部に偏せざるやう留意すべし

四 職業に因る身體の固癖は其の職業の種類に依りて異なるものあるべきを以て體操教材中より特に其の固癖の矯正に適切なるものを選び一般的修練に附加して課することに力むべし

五 體操科の教授及訓練は之を屋外に於て實施するを本體となすも屋内に於て行ふ場合にありては採光換氣に留意すると共に努めて清潔を保たしむべし

六 一聯の體操は機會ある毎に努めて之を實施し生徒をして習熟せしむると共に日常生活の中に於ても自ら行ふやう導くべし

七 男子の體操に在りては其の鍛練的效果を高むる爲屢數箇の體操器械等を組合はせ総合的障礙運動を行はしむべし

八 競技及遊戯の指導は準備運動より始め整理運動を以て終るやう體育的に實施すべし

- 九 唱歌遊戯及行進遊戯は基本練習に重きを置き且歌曲の理解と相俟ち反覆練習して其の効果を擧ぐるやう留意すべし
 - 十 女子に就ては其の心身の特性に鑑み指導の方法を適切にし且容儀に留意すべし
 - 十一 各年に配當したる教材の外に保健的體操中より適當なるものを選びて正課時間内に課するを妨げず
 - 十二 本要目に掲げたる教材の外土地の情況に應じて男子に在りては劍道・柔道・弓道・水泳等女子に在りては弓道・薙刀・水泳等適當なる運動を適宜課することを得るものとす
 - 十三 體操科の教授及訓練は克く土地の情況・季節・天候・設備等を考慮して之を適切ならしむべし
 - 十四 器械器具を使用する運動に在りては特に傷害豫防に留意すべし
 - 十五 本科女子に於ける教授及訓練期間を二年と爲したる場合に在りては本要目中本科女子第一年及第二年の教材を以て之に充當すべし
- 教練科
- 一 本要目は青年學校教授及訓練科目要旨に則り陸軍所定の典令範中主として青年の心身鍛練・徳性涵養に適切なる事項を選定せり
 - 二 教練は反覆之を練磨することにより初めて其の効果を收め得べきに鑑み既修事項を繰返し演練せしむるやう特に留意したり
 - 三 本要目は青年學校の實情に徴し之を各年に配當することなく概ね第一年及第二年と第三年以上とに大別して之を示したり

第一一年及第二二年

第三三年以上

〔辭令三三號〕

〔辭令三三號〕

武	體操・競技	練				道
		其の他	講軍	勤陣	教部	
適宜之を課す	基本體操・應用體操	瓦斯防護	軍中事務	傳令	傳令	戰基敬
			陸軍各兵科の性能	陸軍各兵科の性能	陸軍各兵科の性能	陸軍各兵科の性能
適宜之を課す	基本體操・應用體操	瓦斯防護	軍中事務	傳令	傳令	戰基敬
			陸軍各兵科の性能	陸軍各兵科の性能	陸軍各兵科の性能	陸軍各兵科の性能

實施上の注意

- 一 軍人に賜はりたる勅諭に關しては修身及公民科と聯絡を保ちて隨時之を授け聖旨を奉體せしむるやう留意すべし
- 二 教練は技術の修得よりも精神の陶冶を主眼とすされば各教材指導に當りては嚴格に之を實施し反覆修練を重ねて其の目的を達成することに力むべし
- 三 教練の指導は規律的訓練に重きを置き又基本的事項の演練に力むべし
- 四 本要目の指導は修身及公民科其の他の教授及訓練科目と密接なる聯絡を保ち以て徳性の涵養に留意すべし
- 五 三年以上の教練は主として執統教練と定めたるも土地の情況により徒手教練を課することを得
- 六 輕機關銃・擲彈筒に關する事項は主として高年生徒の若干名に對し使用法の概要を指導すべし
- 七 行進の歩幅及速度は各年に應じ適宜之を定むべし
- 八 軍事講話は本要目の外適宜國防に關する事項等を授け以て軍事上の常識を養成することに力むべし
- 九 體操は生徒心身の發達情況に適應して之を課し心身を鍛練し以て機敏性・持久力の涵養・作業能力の増進を圖ると共に身體の固癖矯正に力め以て教練成果の向上に資すべし
- 十 體操競技の教材は主として體操教範に據るも青年學校體操科教授及訓練要目並に學校體操教授要目中學校及男子實業學校に關する教材に就き適宜取捨選擇して之を課すべし
- 十一 武道は銃劍術・劍道及柔道等を主とし努めて之を課すべし
- 十二 各教材を指導するときは高年の生徒をして助教・助手・分隊長等の任に當らしめ以て統御力を體得せしむることに力むべし

〔訓令三三號〕

〔訓令二二號〕

● 青年學校體操科教材ニ關スル件

昭和十年十月十八日
社教第四九三號 學務部長通牒

靜岡縣立青年學校教員養成所長
市長 公私立青年學校校長宛

今般靜岡縣訓令甲第二十三號ヲ以テ青年學校教授及訓練科目要旨ヲ指示相成タシ各青年學校ニ於テ右要旨ニ依リ體操科ヲ授クル際ニハ概テ學校體操教授要目ニ準據シ左記ニ依リ取扱ハレ度

記

- 一、普通科男子ニ在リテハ學校體操教授要目中學校及男子ノ實業學校ノ第一學年及第二學年ノ教材ニ就キ適宜取捨選擇シテ授クルノ外教練ノ教材トシテ徒手各個教練、徒手分隊教練、徒手小隊教練等ニ就キ適當ナルモノヲ加フルコト
- 尙土地ノ情況等ニ應ジテ劍道、柔道、弓道、水泳、其ノ他適當ナル運動ヲ適宜課スルヲ得ルコト
- 二、普通科女子ニ在リテハ學校體操教授要目中高等女學校及女子ノ實業學校ノ第一學年及第二學年ノ教材ニ就キ適宜取捨選擇シテ授クルコト
- 尙土地ノ情況等ニ應ジテ弓道、薙刀、水泳其ノ他適當ナル運動ヲ適宜課スルヲ得ルコト

三、本科女子ニ在リテハ學校體操教授要目中等女學校及女子ノ實業學校ノ第三學年及第四學年ノ教材ニ就キ適宜取捨選擇シテ授クルコト
尙土地ノ情況等ニ應ジテ弓道、薙刀、水泳其ノ他適當ナル運動ヲ適宜課スルヲ得ルコト

●青年學校教練科教材配當及進度
參考表ニ關スル件

今般靜岡縣訓令甲第二十三號ヲ以テ青年學校教授及訓練科目要旨ヲ指示相成タル處各青年學校ニ於テ右要旨ニ依リ教練科ヲ授クル際ニハ左表青年學校教練科教材配當及進度參考表ヲ參考相成候様致度

改正 昭和十一年一〇月社教第四二六號

昭和十年十月十八日 社教第四四五號學務部長通牒

靜岡縣立青年學校教員養成所長 市長 青年學校校長

青年學校教練科教材配當及進度參考表

基 本 教 材 著 者	基 本 教 材 著 者	點	間 時	進 度			摘 要
				第一 年	第二 年	第三 年 以上	
各 基 本	敬 禮 不 動 ノ 姿 勢 行 進 歩 調 取 止 メ 右 左 向 後 向 半 右 左 向 折 數 伏 セ 射 擊 ノ 諸 動 作 行 進 間 ノ 動 作	不 動 ノ 姿 勢 ハ 警 石 不 動 ノ 精 神 ヲ 養 ヒ 精 神 ヲ 統 一 シ 己 ヲ 空 シ ク シ テ 總 エ ズ 變 ヒ 規 律 自 制 ノ 習 性 ヲ 養 ヒ 且 威 容 ヲ 整 ヘ シ ム ル 主 眼 ト ス 行 進 ハ 勇 往 邁 進 ノ 氣 象 ヲ 練 リ 潤 達 取 止 メ ノ 性 情 ヲ 養 ヒ 且 整 齊 ナ ル 步 法 ニ 慣 レ シ ム ル 其 ノ 他 ノ 注 意 力 ヲ 喚 起 シ 之 ニ 應 ジ テ 輕 快 敏 捷 且 正 確 ニ 動 作 ス ル コ ト ヲ 得 シ メ 以 テ 規 律 且 敏 捷 ニ 行 進 間 ノ 動 作 ヲ 養 ヒ 且 守 心 性 情 ト シ テ 規 律 且 敏 捷 ニ 行 進 間 ノ 動 作 ヲ 養 ヒ 且	規 律 ヲ 重 シ 節 制 ヲ 守 リ 克 己 自 制 シ 精 神 ヲ 統 一 シ 且 命 令 ニ 服 從 ス ル 氣 風 ヲ 作 興 シ 併 セ テ 身 體 各 部 ノ 固 癖 ヲ 矯 メ 嚴 正 高 尙 ナ ル 態 度 ヲ 作 ル 主 眼 ト ス	120	敬 禮 不 動 ノ 姿 勢 速 歩 駐 步 踏 換 右 左 向 後 向 半 右 左 向 速 歩 間 右 左 向 同 後 向 同 斜 右 左 向 駐 步 間 右 左 向 同 後 向 折 數 伏 セ	同 上 復 習 執 銃 ヲ 以 テ ス ル 同 上 射 擊 ノ 諸 動 作 著 劍 及 脫 劍 突 擊	第一 年 ニ 於 テ 大 部 分 ノ 課 目 、 第 二 年 ニ 於 テ 殘 餘 ノ 課 目 ニ 就 キ 制 式 ヲ 確 實 ニ 會 得 セ シ メ 爾 後 之 ヲ 演 練 シ テ 熟 達 セ シ
個	目 標 發 見 射 擊 目 標 ノ 選 定 地 形 地 物 ノ 利 用 照 尺 及 照 準 點 ノ 選 定 射 擊 ノ 諸 動 作 突 擊 前 進 、 停 止	自 主 、 自 省 、 責 任 ノ 觀 念 ヲ 養 ヒ 判 斷 活 用 ノ 能 力 ヲ 練 リ 且 身 體 ヲ 輕 快 敏 捷 ニ シ 體 力 ヲ 強 健 ナ ラ シ ム ル 主 眼 ト ス	速 歩 及 駐 步 間 折 數 、 伏 セ	執 銃 ヲ 以 テ ス ル 同 上 目 標 發 見 射 擊 目 標 ノ 選 定 地 形 地 物 ノ 利 用 照 尺 及 照 準 點 ノ 選 定 射 擊 ノ 諸 動 作 突 擊	4	第一 年 ニ 於 ケ ル 課 目 ハ 單 ニ 其 ノ 概 要 ヲ 會 得 セ シ ム ル ニ 止 メ 第 二 年 以 上 ニ 於 テ ハ 順 序 ヲ 追 ヒ 確 實 ニ 之 ヲ 實 施 ス ル モ ノ ト ス 執 銃 密 集 教 練 ハ 主 ト シ テ 小 銃 編 成 ヲ 以 テ 實 施	

〔靜岡令二二號〕

〔靜岡令二二號〕

部 密	練	教	本	進 度			摘 要
				第一 年	第二 年	第三 年 以上	
集 合 、 解 散 整 頓 右 左 向 、 後 向 半 右 左 向 、 後 向 行 進 歩 調 取 止 メ 方 向 變 換 隊 形 變 換	突 擊 前 進 、 停 止	目 標 發 見 射 擊 目 標 ノ 選 定 地 形 地 物 ノ 利 用 照 尺 及 照 準 點 ノ 選 定 射 擊 ノ 諸 動 作 突 擊 前 進 、 停 止	集 合 、 解 散 ハ 特 ニ 機 敏 活 活 ノ 性 格 ヲ 練 ル 整 頓 ハ 特 ニ 規 律 、 秩 序 ノ 觀 念 ヲ 養 フ 主 眼 ト ス 其 ノ 他 一 般 ニ 協 同 關 結 、 規 律 節 制 ノ 精 神 ヲ 養 フ 主 眼 ト ス 禮 節 ヲ 尙 ビ 團 結 ノ 中 心 ヲ 敬 フ 氣 風 ヲ 振 起 シ 訓 練 ノ 精 華 ヲ 發 揮 ス ル 主 眼 ト ス	60	分 隊 及 小 隊 ノ 編 成 併 列 及 伍 ヲ 以 テ ス ル 整 頓 右 左 向 、 後 向 半 右 左 向 、 後 向 行 進 歩 調 取 止 メ 方 向 變 換 隊 形 變 換	第一 年 ニ 於 ケ ル 課 目 ハ 單 ニ 其 ノ 概 要 ヲ 會 得 セ シ ム ル ニ 止 メ 第 二 年 以 上 ニ 於 テ ハ 順 序 ヲ 追 ヒ 確 實 ニ 之 ヲ 實 施 ス ル モ ノ ト ス 執 銃 密 集 教 練 ハ 主 ト シ テ 小 銃 編 成 ヲ 以 テ 實 施	
分 隊 、 敬 禮 、 列 兵	突 擊 前 進 、 停 止	目 標 發 見 射 擊 目 標 ノ 選 定 地 形 地 物 ノ 利 用 照 尺 及 照 準 點 ノ 選 定 射 擊 ノ 諸 動 作 突 擊 前 進 、 停 止	集 合 、 解 散 ハ 特 ニ 機 敏 活 活 ノ 性 格 ヲ 練 ル 整 頓 ハ 特 ニ 規 律 、 秩 序 ノ 觀 念 ヲ 養 フ 主 眼 ト ス 其 ノ 他 一 般 ニ 協 同 關 結 、 規 律 節 制 ノ 精 神 ヲ 養 フ 主 眼 ト ス 禮 節 ヲ 尙 ビ 團 結 ノ 中 心 ヲ 敬 フ 氣 風 ヲ 振 起 シ 訓 練 ノ 精 華 ヲ 發 揮 ス ル 主 眼 ト ス	60	分 隊 及 小 隊 ノ 編 成 併 列 及 伍 ヲ 以 テ ス ル 整 頓 右 左 向 、 後 向 半 右 左 向 、 後 向 行 進 歩 調 取 止 メ 方 向 變 換 隊 形 變 換	第一 年 ニ 於 ケ ル 課 目 ハ 單 ニ 其 ノ 概 要 ヲ 會 得 セ シ ム ル ニ 止 メ 第 二 年 以 上 ニ 於 テ ハ 順 序 ヲ 追 ヒ 確 實 ニ 之 ヲ 實 施 ス ル モ ノ ト ス 執 銃 密 集 教 練 ハ 主 ト シ テ 小 銃 編 成 ヲ 以 テ 實 施	

●青年學校ノ專修科ニ關スル件

昭和十年十月八日
社教第五〇五號學務部長通牒

市長 青年學校校長宛

標記ニ關シテハ本年六月一日社教第二一七號通牒中ニ於テ青年學校ノ普通科、本科又ハ研究科ノ生徒ハ同時ニ專修科ノ課程ヲ兼修スルヲ得ルコトヲ指示致シタル處右ノ場合當該生徒ニ對シテ普通科、本科又ハ研究科ニ於テ課スル修身及公民科ヲ以テ專修科ニ於テ課スベキ修身及公民科ニ充ツルコトハ差支無之ニ付御了知相成度

●青年學校ノ普通學科ニ關スル件

昭和十一年四月十一日
社教第一六七號學務部長通牒

市長 公立青年學校校長宛

青年學校ノ教授及訓練科目中普通學科ニ於テ國語及國史ニ關スル事項ヲ授クベキコトハ曩ニ昭和十年靜岡縣訓令甲第二十三號青年學校教授及訓練科目要旨中ニ之ヲ指示相成タル處右ハ普通科及本科ニ於ケル普通學科ニ就テハ各年ニ付國語及國史ニ關スル事項ヲ必須事項トシテ授クルコトヲ要シ唯研究科ニ於テ普通學科ヲ課スル場合ニハ必ズシモ之ヲ必須事項ト爲スコトヲ要セザル儀ニ付御了知相成度

●昭和十年陸軍省令第一號第一條 第一號ノ規定ニ依ル課程ノ認定 取扱方ニ關スル件

昭和十年十月五日
社教第一四八〇號學務部長通牒

市町村長 公立男子中等學校校長宛

首題ノ件ニ關シ左記ノ通取扱フコト、相成候條御了知相成度

- 一、昭和十年陸軍省令第一號第一條ノ規定ニ依ル課程ノ認定ニ關シテハ道府縣立學校ニ在リテハ學校長、其ノ他ノ公立學校ニ在リテハ管理者、私立學校ニ在リテハ設立者ヨリ左記事項ヲ具シ知事ニ申請スルコト
- 一 目的
- 二 名稱
- 三 位置

〔靜岡令三號〕

〔靜岡令一八號〕

テ其ノ認定ヲ取消スコトアルベシ

●靜岡縣立御殿場農業青年學校學則

昭和十年十月三十一日
靜岡縣令第四十二號

改正 昭和十二年六月縣令第三六號

大正十二年四月靜岡縣令第三十號靜岡縣立御殿場農業補習學校學則左ノ通改正ス

靜岡縣立御殿場農業青年學校學則

第一章 總則

- 第一條 本校ハ青年學校令ニ基キ青年ニ對シ其ノ心身ヲ鍛鍊シ德性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス
- 第二條 本校ハ靜岡縣立御殿場農業青年學校ト稱シ靜岡縣立御殿場實業學校ニ併設ス
- 第三條 本校ニ本科及研究科ヲ置キ教授及訓練期間ハ當分ノ内各二年トス
- 第二章 教授及訓練科目並ニ教授及訓練時數
- 第四條 教授及訓練科目ハ本科ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、職業科及教練科トシ研究科ニ在リテハ修身及公民科、職業科並ニ教練科トス
- 第五條 各科ノ教授及訓練科目ノ教授及訓練時數ヲ左ノ通定ム

本科

教授及訓練科目	年	第一	第二	年
	時數課程	一箇年教授及訓練時數	五〇	同
修身及公民科	年	第一	第二	年
時數課程	一箇年教授及訓練時數	五〇	同	上

附則

本令ハ昭和十年九月一日ヨリ之ヲ適用ス
(第一號書式)

入學願
(入學志) 儀御校 科第 年ニ入學志願ニ付御許可被成下度尤モ入學ノ上ハ御規則等堅ク相守可申且本人在學中ニ關スル件ハ一切保護者若ハ履備主ニ於テ引受可申此段相願候也
年 月 日

本籍地 何府(縣)何郡(市)何町(村)字何番地
現住所 靜岡縣何郡(市)何町(村)字何番地
何某何男(弟)職業 本人 氏 名印
年 月 日 生
本籍地 何府(縣)何郡(市)何町(村)字何番地
現住所 靜岡縣何郡(市)何町(村)字何番地
保護者(履備主) 何 某印

靜岡縣立御殿場農業青年學校校長何某殿

履歷書

學業
一、何年何月 何縣何郡(市)何村(町)何小學校ニ於テ尋常小學校若ハ高等小學校卒業又ハ其第何學年修了
一、何年何月 何地何學校ニ於テ何科卒業若ハ修了又ハ第何年修了等
一、何年何月ヨリ何地何方ニ於テ何業ニ從事
賞 罰

一、何年何月 何々ノ廉ニヨリ何々ノ賞(罰)ヲ受ク

(第二號書式)

卒業證
校 印 氏 名
年 月 日 生
右者本校本科ノ課程ヲ卒業シタルコトヲ證ス
靜岡縣立御殿場農業青年學校校長位動何某印

(第三號書式)

修了證
校 印 氏 名
年 月 日 生
右ハ本校研究科ノ課程ヲ修了セシコトヲ證ス
靜岡縣立御殿場農業青年學校校長位動何某印

●靜岡縣立靜岡工業青年學校學則

昭和十年十月三十一日
靜岡縣令第四十三號
大正十五年三月三十一日
靜岡縣令第三十六號
靜岡縣立靜岡專修工業學校學則左ノ通改正ス

〔靜岡令一號〕

靜岡縣立靜岡工業青年學校學則

第一章 總則

第一條 本校ハ青年學校令ニ基キ青年ニ對シ其ノ心身ヲ鍛鍊シ德性ヲ涵養スルト共ニ工業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ國民タルノ資ヲ向上セシムルヲ目的トス
第二條 本校ハ靜岡縣立靜岡工業青年學校ト稱シ靜岡縣立靜岡工業學校ニ併設ス

第二章 科並ニ教授及訓練期間

本科機械科

〔靜岡令一號〕

第三章

本校ニ本科及專修科ヲ置キ本科ヲ機械科、電氣科及木材工藝科ニ分ツ

第四條 教授及訓練期間ヲ左ノ通定ム

一 本科 四年

二 專修科 一年

第三章 教授及訓練科目並教授及訓練時數

第五條 教授及訓練科目並教授及訓練時數ヲ左ノ通定ム

教授及訓練科目	時數課程	年			
		第一	第二	第三	第四
修身及公民科	三五	及一箇年訓練時數	三五同	及一箇年訓練時數	三五同
普通科	七〇	及一箇年訓練時數	三五同	及一箇年訓練時數	三五同
國史及國語	(七〇)	課程	上	課程	上
算學	(三五)	課程	上	課程	上
理科	(三五)	課程	上	課程	上
英語	(三五)	課程	上	課程	上
英語	(三五)	課程	上	課程	上

計		專修科	
教授及訓練時期	日時	教授及訓練日	教授及訓練時刻
第一期	自四月三十一日	一日以上	夜間 自午後六時至午後九時 三時間
第二期	自九月三十一日	一日以上	夜間 自午後六時至午後九時 三時間
第三期	自三月三十一日	一日以上	夜間 自午後六時至午後九時 三時間
各期	共	共	日間 自午前八時至正午 四時間

備考 教授及訓練ノ時刻ハ季節ニヨリ多少變更スルコトアルベシ

第八條 休業日ヲ左ノ通定ム

- 一 祝日 大祭日 日曜日
- 二 第一期末 自八月一日至八月三十一日
- 三 年未年始 自十二月二十六日至一月七日
- 四 年度始末 自三月二十七日至四月二日

第五章 課程ノ修了及卒業ノ認定

第九條 修了又ハ卒業ハ全課程ニ就キ出席時數其ノ他平素ノ成績ヲ調査シテ學校長之ヲ認定ス

第十條 學校長ハ本科ノ課程ヲ修了シタル者ニハ第三號書式ノ卒業證書ヲ專修科ノ課程ヲ修了シタル者ニハ第四號書式ノ修了證書ヲ授與ス

〔靜岡令一號〕

第六章 入學、休學、退學及轉學等

第十一條 入學期ハ毎年四月トス但シ特別ノ事情アル者ハ中途之ヲ入學セシムルコトアルベシ

第十二條 本科第一年ニ入學ヲ許可スベキ者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノタルベシ

- 一 青年學校ノ普通科ヲ修了シタル者
- 二 高等小學校ヲ卒業シタル者
- 三 年齢十四歳以上ニシテ相當ノ素養アリト認ムル者

專修科ニ入學ヲ許可スベキ者ハ前項規定ヲ準用ス

第十三條 本校ニ入學セントスル者及他ノ青年學校ヨリ轉學セントスル者ハ保護者又ハ履備主連署ノ上本科ニ在リテハ第一號書式、專修科ニ在リ

〔靜岡令一號〕

第十四條 入學志願者數募集スベキ員數ヲ超過スルトキハ考査ノ上入學者ヲ決定ス

第十五條 特別ノ事情アル者ハ其ノ年齢及素養ニ應ジテ之ヲ本科第二年以上ニ入學セシムルコトアルベシ

第十六條 他ノ青年學校ノ生徒ニシテ本校ニ轉學ヲ志望シタル者ハ其ノ在籍學校ノ科及年ニ相當スル科及年ニ編入スルコトアルベシ但シ課程ノ程度ニヨリ編入年ニ對シテ加フルコトアルベシ

第十七條 病氣其ノ他已ムヲ得ザル事由ニヨリ引續キ三箇月以上修業シ能ハザル者ニ對シテハ一箇年以内ノ休學ヲ命ズルコトアルベシ

第十八條 生徒ニシテ他ノ青年學校ニ轉學セントスル者又ハ本校ヲ退學セントスル者ハ其ノ事由ヲ具シ保護者又ハ履備主連署ノ上學校長ニ願出ヅベシ

第十九條 生徒ニシテ一時他ノ青年學校ニ於テ教授及訓練ヲ受クルコトヲ志望スル者ハ其ノ志望青年學校名、期間及事由ヲ具シテ保護者又ハ履備主連署ノ上學校長ニ願出ヅベシ

第七章 賞罰

第二十條 生徒左ノ各號ノ一ニ該當シ衆生ノ模範トスルニ足ルト認ムルトキハ學校長ハ之ヲ表彰ス

- 一 品行方正成績優良ニシテ精勤ナル者
- 二 品行方正ニシテ奇特ノ行爲アル者

第二十一條 生徒ニシテ其ノ本分ニ違背シタリト認ムル者アルトキハ學校長ハ之ニ懲戒ヲ加フルコトアルベシ

第八章 授業料其ノ他

第二十二條 授業料ハ一箇月ニ付金五十錢トス但シ八月分ハ之ヲ徴收セズ

第十編 社會教育 第二章 青年學校

第二十三條 生徒ハ本校所定ノ服裝ヲ用フベシ但シ專修科ノ生徒ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十四條 生徒ハ所定ノ青年學校手帳ヲ所持スベシ

第二十五條 本校ニ於テハ必要ニ應ジ特別事項ニツキ卒業者及修了者其ノ他ニ講習ヲナスコトアルベシ講習事項及講習期間ハ開設ノ都度學校長之ヲ定ム

第二十六條 本令施行ニ關シ必要ナル細則ハ學校長之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十年九月一日ヨリ之ヲ適用ス

(第一號書式)

入學願

(入學志願者名) 儀御校本科 科第 年ニ入學志願ニ付御許可被成下度尤モ入學ノ上ハ御規則等堅ク相守可申且本人在學中ニ關スル件ハ一切保護者(若ハ履備主)ニ於テ引受可申此段相願候也

年 月 日

本籍地 現住所 職業 本人トノ續柄(保護者ノ場合)

保護者(若ハ履備主) 氏 名

履歷書

本籍地
現住所

某何男誰弟等 氏

年月日生 名

學業

一、何年何月 何縣何郡何市町村何小學校ニ於テ尋常小學校若ハ高等小學校卒業又ハ其第何學年修了等

職業

一、何年何月ヨリ何地何方ニテ何業ニ從事等

賞罰

一、何年何月何々ノ廉ニヨリ何々ノ賞(罰)ヲ受ク等

以上

(第二號書式)

入學願

志望科目

科

(入學志願者名) 儀御校專修科ニ入學志願ニ付御許可被成下度尤モ入學ノ上ハ御規則等堅ク相守可申且本人在學中ニ關スル件ハ一切保護者(若ハ雇傭主)ニ於テ引受可申此段相願候也

年月日

本籍地
現住所

入學志願者 氏

年月日生 名

(靜岡令一號)

職業 本人トノ續柄(保護者ノ場合)
保護者(若ハ雇傭主) 氏 名

本籍地
現住所

某何男誰弟等 氏

年月日生 名

學業

一、何年何月 何縣何郡何市町村何小學校ニ於テ尋常小學校若ハ高等小學校卒業又ハ其第何學年修了等

職業

一、何年何月ヨリ何地何方ニテ何業ニ從事等

賞罰

一、何年何月何々ノ廉ニヨリ何々ノ賞(罰)ヲ受ク等

以上

(第三號書式)

第 號

卒業證

校 印

氏 名

年月日生

右者本校本科 科ノ課程ヲ卒業シタルコトヲ證ス

靜岡縣立靜岡工業青年學校校長位勳何某

(第四號書式)

第 號

修了證

修了科目 校 印

氏 名

年月日生

右者本校專修科ニ於テ頭書ノ科目ヲ修了セシコトヲ證ス

年月日

靜岡縣立靜岡工業青年學校校長位勳何某

(靜岡令一號)

靜岡縣立濱松工業青年學校學則

第一章 總則

第一條 本校ハ青年學校令ニ基キ青年ニ對シ其ノ心身ヲ鍛鍊シ德性ヲ涵養スルト共ニ工業及實生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス

第二條 本校ハ靜岡縣立濱松工業青年學校ト稱シ靜岡縣立濱松工業學校ニ併設ス

第二章 科並ニ教授及訓練期間

第三條 本校ニ本科及專修科ヲ置キ本科ヲ色染科、機織科、建築科及木材工藝科ニ分ツ

第四條 教授及訓練期間ヲ左ノ通定ム

一 本科 四年

二 專修科 一年

第三章 教授及訓練科目並ニ教授及訓練時數

第五條 教授及訓練科目並ニ其ノ時數ヲ左ノ通定ム

●靜岡縣立濱松工業青年學校學則

昭和十年十月三十一日
靜岡縣令第四十一號

大正十年十二月十二日 靜岡縣令第七十一號 靜岡縣立濱松工業補習學校學則左ノ通改
正ス

本科 色染科

教授及訓練科目	時數課程	年			
		第一	第二	第三	第四
修身及公民科	三五	三五	同	上	三五
道徳ノ要領 並ニ日常生活 上ノ切實ナル 活法ニ及スル 經濟上ノ事項 會經ル上ノ事	三五	同	上	三五	同
一箇年教授及訓練時數	三五	同	上	三五	同
一箇年教授及訓練時數	三五	同	上	三五	同
一箇年教授及訓練時數	三五	同	上	三五	同
一箇年教授及訓練時數	三五	同	上	三五	同

本科 建築科

計	職業科				普通學科				修身及公民科	教授及訓練科目	年
	實習	工場要項	設計及施工法	規矩法	建築構造	理科	數學	英語			
三一五	三五				三五	三五	三五	三五	三五	第一	
	製圖				和洋建築	物理化學	珠算代數	讀解	國史大要	第二	
三一五	三五				一〇五	三五	三五	三五	三五	第三	
	木工實習				規矩法				同	第四	
三一五	七〇	三五	七〇						三五	第四	
	同上	工場管理法	設計及施工法						同上		

〔解附令一號〕

本科 木材工藝科

〔解附令一號〕

業	職業科				普通學科				修身及公民科	教授及訓練科目	年
	工場要項	家具沿革	塗裝法	圖案法	木工機械大意	構造學	理科	數學			
					三五	三五	三五	三五	三五	第一	
					構造學	物理化學	珠算代數	讀解	國史大要	第二	
					一〇五	三五	三五	三五	三五	第三	
					同上				同上	第四	
	三五	三五			一〇五				三五	第四	
	工場管理法	家具沿革	塗裝法	圖案法	同上				同上		

科	實	習	製	圖	工	塗	裝
計	三五	三五	同	上	七〇	同	上
計	三一五	三一五	三一五	三一五	三一五	三一五	三一五

專修科	時數課程	一箇年教授及訓練時數	課	程
修身及公民科	三〇	三〇	色染、機織、建築、木材工藝其ノ他ニ付學校長之ヲ定ム	
專修科目	一科目ニ付三〇			
計				

備考 各表ニ於ケル教授及訓練時數ハ總テ最小限度ヲ示スモノトス

第四章 教授及訓練ノ時期並ニ時刻

終ル

第六條 各年ニ於ケル教授及訓練ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ
第七條 教授及訓練ノ時期並ニ其ノ時刻ヲ左ノ通定ム

教授及訓練時期	日	時	教授及訓練日	教授及訓練時刻
第一期	自四月三十一日	至八月三十一日	實施豫定十三週	夜間(自午後六時)三時間
第二期	自九月三十一日	至十二月三十一日	實施豫定十四週	夜間(自午後六時)三時間
第三期	自一月三十一日	至三月三十一日	實施豫定八週	夜間(自午後六時)三時間
各期	共		每月第三日曜日	晝間(自午前八時)四時間

專修科

〔靜岡令一號〕

〔靜岡令一號〕

教授及訓練時期	日	時	教授及訓練日	教授及訓練時刻
第一期	自四月三十一日	至八月三十一日	實施豫定十三週	夜間(自午後六時)三時間
第二期	自九月三十一日	至十二月三十一日	實施豫定十四週	夜間(自午後六時)三時間
第三期	自一月三十一日	至三月三十一日	實施豫定八週	夜間(自午後六時)三時間
各期	共		每月第三日曜日	晝間(自午前八時)四時間

備考 教授及訓練時刻ハ季節ニヨリ多少變更スルコトアルベシ

第八條 休業日ヲ左ノ通定ム

- 一 祝日、大祭日、日曜日
- 二 第一期末休業 自八月一日 至八月三十一日
- 三 年未始休業 自十二月二十五日至一月七日
- 四 年度始末休業 自三月二十六日 至四月二日

第五章 課程ノ卒業及修了ノ認定

- 第九條 卒業若ハ修了ハ全課ニ就キ出席時數其ノ他平素ノ成績ヲ調査シテ學校長之ヲ認定ス
- 第十條 學校長ハ本科ノ課程ヲ修了シタル者ニハ第三號書式ノ卒業證書ヲ專修科ノ課程ヲ修了シタル者ニハ第四號書式ノ修了證書ヲ授與ス
- 第六條 入學、休學、轉學、退學等
- 第十一條 入學期ハ毎年四月トス但シ特別ノ事情アル者ハ中途之ヲ入學セシムルコトアルベシ
- 第十二條 本科第一年ニ入學ヲ許可スベキ者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノタルベシ

一 青年學校ノ普通科ヲ修了シタル者

- 二 高等小學校ヲ卒業シタル者
 - 三 年齢十四歳以上ニシテ相當ノ素養アリト認ムル者
- 專修科ニ入學ヲ許可スベキ者ハ前項ノ規定ヲ準用ス
- 第十三條 本校ニ入學セントスル者及他ノ青年學校ヨリ轉學セントスル者ハ保護者又ハ雇傭主連署ノ上本科ニ在リテハ第一號書式、專修科ニ在リテハ第二號書式ノ入(轉)學願書ヲ學校長ニ提出スベシ
 - 第十四條 入學志願者數募集人員ニ超過スルトキハ考査ノ上入學者ヲ決定ス
 - 第十五條 特別ノ事情アル者ハ其ノ年齢及素養ニ應ジテ之ヲ本科ノ第二年以上ニ入學セシムルコトアルベシ
 - 第十六條 他ノ青年學校ノ生徒ニシテ本校ニ轉學ヲ志望シタル者ハ其ノ在籍學校ノ科及年ニ相當スル科及年ニ編入スルコトアルベシ但シ課程ノ程度ニヨリ編入年ニ相當ヲ加フルコトアルベシ
 - 第十七條 病氣其ノ他已ムヲ得ザル事由ニヨリ引續キ三ヶ月以上修業シ能ハザル者ニ對シテハ一ヶ年以内休學ヲ命ズルコトアルベシ

第十八條 生徒ニシテ他ノ青年學校ニ轉學セントスル者及本校ヲ退學セントスル者ハ其ノ事由ヲ具シ保護者又ハ雇傭主連署ノ上學校長ニ願出ヅベシ

第十九條 生徒ニシテ一時他ノ青年學校ニ於テ教授及訓練ヲ受クルコトヲ志望スル者ハ其ノ志望青年學校名、期間及事由ヲ具シテ保護者又ハ雇傭主連署ノ上學校長ニ願出ヅベシ

第七章 賞罰

第二十條 生徒左ノ各號ノ一ニ該當シ業生ノ模範トスルニ足ルト認ムルトキハ學校長ハ之ヲ表彰ス

一 品行方正成績優良ニシテ精勤ナル者

二 品行方正ニシテ奇特ノ行爲アル者

第二十一條 生徒ニシテ其ノ本分ニ違背シタリト認ムル者アルトキハ學校長ハ之ニ懲戒ヲ加フルコトアルベシ

第八章 授業料其ノ他

第二十二條 授業料ハ一箇月ニ付金五十錢トス但シ八月分ハ之ヲ徵收セズ

第二十三條 生徒ハ本校所定ノ服裝ヲ用フベシ但シ專修科ノ生徒ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十四條 生徒ハ所定ノ青年學校手帳ヲ所持スベシ

第二十五條 本校ニ於テハ必要ニ應ジ特別事項ニツキ卒業者及修了者其ノ他ニ講習ヲナスコトアルベシ講習事項及講習期間ハ開設ノ都度學校長之ヲ定ム

第二十六條 本令施行ニ關シ必要ナル細則ハ學校長之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十年九月一日ヨリ之ヲ適用ス

(第一號書式)

〔靜岡令一號〕

入(轉)學願書

(入學志願者) 儀御校本科 科第 年ニ入學志願ニ付御許可被成下度尤モ入學ノ上ハ御規則等堅ク相守可申且本人在學中ニ關スル件ハ一切保護者(若ハ雇傭主)ニ於テ引受可申此段相願候也

本籍地 現住所

某何男誰弟等 入學志願者 氏

名 年月日生

本籍地 現住所

職業 本人トノ續柄(保護者ノ場合) 保護者(若ハ雇傭主) 氏

名

履歷書

學業

- 一、何年何月 何府(縣)何郡(市)(町)村何小學校ニ於テ尋常小學校若ハ高等小學校(修業年限何箇年)卒業又ハ其第何學年修了 何地何學校ニ於テ何科卒業若ハ修了又ハ其第何學年修了 若クハ在學中等
- 一、何年何月ヨリ何年何月マテ何地ニ就キ何々就業
- 一、何年何月ヨリ何年何月マテ何地何某方ニ於テ何々ニ從事

〔靜岡令一號〕

一、何年何月何々ノ廉ニヨリ賞(罰)ヲ受ク

(第二號書式)

入學願書

志望科目 科

(入學志願者) 儀御校專修科ニ入學志願ニ付御許可被成下度尤モ入學ノ上ハ御規則等堅ク相守可申且本人在學中ニ關スル件ハ一切保護者(若ハ雇傭主)ニ於テ引受可申此段相願候也

年 月 日

本籍地 現住所

某何男誰弟等 入學志願者 氏

名 年月日生

本籍地 現住所

職業 本人トノ續柄(保護者ノ場合) 保護者(若ハ雇傭主) 氏

名

履歷書

學業

- 一、何年何月 何府(縣)何郡(市)(町)村何小學校ニ於テ尋常小學校若ハ高等小學校(修業年限何箇年)卒業又ハ其第何學年修了 何地何學校ニ於テ何科卒業若ハ修了又ハ其第何學年修了 若ハ在學中等

(第三號書式)

卒業證

右者本校本科何科ノ課程ヲ卒業シタルコトヲ證ス

靜岡縣立濱松工業青年學校長 位 勤 何

某

(第四號書式)

修了證

右者本校專修科ニ於テ頭書ノ科目ヲ修了セシコトヲ證ス

靜岡縣立濱松工業青年學校長 位 勤 何

某

教育擔任部隊	指導要員所屬部隊
步兵第六聯隊	名古屋衛戍地所在部隊及病院
步兵第六十八聯隊	岐阜及各務原衛戍地所在部隊及病院
步兵第十八聯隊	豊橋及濱松衛戍地所在部隊及病院
步兵第三十四聯隊	靜岡及三島衛戍地所在部隊及病院

憲兵分隊在職ノ者ハ其最寄步兵隊トス

指導要員中隔地部隊ノ者ハ教育間其ノ教育擔任部隊ニ宿泊スルモノトス
 第二十八條 特別教育ハ毎年退營該當年度ニ於テ一週間ヲ用途トシテ實施スルモノトス教育期日其他細部ニ關シ步兵聯隊長ハ要スレハ指導要員ノ所屬部隊長ト協定ノ上之ヲ決定スルモノトス

其ノ二、召集間ニ於ケル指導員ノ特別教育

第二十九條 召集間ニ於ケル指導員(召集標準年次ニ拘ラス召集シタル者ヲ含ム)ニ對スル教育ハ各召集部隊毎ニ一般教育間特ニ意ヲ用ヒ指導員タルノ能力向上ニ著意指導スルノ外概ネ最後ノ一週間ヲ割キテ集合特別教育ヲ實施スルモノトス

但シ步兵隊ト同一衛戍地ニ在ル部隊ニシテ概ネ召集期日ヲ同フセル場合ニ於テハ兩隊長協議ノ上步兵隊ニ於テ合同特別教育ヲ行フコトヲ得

第三十條 特ニ必要ト認ムル場合ニ在リテハ各隊ノ召集者ヲ步兵隊ニ集メ十日以内ヲ用途トシ特別教育ヲ實施スルコトアリ
 演習召集ニ該當セサル者(召集回數ヲ終リタル者並退役國民兵役等ノ召集無資格者ヲ含ム)ニシテ參加ヲ希望スルモノアル時ハ同時ニ之ヲ集メ教育ヲ實施スルコトヲ得

〔靜岡令二〇號〕

但シ此ノ場合兵營宿泊ニ要スル經費ハ希望者ニ於テ之ヲ負擔スルモノトス
 其ノ三、指導員ニ對スル一般指導
 第三十一條 本章前各條以外ニ於テハ概ネ左ノ要領ニ依リ指導ヲ與フルモノトス

- 一、軍部ノ直接主宰スル講習指導又ハ臨機指導
- 二、軍部以外ノ主宰ニ依ル講習會又ハ研究會開催ノ時機ヲ利用スル指導
- 三、通信等ニ依ル指導

●公立青年學校ノ指導員等ニシテ陸海軍現役ニ服シ又ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者ノ氏名報告ニ關スル件

昭和十二年八月二十六日
 社教第三八三號學務部長通牒

市長 青年學校長宛

公立青年學校ノ指導員講師等ニシテ陸海軍現役ニ服シ又ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者アル場合ハ爾今左記様式ニ依リ至急御報告相成度
 今回ノ事變ニ關シ既ニ報告済ノモノハ更メテ報告ヲ要セザルニ付爲念申添候

學校名	專任、兼任等ノ別	職名	氏名	服役又ハ到著年月日	附記

記

〔靜岡令二〇號〕

●青年學校教職員履歷書提出ニ關スル件

昭和十一年二月十八日
 社教第一〇五號學務部長通牒

公立青年學校長宛

漂記ノ件必要有之候條貴校教職員中學校長及專任教員(教諭、助教諭、助教諭心得、月俸四拾圓以上ノ學科及教練指導員)ノ履歷書一通宛三月十五日迄ニ提出方御取計相成度

追テ爾今學校長及專任教員ノ新任用者ニ關シテハ辭令書受領後十五日以内ニ提出方御取計相成度

尙履歷書調製方ニ付テハ昭和七年六月十一日教第一二三二號通牒ニ準據相成度

●青年學校專任教員ノ勤務ニ關スル件

昭和十一年五月二十八日
 社教第一〇六號學務部長通牒

市長 青年學校長宛

青年學校專任教員ヲ他ノ學校ノ教員ニ兼務セシムル場合ノ授業時數ニ關シテハ爾今開催セル青年學校長會議ニ於テ每週五時ヲ限度トスベキ旨注意セル處ナルモ其ノ後依然トシテ其ノ限度ヲ超エ甚シキハ一學級ヲ擔任セシムルカ如キモノ有之哉ニ相聞エ青年學校振興上實ニ遺憾ニ禁ヘズ爾今家事及裁縫科擔任以外ノ專任教員ニアリテハ特別ナル事情ヲ除クノ外之カ限度ヲ超ユルガ如キコト無之様御留意相成度

●靜岡縣立青年學校教員養成所學則

昭和十一年四月十八日
 靜岡縣令第七號

靜岡縣立青年學校教員養成所學則

靜岡縣立青年學校教員養成所ノ學則左ノ通改正ス

第一章 總則

第一條 本所ハ青年學校教員養成所令ニ依リ青年學校教員ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二條 本所ハ靜岡縣立青年學校教員養成所ト稱シ靜岡縣立靜岡農學校ニ併設ス

第三條 修業年限ハ二年トス

第四條 生徒定員ハ六十名トス

第二章 學年學期及休業日

第五條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第六條 學年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第十編 社會教育 第二章 青年學校

第一學期 自四月一日至七月十五日
 第二學期 自七月十六日至十二月三十一日
 第三學期 自翌年一月一日至三月三十一日
 第七條 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 日曜日
 二 祝日、大祭日
 三 夏季休業 第八條ニ依ル
 四 冬季休業 自十二月二十五日至翌年一月七日
 五 春季休業 自三月二十七日至四月四日
 第八條 七月十六日ヨリ八月三十一日マテノ期間中三週間以内休業シ其ノ他ハ毎週十八時間以内ノ學科ヲ課ス
 第三章 學科課程及每週教授時數
 第九條 學科課程及每週教授時數左ノ如シ

學科	第一學年 每週教授時數	第二學年 每週教授時數
修身及公民科	三	三
國語科	三	三
國文	三	三
職業科	九	七
農學	二	二
園藝	二	二
畜産	二	二
工業	二	二
商業	二	二
衛生	二	二
算術	二	二
理科	二	二
音樂	二	二
圖畫	二	二
手工	二	二
勞作	二	二
體育	二	二
衛生	二	二
職業科	九	七
農學	二	二
園藝	二	二
畜産	二	二
工業	二	二
商業	二	二
衛生	二	二
算術	二	二
理科	二	二
音樂	二	二
圖畫	二	二
手工	二	二
勞作	二	二
體育	二	二
衛生	二	二

〔附合五號〕

一四ノ三八

計 實 習 二八 無定時 二六 無定時
 實 習 無定時 無定時
 研 究 無定時 無定時
 前項ノ外所長ニ於テ必要ト認メタル學科ニツキ課外教授ヲ爲スコトヲ得
 第四章 入所選所
 第十條 生徒ノ入所ハ學年ノ始ニ於テ之ヲ許可ス
 第十一條 本所ニ入所スルコトヲ得ベキ者ハ品行方正身體健康ノ男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當シ青年學校ノ教員タル志望堅實ナル者タルベシ
 一 尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年以上ノ實業學校又ハ之ト同程度ノ實業學校ヲ卒業シタル者
 二 師範學校又ハ中學校ヲ卒業シタル者
 三 前各號ニ掲グル者ニ準ズベキ學力アリト認メタル者
 第十二條 入所志願者ハ第一號様式ノ入所願書ニ戸籍謄本、第二號様式ノ履歷書及最終出身學校長ノ學業成績證明書ヲ添ヘ願出ヅベシ
 第十三條 所長ハ入所志願者ニツキ最終出身學校長ヨリ品行調書ヲ徵シ銓衡ノ上入所者ヲ決定ス但シ所長ニ於テ必要アリト認メタルトキハ學力身體及人物試驗ヲ行フコトアルベシ
 第十四條 入所ヲ許可セラレタル者ハ在所中及卒業後ノ服務ニ關シ第三號様式及第四號様式ニ依リ保證人連署ヲ以テ所長指定ノ期日迄ニ誓約書ヲ提出スベシ
 第十五條 前條ノ保證人ハ本縣下ニ居住スル年齢二十五歳以上ノ男子ニシテ獨立ノ生計ヲ營ミ生徒ノ身上ニ關スル一切ノ責ヲ負フニ足ルモノタルベシ
 保證人連隔ノ地ニ居住スル場合ニ於テハ所長ニ於テ本所所在地附近ニ居住シ獨立ノ生計ヲ營ム成年以上ノ男子タル保證人代理者ヲ定メシムルコト

〔附合三號〕

二 奇特ノ行爲アリタル者
 二十二條 所長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル生徒ニ對シ懲戒ヲ加フルコトヲ得
 一 正當ノ事由ナクシテ濫リニ缺席シタル者
 二 品行不良ナル者
 三 其ノ他生徒タル本分ニ悖ルト認メタル者
 懲戒ヲ分チテ左ノ三種トス
 一 誡 愆
 二 停 學
 三 退 學

第七章 授業料及學費補給
 第二十三條 授業料ハ之ヲ徵收セズ
 第二十四條 生徒ニハ豫算ノ範圍内ニ於テ學費ヲ補給ス
 第二十五條 第十八條ニ依リ退所シ又ハ第二十二條ニ依リ退學ヲ命セラレタル者ニ對シテハ在所中ノ授業料及補給シタル學費ヲ償還セシム但シ情狀ニ依リ其ノ一部又ハ全部ノ償還ヲ免除スルコトアルベシ
 前項ノ授業料ハ年額五拾圓トシ月割ヲ以テ計算ス
 第八章 服務義務
 第二十六條 本所ヲ卒業シタル者ハ卒業ノ日ヨリ二年間本縣内ニ於テ青年學校若ハ小學校ノ教職ニ從事スル義務アルモノトス但シ知事ノ承認ヲ得テ本縣内ニ於テ教育ニ關スル他ノ職務ニ從事スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 本縣師範學校ヲ卒業シ更ニ本所ヲ卒業シタル者ノ服務義務年限ハ師範學校卒業ニ依リ服務義務年限ニ一年ヲ加フ
 第二十七條 本所ヲ卒業シタル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ願出ニ依リ知事ハ服務義務ヲ猶豫又ハ免除スルコトアルベシ

トアルベシ此ノ場合ニ於テハ保證人及其ノ代理者ノ連署ヲ以テ所長ニ届出ヅベシ
 所長ニ於テ保證人又ハ保證人代理者ヲ不適當ト認メタルトキハ之ヲ變更セシムルコトアルベシ
 第十六條 保證人死亡シ若ハ前條ノ資格ヲ失ヒタルトキハ新ニ保證人ヲ定メ更ニ誓約書ヲ提出スベシ
 前項ノ事由保證人代理者ニ生ジタル場合ニハ速ニ届出ヅベシ
 第十七條 所長ハ左ノ場合ニ於テ生徒ニ對シ一年以内ノ休學ヲ命ズルコトアルベシ
 一 疾病其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ引續キ二月以上缺席シタルトキ
 二 前條ノ事由ニ依リ休學ヲ願出テタルトキ
 前項第二號ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ具シ保證人連署ヲ以テ所長ニ願出ヅベシ
 第十八條 所長ハ左ノ場合ニ於テ生徒ニ對シ退所ヲ命ズルコトアルベシ
 一 疾病又ハ學業成績劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタルトキ
 二 疾病又ハ已ムヲ得ザル事由ニ依リ退所ヲ願出テタルトキ
 前項第二號ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ具シ保證人連署ヲ以テ所長ニ願出ヅベシ
 第五章 修業及卒業
 第十九條 課程ノ修了及卒業ハ學業成績及操行ヲ考查シテ之ヲ認定ス
 第二十條 卒業ヲ認定シタル者ニハ第五號様式ノ卒業證書ヲ授與ス
 第六章 表彰及懲戒
 第二十一條 所長ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ學生ノ模範トスルニ足ル生徒ニ對シ表彰スルコトアルベシ
 一 品行方正ニシテ學業優等ナル者

第十編 社會教育 第二章 青年學校

一四ノ三九

第十編 社會教育 第二章 青年學校

- 一 教員養成ヲ目的トスル官公立學校ニ入學シタルトキ
- 二 特別ノ事由ニ因リ本縣以外ニ於テ教育ニ關スル職務ニ從事セントスルトキ
- 三 疾病ニ因リ服務ニ耐ヘザルトキ

第二十八條 本所ヲ卒業シタル者服務義務期間内ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ在所中ノ授業費及補給シタル學資ヲ償還セシム但シ情狀ニ依リ其ノ一部又ハ全部ノ償還ヲ免除スルコトアルベシ

- 一 前條ニ依リ服務義務ヲ免除セラレタルトキ
- 二 正當ノ事由ナクシテ服務義務ヲ履行セザルトキ
- 三 懲戒免職ニ處セラレタルトキ

第九章 講習科

第二十九條 青年學校ノ教員其ノ他青年教育ニ從事スル者ノ爲本所ニ講習科ヲ置クコトアルベシ

第十章 寄宿舎

第三十條 生徒ハ總ベテ寄宿舎ニ入舎セシム
寄宿舎ニ關スル細則ハ所長之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

第一號様式

入學願

私儀青年學校教員志願ニ付御縣立青年學校教員養成所生徒トシテ御採用相成度別紙履歷書戸籍謄本並ニ最終出身學校長ノ學業成績證明書相添へ此段相願候也

年月日

〔靜岡令三號〕

一四ノ四〇

本籍地 府縣郡市町村大字何番地
現住所 同
職業 戶主誰子弟

氏 名 名印

第二號様式

履歷書

本籍地 府縣郡市町村大字何番地
現住所 同
職業 戶主誰子弟

氏 名 名印

一、學業

年月日何々學校入學 年月 日卒業又ハ修業(證書寫別紙ノ通リ)

一、業務

年月 日其他

一、兵 役

兵 役ニ關スル事項

一、賞 罰

年月 日 賞罰及事由

右之通り相違無之候也

年月日

氏 名 名印

第三號様式

○ ○ (本人印) 誓約書
○ ○ (保證人印)

某儀今般御所ニ入所御許可相成候ニ就テハ在所中規ヲ遵奉スルハ勿論一意生徒タルノ本分ヲ守リ卒業ノ上ハ制規ニ從ヒ忠實ニ教職ニ從事仕ルヘク又某ノ身上ニ關スル事件ハ保證人ニ於テ一切引受申スヘク仍テ保證人連署ヲ以テ茲ニ誓約仕候也

本籍地 府縣郡市町村大字何番地
現住所 同
職業 戶主誰子弟

本人 氏 名 名印

本籍地 府縣郡市町村大字何番地
現住所 同
職業 入所者トノ續柄

保證人 氏 名 名印

靜岡縣立青年學校教員養成所長氏名殿

第四號様式

○ ○ (本人印) 誓約書
○ ○ (保證人印)

某儀今般御縣立青年學校教員養成所ニ入所致候ニ就テハ總テ御規則ヲ確

第十編 社會教育 第二章 青年學校

〔靜岡令二九號〕

守可致ハ勿論萬一御規則ニ依リ授業費及學資ノ償還ヲ命セラレ候節ハ直チニ返納可仕若シ本人ニ於テ還納セサル時ハ保證人ニ於テ辨償仕ルヘク候仍テ保證人連署ヲ以テ茲ニ誓約仕候也

本籍地 府縣郡市町村大字何番地
現住所 同
職業 戶主誰子弟

本人 氏 名 名印

本籍地 府縣郡市町村大字何番地
現住所 同
職業 入所者トノ續柄

保證人 氏 名 名印

前記保證人何某ハ當市町村ニ居住シ直接國稅參回以上ヲ納ムル成年以上ノ男子ニ相違無之候

年月日

縣郡市町村長 氏 名 名印

第五號様式

卒業證書

所印 氏 名 名印
年月日 生年月日

右ハ本所ノ課程ヲ履修シ正ニ其ノ業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ證ス

靜岡縣立青年學校教員養成所長位勳爵 氏 名 名印

第何號

一四ノ四〇ノ一

●青年學校教員臨時養成科規則

昭和十三年六月二日
靜岡縣令第二十六號

青年學校教員臨時養成科規則左ノ通定ム

青年學校教員臨時養成科規則

第一條 靜岡縣立青年學校教員養成所ニ臨時養成科ヲ置ク

第二條 臨時養成科ニ左ノ部ヲ設ク

農業部

水産部

第三條 各部ノ生徒定員ハ左ノ通トス

農業部 二十五人

水産部 十人

第四條 臨時養成科ニ入所スルコトヲ得ル者ハ品行方正身體強健ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル男子トス

一 小學校本科正教員又ハ小學校專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者

二 尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年以上ノ中等學校又ハ之ト同程度以上ノ學校ヲ卒業シタル者

三 養成所長ニ於テ前各號ニ掲グル者ニ準ズベキ學力アリト認メタル者

第五條 學科課程及每週教授時數左ノ如シ

學科	目 課	程	授每週教時數
修身及公民科	國體ノ本義、國民道德ノ要領並ニ國民ノ政治生活、經濟生活、社會生活ニ關スル事項		四

〔靜岡令二九號〕

科 目	講 義	授每週教時數
教育	教育ノ理論及教授法、社會教育、青年學校經營、作文	四
國語	國史	一
職業科	耕種、養畜、養蠶、農藝化學、農業經濟、林業、體操、教練、競技、武道	一二
計		二七
校外視察調査		無定時
實驗及實習		無定時
水産部		無定時
修身及公民科	國體ノ本義、國民道德要領並ニ國民ノ政治生活、經濟生活、社會生活ニ關スル事項、教育ノ理論及教授法、社會教育、青年學校經營、作文	四
國語	國史	一
職業科	水産法規、水産經濟、水産經營	一二
漁撈	漁撈、航海、運用、造船、海洋、氣象、浮游生物	一二

〔靜岡令二九號〕

製 造	養 殖	體 操	計
水産製造、水産化學、微生物、機械、漁獲物處理、冷蔵、水産衛生	養殖、水産養殖、病理發生、水質、浮游生物、海洋、氣象、機械	體操、教練、競技、武道	二七
校外視察調査			無定時
實驗及實習			無定時

第六條 臨時養成科ニ青年學校ノ教員其ノ他青年教育ニ従事スル者ノ爲講習期間三月以内ノ臨時講習科ヲ置クコトヲ得

臨時講習科ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第七條 靜岡縣立青年學校教員養成所學則第五條乃至第八條、第十條、第十二條乃至第十九條、第二十一條乃至第二十八條及第三十條ノ規定ハ臨時養成科ニ之ヲ準用ス但シ第二十六條第一項中二年間トアルハ之ヲ一年間トス

●青年學校一覽表等ニ關スル件

昭和十一年五月九日
社教第二號學務部長通牒

市長 公私立青年學校校長宛

標記ニ關スル件責管理青年學校ニ就キ左記様式ニ依リ青年學校一覽表及青

一、青年學校一覽表様式

(用紙美濃版)

年學校職員一覽表並ニ青年學校生徒入學歩合調査表ハ毎年四月末日現在ヲ以テ調製シ五月十五日限り、青年學校生徒出席調査表ハ三月末日現在ヲ以テ調製シ四月十日限り報告方御取計相成度
追テ本年ニ限り何レモ五月末日限り報告方御取計相成度

教		普通科		女		男		年		時		市		町		村		情		置		設	
普通科		女		男		年		時		市		町		村		情		置		設		位	
女		男		年		時		市		町		村		情		置		設		位		置	
期教授及訓練		及訓練時數		一ケ年教授		職業科目		教授及訓練科目日並ニ一ケ年時數		職業別		戸數		人口		財		政		沿革ノ大要		設置認可年月日	
職業別		農業		工業		商業		漁業		其ノ他		計		男		女		計		市町村豫算總額(經常費)		同教育費一戸當平均	
併設學校		開設年月日		開設年月日		開設年月日		開設年月日		開設年月日		開設年月日		開設年月日		開設年月日		開設年月日		開設年月日		開設年月日	
青年學校一覽表		青年學校一覽表		青年學校一覽表		青年學校一覽表		青年學校一覽表		青年學校一覽表		青年學校一覽表		青年學校一覽表		青年學校一覽表		青年學校一覽表		青年學校一覽表		青年學校一覽表	

〔靜岡令四號〕

〔靜岡令四號〕

生		籍		在		科		普		通		科		本		科		研		究		科	
生		籍		在		科		普		通		科		本		科		研		究		科	
男		女		年		計		一		二		三		四		五		一		二		計	
時期區分		教授及訓練日		教授及訓練時刻		備		設		專用教室		照明		室內坪當		運動場坪當		教科書		書名		發行所	
女		男		年		時		時		時		時		時		時		時		時		時	
制		編		制		編		制		編		制		編		制		編		制		編	
別		業		職		商		工		農		(男)		(女)		別		業		職		商	

合 計	科究研		科 本						科通普			
	第 二 年	第 一 年	第 五 年	第 四 年	第 三 年	第 二 年	第 一 年	第 二 年	第 一 年			
										女	男	女
女												
男												

右ノ通報告候也

年 月 日

静岡縣知事宛

(備考)

- 一、出席歩合ハ教授及訓練實施時數ニ在籍生徒數ヲ乗シタル時數(教授及訓練實施總時數)ヲ以テ各人ノ出席シタル總時數ノ累計(出席總時數)ヲ除シタル數ヲ百倍シ小數第三位ヲ四捨五入シテ「パーセント」ヲ以テ表示スルコト
- 一、第二部生徒ノ分ハ同様式ニ依リ別紙ヲ以テ調整スルコト

四、青年學校生徒入學調査表様式

(用紙美濃版)

青年學校生徒入學歩合調査表

〔静岡令四號〕

(昭和 年四月末日現在)

何々青年學校長

〔静岡令四〇號〕

合 計	研 究 科		本 科		普 通 科		科 種 別	入 學 年 齡 該 當 者	入 學 資 格 該 當 中 入 學 セ ザ ル 者 ノ 數	在 籍 生 徒 數	入 學 合 步	備 考	
	女	男	女	男	女	男							他 校 在 學 又 ハ 卒 業 者
女													
男													

右ノ通報告候也

年 月 日

静岡縣知事宛

(備考)

- 一、入學資格該當者數ヲ以テ在籍生徒數ヲ除シ得タル數ヲ百倍シテ小數第三位ヲ四捨五入シ「パーセント」ニテ表示スルコト
- 一、他ノ學校在學又ハ卒業者欄ニハ現役將校配屬學校在學者卒業者其ノ他學校在學者ニシテ青年學校入學ヲ必要トセザル者ノ數ヲ計上スルコト

何々青年學校長

●青年學校ニ關スル調査報告ノ件

昭和十一年五月十二日
社教第一七八號學務部長通牒

修正 昭和十四年三月社教第八一號

青年學校ニ關スル調査別記様式ニ依リ毎年六月末日限御報告相成度

市町村長 縣立青年學校長宛

第十編 社會教育 第二章 青年學校

計	計
---	---

備考

- 一、市町村學校組合立ハ市立ノ欄ニ、町村學校組合立ハ町村立ノ欄ニ各之ヲ包含セシムルコト
- 二、男女ノ欄ハ生徒ノ性別ニ依リ記入スルコト

第九表

經費豫算額調

(昭和 年四月末日現在)

設置者別	種別	經費		給及手當	其他	臨時費	合計
		既置	新置				
		計	計				
公道府縣立	市立						
	町村立						
私立	市立						
	町村立						
合計	計						

備考

- 一、市町村學校組合立ハ市立ノ欄ニ、町村學校組合立ハ町村立ノ欄ニ各之ヲ包含セシムルコト
- 二、專任教員ハ昭和十年六月一日社教第二一七號通牒「青年學校施設經營心得ニ關スル件」第七ニ依ルコト
- 三、專任教員ノ欄ハ第四表ノ專任教員ノ既置、増置及新置ノ區別ニ依リ其ノ俸給及手當豫算額ヲ記入スルコト

第十表

前年度經費支出額調

〔靜岡令四號〕

〔靜岡令四號〕

設置者別	種別	經費		給及手當	其他	臨時費	合計
		既置	新置				
		計	計				
公道府縣立	市立						
	町村立						
私立	市立						
	町村立						
合計	計						

備考

- 一、市町村學校組合立ハ市立ノ欄ニ、町村學校組合立ハ町村立ノ欄ニ各之ヲ包含セシムルコト
- 二、專任教員ハ昭和十年六月一日社教第二一七號通牒「青年學校施設經營心得ニ關スル件」第七ニ依ルコト
- 三、專任教員ノ欄ハ第四表ノ專任教員ノ既置、増置及新置ノ區別ニ依リ其ノ俸給及手當支出額ヲ記入スルコト

第十一表

課程種別調

(昭和 年四月末日現在)

設置者別	種別	課程種別	
		男	女
公道府縣立	普通科	本置	モ
		ヲ置	ノ
	普通科	本置	モ
		ヲ置	ノ
	普通科	本置	モ
		ヲ置	ノ
	本置	モ	ノ
		ヲ置	ノ
	普通科	本置	モ
		ヲ置	ノ
普通科	本置	モ	
	ヲ置	ノ	
合計	計		

第十編 社會教育 第二章 青年學校

第十編 社會教育 第二章 青年學校

備考

- 一、市町村學校組合立ハ市立ノ欄ニ、町村學校組合立ハ町村立ノ欄ニ之ヲ包含セシムルコト
- 二、男ノ欄ハ男子ノミノ青年學校ノ科並ニ男子及女子ノ青年學校ノ男子ノ科ヲ、女ノ欄ハ女子ノミノ青年學校ノ科並ニ男子及女子ノ青年學校ノ女子ノ科ヲ記入スルコト

第十三表

設備情況調

(昭和 年四月末日現在)

設置者別	種別	獨立設置	併置	併設學校ニシテ専用教室ノアル學校數	分教場ノ數	
					分教場ノ數	分教場ノ數
市立	町村立	市立	町村立	計	計	計
道府縣立						
公立						
私立						
合計						

備考

市町村學校組合立ハ市立ノ欄ニ、町村學校組合立ハ町村立ノ欄ニ各之ヲ包含セシムルコト
前年度青年學校課程修得者數調

第十四表

道府縣立

〔靜岡令四號〕

〔靜岡令四〇號〕

合計	私立	公立	
		町村立	市立

備考

- 一、本表ハ青年學校ノ課程ヲ修メ前年度ニ於テ青年學校長ガ兵役法施行令第三十四條第二項ノ規定ニ依リ陸軍大臣ノ定メタル課程ヲ修得シタルコトヲ證明シタル者ノ數ヲ調査スルモノナルコト
- 二、市町村學校組合立ハ市立ノ欄ニ、町村學校組合立ハ町村立ノ欄ニ各之ヲ包含セシムルコト

第十五表

未設置市町村調

(昭和 年四月末日現在)

市町村設置名	未設置ノ理由

備考

市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ青年學校ヲ設置シタル場合其ノ關係市町村ハ青年學校設置市町村トシテ取扱フコト